

令和3年第4回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 招集日 令和3年6月4日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 令和3年6月4日
2. 閉 会 令和3年6月9日
3. 会 期 6日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番 荒海正人	5番 猪俣常三	9番 多賀剛
2番 上野恵美子	6番 三留正義	10番 青木照夫
3番 小林雅弘	7番 小柴敬	11番 清野佐一
4番 秦貞継	8番 伊藤一男	12番 武藤道廣

2. 不応招議員

なし

令和3年第4回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

令和3年6月4日（金）……5～12頁

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 例月出納検査報告
- 日程第5 付議事件名報告
- 日程第6 提案理由の説明
- 日程第7 議案第6号 令和2年度西会津町一般会計補正予算（第15次）の専決処分の承認について

令和3年6月7日（月）……13～65頁

- 日程第1 一般質問（上野恵美子、小林雅弘、荒海正人、三留正義、猪俣常三）

令和3年6月8日（火）……67～93頁

- 日程第1 一般質問（多賀剛、青木照夫）
- 日程第2 報告第1号 令和2年度西会津町繰越明許費繰越計算書
- 日程第3 報告第2号 令和2年度西会津町公営企業会計予算繰越計算書
- 日程第4 報告第3号 喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類
- 日程第5 報告第4号 株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類

令和3年6月9日（水）……95～141頁

- 日程第1 議案第1号 西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第2 議案第2号 西会津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第3 議案第3号 西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第4 議案第4号 西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

- 日程第5 議案第5号 西会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第6 議案第7号 西会津町子育てコミュニティ施設条例
- 日程第7 議案第8号 西会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第9号 西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第10号 令和3年度西会津町一般会計補正予算（第2次）
- 日程第10 議案第11号 令和3年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）
- 日程第11 提案理由の説明
- 日程第12 議案第12号 財産の取得について（除雪ドーザ）
- 日程第13 報告第5号 委任専決処分事項
- 日程第14 議会案第1号 西会津町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第15 請願第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書
- 日程第16 陳情第1号 観光標識の案内板設置に関する陳情書
- 日程第17 意見書案第1号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書
- 日程第18 常任委員会委員の選任
- 日程第19 議会運営委員会委員の選任
- 日程第20 常任委員会の所管事務調査（管内）実施申出について
- 日程第21 経済常任委員会の継続審査申出について
- 日程第22 広報広聴常任委員会の継続審査申出について
- 日程第23 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第24 議会活性化特別委員会の継続審査申出について

令和3年第4回西会津町議会定例会会議録

令和3年6月4日（金）

開 会 10時00分
散 会 11時00分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	伊 藤 善 文	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	五十嵐 博 文
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦		
商工観光課長	岩 渕 東 吾		
農林振興課長	矢 部 喜代栄		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局副主査	品 川 貴 斗
--------	---------	----------	---------

令和3年第4回議会定例会議事日程（第1号）

令和3年6月4日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告

日程第4 例月出納検査報告

日程第5 付議事件名報告

日程第6 提案理由の説明

日程第7 議案第6号 令和2年度西会津町一般会計補正予算（第15次）の専決処分の承認について

散 会

（全員協議会）

（総務経済常任委員会）

（広報広聴常任委員会 広報分科会）

（議員互助会世話人会）

○議長 ただいまから、令和3年第4回西会津町議会定例会を開会します。

(10時00分)

開会にあたり一言あいさつを申し上げます。

議員各位には、公私誠に多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、条例の制定、改正及び補正予算など、重要な議案でございます。円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望いたしますとともに、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます、開会のあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

○議会事務局長 本定例会に、町長より別紙配付のとおり11件の議案及び4件の報告事項が提出され、受理しました。

本定例会までに受理した請願、陳情は、請願1件、陳情1件であり、請願・陳情の要旨等はお手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は7議員からであり、質問者及び質問の要旨はお手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査結果については監査委員から報告があり、その写しを配付しております。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育長、監査委員に出席を求めました。

なお、本定例会に地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育長からは学校教育課長、生涯学習課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理しました。

以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、4番、秦貞継君、7番、小柴敬君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月9日までの6日間にしたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、会期は本日から6月9日までの6日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

3月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりでありま

す。

次に、請願・陳情の受理、委員会付託について申し上げます。

本日までに受理しました請願は1件、陳情は1件であります。会議規則第90条並びに第93条の規定により、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

日程第4、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、佐藤泰君。

○代表監査委員 (例月出納検査結果報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第5、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配付の議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第6、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第7、議案第6号、令和2年度西会津町一般会計補正予算(第15次)の専決処分の承認についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○議長 総務課長、新田新也君。

議案第6号、令和2年度西会津町一般会計補正予算(第15次)の専決処分の承認について、ご説明いたします。

今次補正の主な内容であります。先の3月議会定例会終了後に特別交付税や地方譲与税等の額が決定したことに伴う補正などがあります。

特別交付税等の額の決定が年度末となり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分により調製いたしましたので、同法同条第3項の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

それでは予算書をご覧ください。

令和2年度西会津町の一般会計補正予算(第15次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,479万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、79億672万8千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の補正は、「第2表繰越明許費補正」による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。7ページをご覧ください。

まず歳入であります。2款、地方譲与税、1項1目、地方揮発油譲与税 113万7千円の減、2項1目、自動車重量譲与税 261万1千円の増、3項1目、森林環境譲与税 72万8千円の増、6款、地方消費税交付金、1項1目、地方消費税交付金 376万9千円の減は、それぞれ額の確定によるものであります。

8ページをご覧ください。

7款、環境性能割交付金、1項1目、環境性能割交付金 224万9千円の減は額の確定によるものであります。

9款、地方交付税、1項1目、地方交付税 1億9,761万5千円の増は、特別交付税の額の確定によるものであります。

13款、国庫支出金、2項3目、衛生費国庫補助金 100万円の増は、システム改修に係る新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の追加計上であります。

9ページをご覧ください。歳出であります。

2款、総務費、1項5目、財産管理費 1億9,307万1千円の増は、今次補正の剰余金を財政調整基金に積立てるものであります。

なお、令和2年度末の財政調整基金残高見込みは、7億5,128万3千円となり、前年度末残高と比較して3,764万9千円の増額となりました。

財政調整基金が増額となった要因は、ふるさと応援寄附金の大幅な増収などによるものであります。

4款、衛生費、1項2目、予防費 100万円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種に係るシステム改修委託料の新規計上であります。

6款、農林水産業費、2項1目、林業総務費 72万8千円の増は、森林環境譲与税基金積立金の追加計上であります。

次に、4ページをご覧ください。第2表繰越明許費補正の変更であります。

4款、衛生費、1項、保健衛生費の新型コロナウイルス感染症対策事業は、新型コロナウイルスワクチン接種システム改修委託料の新規計上により、100万円増額し、4,313万7千円に変更するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

9番、多賀剛君。

○多賀剛　毎年お尋ねしていることでもありますけれども、今回、特別交付税が1億9,700万円入ったというようなことで、総額4億5千万円弱になったわけであります。私の個人的な考えとしては、今年は大雪であったこともあるんでしょうけれども、まあまあいい金額が入ったなということではありますが、この特別交付税、いわゆる総体的に想定したとおり、プラスマイナス含めて入ったと認識しているのか。

それで、これは特殊要因による配分が結構多いところなんです。まずはっきりしているところ、プラスでは、地域おこし協力隊には幾ら入りますよというはっきりした部分があると思いますが、その金額等々、はっきりした部分があればお示してください。

あともう一つ、財政調整基金、今年令和元年度末の残高より3,700万円ほどプラスに

なったということで、ふるさと応援寄附金の大幅な増が大きな要因だということでありまして、一般質問みたいになりますから深くは言いませんが、財政調整基金なんていうのは町民のためにどんどん使って、町民福祉の向上につなげていただきたいと思うんですが、この令和元年度末よりも年度末残高が3,700万円増えたのは、ふるさと応援寄附金の増だけであったのか。今年は先ほど町長の提案理由の説明でありましたけれども、奥川地区の小規模多機能型居宅介護施設だとか、若者向け住宅だとか、結構な新規事業をやっ

てこられたらと思っておりますが、その点を2点お尋ねいたします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 答えをいたします。

まず特別交付税の増額の要因からご説明をいたします。令和2年度の特別交付税の決定額が4億4,761万5千円でありました。前年度と比較いたしまして9,777万2千円の増額ということでございます。

主な増額の要因を申し上げます。まず除雪経費、昨年度の特別交付税では4,173万3千円の経費としてみていたわけですが、それが令和2年度は雪も降ったということで、9,505万円ほど算定された。除雪経費で5,330万円ほどの増となっております。それから大きく増えた要因といたしましては、地域おこし協力隊の経費でありまして、令和元年度は3,900万円ほど交付税に算定されていたわけですが、令和2年度は7,236万円ほど算定されたということで、前年度よりも3,333万3千円増額となっております。そのほかの増額要因でございますが、林業専用道、杉山前佛線でございますが、令和2年度は1,500万円の算定ということで、前年度より580万円ほど増えてございます。あとは有害鳥獣対策、これにつきましても前年度よりも約400万円増額。そういった要因が増額となった要因でございます。

続きまして、財政調整基金の増額の要因でございますが、まず先ほど予算の説明でも申し上げましたが、ふるさと応援寄附金は1億6千万円を超える歳入がございました。あくまでも予算ベースでございますが、歳入予算と歳出予算の差額が約5,700万円出てございます。予算ベースでございますので、実際、歳入はその額でいいんですけども、歳出は予算よりも減額になりますので、その差額はもっと増え、6千万円以上が令和2年度はプラスになったということでございます。

そのほかの要因でございますが、普通交付税、特別交付税ともに増額になってございます。ただし令和2年度の当初予算で財政調整基金を4億7千万円ほど取り崩して当初予算を編成してございます。当初予算では財政調整基金の積立金が3,500万円みてましたので、当初予算編成時には4億3,500万円の財調の取り崩しをみた上で編成した。その分は、今ほど申し上げました普通交付税、特別交付税、臨時財政対策債、それから前年度繰越金の確定によりまして、穴埋めといいますか、それ以上に伸びているということでありまして、結局、大きな要因としては、ふるさと応援寄附金の増、それから新型コロナウイルスの影響によりまして、各種イベントが中止になった部分がございます。それがだいたい3千万円からは一般財源で削減になった。ただし、新型コロナウイルス臨時交付金を使いましてかなり3億円、4億円の事業やっておりますけれども、その分は一般財源も投入してございますので、実質コロナ関連では2千万円くらいのプラスになったのかなということで

ございます。

あと、先ほど多賀議員からもお話ありましたが、令和2年度は小規模多機能型居宅介護施設の整備をしてございます。その小規模多機能型居宅介護施設の整備にあたりましては、辺地債、それから社会福祉施設整備事業債を充当してございますが、充当できない分、それが約960万円、そのほか外構工事、備品等で小規模多機能型居宅介護施設の整備で3,850万円ほど、一般財源を投入してございます。あとは、起債の繰上償還についても、令和2年度は2,200万円ほど一般財源を投入してございますので、町の単独事業といえますか、一般財源を投入してやるべきことをやった上で3,760万円の財政調整基金残高増額になったということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 特交に関しては、財政のほうで想定したとおりはみんな入った。想定外でマイナスになったということはなかったと認識してよろしいですか、その点だけ確認します。

○議長 総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

地域おこし協力隊の部分ですとか、林業専用道はある程度見込めます。ただ除雪経費につきましては、これは大雪が降ったからその分、必ずくるとい部分ではございませんで、今回、除雪経費で5,300万円ほど前年度より増えたという部分だけは確実な把握はできなかったということでございます。

○議長 ほかにありませんか。

8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 私も財政調整基金積立金の中で、ふるさと納税の寄附金が多くて、積立金が多くなったということではありますが、ケーブルテレビでの事業紹介なんかによりますと、7千万円という収益といえますか、ふるさと納税自体の収支が7千万円。その使い途についても、こうこうこういうことありますというようなことになっているわけですが、今、総務課長の説明だと、5,700万円から、おそらく6千万円以上いくであろうというようなことありますが、その違いはどうなんでしょうか。ケーブルテレビでの事業紹介については7千万円というようなことであがっているんですが、その辺についてはどういうふうになっているのか。

○議長 総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

私、先ほどご答弁申し上げましたのは、予算ベースでございませう。歳入予算、それから歳出予算、その差額が約5,700万円ということでございませう。先ほど申し上げた歳入はもう決まっていますので、あと歳出につきましては予算上の数値と決算上の数値は変わってきますので、歳出は余計目を取ってある部分ございませうので、実際の決算になれば、今ほど伊藤議員が質問の中で申された7千万円くらいのプラスになるということでございませうので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 ではケーブルテレビの事業紹介については、決算のベースであげているというようなことで理解してよろしいですか。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 今後、広報誌等で、一般財源化して政策的な事業に使えるお金はどのくらいかというようなことも、実績も含めて7月号で広報する予定としてございまして、今議員がおっしゃいましたように、決算ベースで7千万円ほどが各種施策に充当できるということで広報する予定としております。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第6号、令和2年度西会津町一般会計補正予算(第15次)の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、令和2年度西会津町一般会計補正予算(第15次)の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。(11時00分)

令和3年第4回西会津町議会定例会会議録

令和3年6月7日(月)

開 議 10時00分
延 会 15時43分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄友喜	建設水道課長	石川藤一郎
副町長	大竹享	会計管理者兼出納室長	成田信幸
総務課長	新田新也	教 育 長	江添信城
企画情報課長	伊藤善文	学校教育課長	玉木周司
町民税務課長	渡部峰明	生涯学習課長	五十嵐博文
福祉介護課長	渡部栄二	代表監査委員	佐藤泰
健康増進課長	小瀧武彦		
商工観光課長	岩渕東吾		
農林振興課長	矢部喜代栄		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川浩一	議会事務局副主査	品川貴斗
--------	-------	----------	------

令和3年第4回議会定例会議事日程（第4号）

令和3年6月7日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 上野恵美子 | 2. 小林 雅弘 | 3. 荒海 正人 |
| 4. 三留 正義 | 5. 猪俣 常三 | 6. 多賀 剛 |
| 7. 青木 照夫 | | |

○議長 おはようございます。

令和3年第4回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 皆さん、おはようございます。

2番、上野恵美子でございます。私は2件の一般質問を通告しております。

一つ目は中心エリア整備構想策定事業についてお聞きいたします。この事業は将来にわたって安心して生活できる環境づくりに向け、町の中心部である野沢・尾野本地区における中心エリア整備構想の令和3年度中の策定を目指すものです。野沢まちなかが、かつてのように賑わい、活性化し、それが町全体に広がっていくことが望まれます。

またこの事業は、町が抱える課題である人口減少、高齢化、中心エリアの空洞化、空き家、空き店舗の増加などの解決に向け、中心エリアならではの利便性を生かした新たなまちづくり、町の暮らし方の創造が構想の背景にあることが必要だと考えます。そこで伺います。

- 1、中心エリア整備構想の基本的な考えは。
- 2、事業の取り組み現状と今後の取り組みは。
- 3、まちなか再生拠点施設の使用現状と今後の取り組みは。

二つ目は高齢者の在宅支援についてであります。新しい計画の中では、在宅支援を強化する町の考えが示されております。そこで伺います。

- 1、特別障害者手当、障害者手帳のない中度要介護者の申請の現状と今後の取り組みは。
- 2、在宅福祉サービスについて。このサービスはいつから開始し、今までどのような見直しを行ってきたのか。現在のサービス活用状況は。今後はどのように見直していくのか。
- 3、在宅支援を強化するためには、さらなる現状の把握が必要だと考えますが、町の考えをお聞きいたします。

以上でございます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 2番、上野議員の中心エリア整備構想策定事業についてお答えをいたします。

中心エリア整備構想の基本的な考え方につきましては、人口減少や少子高齢化が進み、町を取り巻く社会情勢が目まぐるしく変わる中、町の中心部である野沢地区においても担い手不足や空き家・空き店舗の増加、賑わいが失われるなど懸念される状況にあります。

野沢地区は、小売りや飲食など生活関連サービス提供店や公共施設、公共交通機関等が集中し、町観光の玄関口であることから、野沢地区の経済規模の縮小は、他地区にも大きな影響を及ぼすことが予測されます。

このため町民が将来も安心して暮らし続けられるまちづくりに向け、野沢地区を中心に子育て・学校教育拠点施設が集中する森野地区やさゆり公園・福祉施設周辺を加えた区域

について、現状の把握、課題の整理や分析、エリア別に必要な機能など、その方向性について体系的に取りまとめる構想を策定するものであります。

策定にあたっては、既存資源を有効に活用し、商店街の活性化や子育て支援、観光誘客など新たな視点で中心エリア内に町内外者の人の流れをつくること、さらには移住定住の一層の促進を目指してまいりたいと考えております。

次に、事業の取り組みの現状と今後の取り組みについてであります。現在、中心エリアの将来像を考える組織立ち上げの作業を進めております。

行政と町民が一体となって議論を深めていく官民連携の考え方を取り入れ、町民の皆さんがまちづくりを「自分ごと」として捉え、まちなかに不足している機能の発掘、将来を見据えた真に必要な機能の整備に向け、ワークショップ形式での議論を通して、人材の育成を併せて行いながら、昨年度から組織しております協働のまちづくり推進委員会と連携し、中心エリアの将来像をまとめてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

その他のご質問については、担当課長より答弁させていただきます。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 2番、上野恵美子議員のまちなか再生拠点施設に関するご質問にお答えします。

本施設は、野沢の中心街に賑わいを創出し、地域の活性化を図ることを目的に、県のサポート事業を活用して空き家となっていた旧野口燃料を改修し、まちなか再生の拠点として令和2年度に整備したものであり、本年4月より利用を開始したところであります。

現在は、試験運用、いわゆるプレオープン期間として位置付けており、利用料は無料で、まずは広く町民の皆さんにご利用をいただきながら、利用された感想やご意見などを踏まえ、本格オープンに向けた運用方法を検討しているところであります。

現在利用できる1階部分にはオープンスペースと畳の研修室があり、Wi-Fi環境やプロジェクターも整備しており、各種セミナーやミーティングルームなどにご利用いただけるほか、屋根付きの屋外スペースでは、小規模なイベントなどにもご利用いただくことができます。

これまでの使用状況につきましては、地域おこし協力隊員の事務作業やミーティングでの利用をはじめ、町内の各種団体の打ち合わせなど、5月末現在で延べ12回65人の利用がありました。

また、今月から来月にかけては、町内の団体によるまちおこしイベントの開催や、町内に滞在しているアーティストの創作活動及び展示スペースへの利用などの相談も寄せられているところであります。

今後の取り組みとしましては、周辺の商店街の皆さんとの意見交換などを行うとともに、施設の愛称の募集も行いながら、より親しみやすく、まちなかの活性化につながる施設としてまいりたいと考えております。なお、本格オープンの時期につきましては、今年度、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、2階部分にテレワークスペースを整備する工事を行うことから、工事が完了する秋頃を予定しております。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 2番、上野恵美子議員の高齢者の在宅支援についてのご質問にお答えいたします。

1点目の、特別障害者手当の申請の現状と今後の取り組みについてであります。現在本町で把握しております特別障害者手当の受給者は4名で、全員が障害者手帳または療育手帳を所持しており、このうち2名の方が要介護認定を受けております。この特別障害者手当につきましては、精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の人になります。その方に支給されるもので、申請を町村窓口で受け、県(保健福祉事務所)が認定・支給を行っております。

その認定要件がおおむね身体障害者手帳1級及び2級程度、療育手帳A(最重度)、精神保健福祉手帳1級程度の障がい有二つ以上重複している方、もしくはそれと同等の疾病等を有する方となっており、さらに要件に該当する障がいの種別や程度について、医師の診断書が必要となることなどから、町では身体障害者手帳等の新規交付や程度変更などによる再交付の際に、制度の周知・案内を行っております。

今後は、様々な機会をとらえ広く制度の周知を図り、要介護者等から相談や申請があった際には、県との連絡調整を行い申請窓口として適切に対応してまいりますので、ご理解願います。

次に2点目の、在宅福祉サービスについてのお話しであります。町では、平成6年から寝たきり高齢者等と同居し、日常介護している介護者の身体的・精神的な負担の軽減を図るため在宅介護者リフレッシュサービス事業として、介護者向けに温泉健康保養施設(ロータスイン)での入浴・食事・休憩・宿泊サービスを提供し、平成8年からは、在宅の寝たきり高齢者及び一人暮らし高齢者の福祉の増進を図ることを目的に、在宅高齢者等福祉サービス事業として要介護者等へ紙オムツや散髪券の給付を実施してまいりました。

その後、平成12年度から介護保険制度がスタートし、在宅サービス基盤の整備が進んだことや、時代の変化に伴い高齢者やその介護者のニーズも変化していることから、その都度、利用者等の意見を聞き、利用しやすい内容(メニュー)に見直し、事業を実施してきております。具体的には、サービス実施日を限定せず、利用者の希望により自由にサービス利用できるよう見直したことがあげられます。

現在のサービス活用状況であります。令和2年度の実績で25名の要介護者等高齢者と23名の介護者の方が、対象となる事業のなかから希望するサービスを選択し利用されております。

今後も利用者の意見や要望を聞き取るなどニーズを把握し、事業の見直しの必要性があれば、検討してまいりますので、ご理解願います。

次に3点目の、現状の把握に対する町の考えについてのお話しであります。在宅支援を強化するうえで、現状把握は重要な要素であると認識しております。そのため、第8期介護保険事業計画等策定のために実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護者及び町内の介護サービス事業所を対象としたアンケートを実施して、在宅における現状や課題の把握に努めております。

また、福祉や医療、生活支援などの関係者が密接に関わり情報を共有し、高齢者等を包

括的に支える地域包括ケアシステムの深化をさらに進めることにより、在宅支援の強化を図り、もって住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりの実現につなげてまいりますので、ご理解願います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは再質問させていただきます。まず中心エリア整備構想策定事業からお聞きしていきます。ちょっと順番は前後しますが、はじめに、まちなか再生拠点施設についてお伺いします。

今、野沢まちなかにいくつかの拠点ができて、まちなか再生に取り組んでいます。その中でこの施設は、その中心的な拠点となることで、とても期待されております。今、プレオープンということですが、このプレオープンという期間は、オープン前に問題点を明らかにして、そしてそれを改善してオープンにつなげるというそういう期間だと思えます。以前、全員協議会の説明の中で、この施設の目指すところということで説明受けました。ちょっと読み上げますが、コワーキングスペース機能、ミーティング機能、サロン機能、イベントスペース、フリーマーケット、コミュニティファーム、コミュニティガーデン、こども研幾塾の活動場所、自分カフェなどを展開するという説明がありましたが、目指すところはこの説明どおりでよろしいでしょうか、お聞きします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

まちなか再生拠点施設の目指すところでございますけれども、以前に全員協議会で議員の皆さまにご説明したとおりでございます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それを実現するためには、このプレの期間に、やはり多くの方々に利用していただくことが必要だと思います。いろいろ周知の取り組みされているという答弁でありましたけれども、住民の方々の中には、まだ、どのように使っているのか分からないという方もいらっしゃると思います。町民の方々への周知は十分だと考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

町民の皆さんへの施設の利用に関しての周知でございますけれども、現在のところ町のホームページ、ケーブルテレビ、広報誌等を通じて、このプレオープン、試験運用期間中の利用についてお知らせをしているところでございます。

町といたしましては、取れる手段は取って周知を図っているところでございますし、施設の入口のところにも、現在プレオープン期間中ですということで、貼り出しをしております。また、ご利用いただいた際には、施設の中に、その利用にあたっての注意事項でありますとか、その利用にあたってご理解いただく点などについては、施設の中に備え付けをして、利用者にご理解をいただくような作業をしているところでございます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 分かりました。今の広報に加えて、この施設が目指す機能、例えばサロン機能であれば、今サロン活動をしている方々とか、コミュニティファーム、ガーデン、子

育ての支援活動をされている方々に声をかけて使っていただいて、意見をいただくという取り組みも必要なのではないかと思いますが、お聞きいたします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 施設の利用につきましては、議員から今サロン活動というようなお話もございましたけれども、社協のほうからもこの施設についての利用、ご相談ございまして、現在打ち合わせ等、進めているところでございます。

また、まちなかの活性化につながりそうな団体の皆さまについては、こちらから機会を捉えて声かけなども行っているところでございます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 ぜひ積極的に使っていただけるように取り組んでいただきたいと思います。

それで、現在使用する際に予約が必要で、鍵を役場に借りに行き、そして使い終わった後に返しに行かなければいけないという、使いづらさがあるという声を多く聞きますが、この体制をどのように考えているのか、もっと使いやすい体制を取る必要があるのではないかと考えますが、お考えをお聞きします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 施設利用の際の鍵の管理についてでございますが、議員がおっしゃられたようなご意見もございました。従いまして、施設の入口のところに暗証番号で鍵を保管するキーボックスを設置いたしました。ご利用の申し込みのあった方には暗証番号をお伝えして、そこからキーを取り出して施錠を開錠していただき、またそこに戻していただくというようなことを現在取り組んでいるところでございます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 現状での取り組みは分かりました。将来的には常時開いているような体制はお考えなのか、お聞きします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

利用されている利用者の方々からも、常に誰かいてもらったほうが利用しやすいと、入りやすいというようなご意見は多々伺っております。その方法につきましては、現在、町のほうで検討しているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 この施設の整備費ですが、令和2年度でだいたい1,650万円、令和3年度予算で約866万円計上されて、合わせて2,500万円くらいになりますが、加えて維持管理費や様々な経費がかかると思うんですけれども、その運営などはどのようにお考えか、お聞きいたします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 今後の運営方法についてお答えを申し上げます。

当面は町が直接管理をする方向で施設を運営してまいりたいと考えてございます。今後、周辺の商店街の皆さんとの意見交換なども踏まえまして、それらのご意見を聞きながら運営のあり方については、再度検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 今後検討を重ねるということで、分かりました。

住民説明会に参加された多くの方々は、この施設をとっても開かれた施設、町にとって開かれた施設というイメージを持たれたと思います。好きなときに利用できて、そこではいろんな人たちが交流して、楽しめる施設というイメージを持った方が多いと思いますし、そういう施設にしていくべきだと私は考えております。そのためにはこのプレの期間中に、この施設が目指すところ、また町民の方々が望むようなところに近づくように、やはり多くの方々に使っていただいて、意見をいただいて、そこで出てきた課題を改善してオープンにつなげていっていただきたいと思います。お考えをお願いします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

議員のお考えにつきましては、十分にご理解をさせていただきました。町民の皆さんに喜ばれるような施設として運用できるよう一生懸命努めてまいりたいと考えております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、次に中心エリア整備構想について、この事業は今年度から本格的に始動するということですので、基本的な考え方を確認させていただきたいと思います。答弁でいただいたは理解できました。町が抱える人口減少だったり高齢化、また中心エリアの空洞化などの問題解決に向けて、中心エリアならではの利便性を生かして、遊休資源、遊休資産を活用して、新たなまちづくり、また町の暮らし方を創造していくという視点で進めていくということによろしいでしょうか。

○議長 企画情報課長、伊藤善文君。

○企画情報課長 お答えいたします。

まず中心エリア整備構想につきましては、町長から答弁しましたように、中心エリアの空洞化とあとは経済規模の縮小等ということで、その部分をいかに解消していくかというような視点で整備をしていきたいと考えております。

この構想につきましては、やはり現状の把握、また課題の整理や分析、あと必要な機能、あとその方向性について体系的にまとめる構想としております。その構想の中の一つとしては、やはりエリアごとに人の流れをつくっていききたいというのが大きな課題としてあがっておりまして、回遊性を向上させて交流人口、ひいては関係人口までつなげていきたいというような構想としてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 この計画の中では、将来にわたって安心して生活できる環境をつくるということが示されていて、私はこれはとても重要な視点だと思うんですが、将来にわたって安心して生活できる環境づくり、これから具体的にしていくなと思うんですが、イメージがあればお聞きしたいと思います。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

将来にわたっての安心して暮らせる環境ということでございますが、西会津町はご承知のとおり高齢化率が50パーセント近くとなっております。また、少子化の状況も極めて深刻

な状況だということになっております。その辺をいかにして将来にわたって安心して持続可能なまちづくりにしていくかということで、様々な視点から構想を考えていきたいと考えておりまして、具体的には、イメージとして、本当に高齢者の方が中心エリアだけで全て用が足せるというとおかしいんですが、その中で物事が足りるような施設。また、森野地区、さゆり公園等、あと福祉施設もつなぎながら、いかに便利な社会になれるかという部分を構想の中で位置付けていきたいと考えておりまして、その辺はまだ具体像としてはまとまっておりませんが、そういう方向で整備構想をまとめていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 生活に不安や不便さを感じている方々に、中心エリアならではの利便性を生かして、安心して暮らせる住まいづくりの整備とか、あと同時に、そのような方々が安心して暮らせるような支援体制、そういうのも同時に進めていくことが必要ではないかと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えします。

支援体制ということでございますが、これから行政と町民の皆さんと一緒に議論していきます、いわゆる官民連携というような手法を取り入れまして、構想を策定していくこととしております。

従いまして、町民の皆さんから、こういうものが必要だろうとか、様々な支援のあり方という部分の声も多々あがってくると思ひますので、その辺を踏まえながら構想の中に取り入れていければということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 提案になりますけれども、特に山間部でお住まいの高齢者の方々は、冬期間に限らず、年間を通して生活に不安や不便さを感じている方々もおられますが、そこで、その自宅での生活を継続しながらも、必要なときに必要な期間、中心エリアの利便性を生かして、このエリアにも住んでいただくという2地域居住という暮らし方の提案と、あと子育てに不安を抱えている、今、課長言われましたけれども、若い方々、一人親の方々もいらっしゃいますので、その高齢の方も子育ての方も、地域の方々とともにこのエリアで助け合って、支え合って生きていく、生活していくという体制をつくるのも町の課題解決の一つになると考えますが、お考えをお聞きします。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

中心エリアということで想定はさせていただいていましたが、最終的には、他地区への波及効果も期待しているという部分でございます。従いまして、いわゆる山間地域にお住まいの方でも、何らかの形で冬期間、中心エリアのほうに住んで、夏場は地元のほうに帰られてというような、2地域居住的な部分の考え方も、たぶん委員の中からは出てくると想定されます。

また、子育てのコミュニティが今の中ではなかなか取れていないという部分もございしますので、その辺、何が必要な機能なのかという部分も十分に踏まえながら、この中心エリ

ア整備構想のほうをまとめていきたいと考えております。様々の視点からつくりあげていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 さらに今までも支え合って生活してきた地域性ですが、それを次の世代につなげていく。10年後、20年後、その先もずっと見据えて、そういう地域性を育てていくという取り組みも必要だと思ひますが、お考えをお聞きします。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

地域の特性といひますか、地域の将来にわたって残していかなければならない伝統文化とか、継承という部分も確かに必要なこととございます。その辺も併せまして、今回組織します新たな組織につきましては、まちづくりをやはり自分ごととして捉えていく方々も入れながら、人づくりをしながら、そういう伝統文化の継承も併せて議題となればと思ひておりますので、その辺も考慮しながら組み立てていきたいと思ひますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 そのような土台をつくった上で、今、町のほうでは移住定住に力を入れて移住を希望されている方が多くなっているということは理解しています。さらには、季節移住というような暮らし方、都市に住んでいる人が春から秋にかけて山村とかで、野菜をつくったりしながら生活を楽しむという、そういう暮らし方の提案もあるのかと思ひますが、一つの提案として申し上げます。

そこで、まちなか再生拠点の一つの機能としては、ちょっと戻りますけれども、安心して生活できる、そういう生活をサポートする拠点として、一つの機能としてですけれども、気軽に行って相談ができたりとか、あと住民の様々なニーズに対してサポートをするという、そのような場所としての活用も考えられるのではないかとと思ひますが、一つの機能としてお考えをお聞きいたします。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

住民が求める様々なサービスとか問題とかを気軽に相談できるような体制づくりという部分とございますが、これから組織を立ち上げまして、その中のワークショップの中で様々な意見が出てくるかと思ひます。従いまして、先ほども申し上げておりますが、今まちなかに、本当に不足している機能等、どういふものが必要なのかという部分を、皆さまの声を、町民の皆さまから吸い上げまして、よりよい構想としていきたいという姿勢でおりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 今年度から始動する事業ということですので、とても期待しております。

次は2番目の高齢者の在宅支援についてお聞きいたします。まず特別障害者手当についてですが、今、課長から答弁いただきましたのは、障害者手帳などをお持ちの方の現状だったと思うんですけども、これは障害者手帳を持っていなくても重度な要介護者には支給される可能性が高い手当であります。障害者手帳がないけれどもこの手当を申請した方、

3月議会で尋ねたときは1人もいなかったんですけれども、それからそういう方がいらっしまったのか、お聞きします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは高齢者の在宅支援についての再質問にお答えいたします。

まず特別障害者手当のご質問でございますが、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、現在4名の方が町内でこの手当を受給していらっしまいます。全員の方が障害者手帳、もしくは養育手帳を所持していらっしやいまして、その中でお二人の方が要介護認定を受けていらっしまいます。残りのお二人の方は要介護認定を受けていなくとも、障害者手帳、養育手帳を所持しながら、複数の障がいを持っていらっしやるということで、この手当を受給されているといったところでございます。

議員からお質しの3月の議会でのお答えからの経過でございますが、3月にお答えした時点から新たな申請を受け付けてはおりません。なお、令和2年度では2名の方が申請をいたしまして、1名の方は認定をいただきましたが、もう1名の方は認定が受けられなかったといったことで把握してございます。なお、その方が重度の寝たきり状態であったかどうかといったところは、今手元に情報がございませんので、のちほどお答えしたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 障害者手帳がなくても要介護度4、5という重度の人であれば、支給される可能性があるというところに私は注目をしておりまして、対象となる方々の何人かに聞いてみたんですけれども、担当のケアマネさんからも、そういう説明や紹介、案内はなかったという方が複数いらっしました。障害者手帳がなくてももらえる可能性のある方、できれば全員に、月約2万7千円になりますので、支給されるように勧めていただきたいと思っておりますが、その辺、周知の仕方、どのようにされるかもう一回お聞きします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

特別障害者手当につきましては、寝たきり状態の人ならば受給できる可能性があるといったところで、介護保険でいいますと、介護保険の認定の度合いが高い方、要介護4、5相当で寝たきりなどで在宅で介護を受けていらっしやる方につきましては、可能性があるということで捉えております。

なお、今回の特別障害者手当の受給ができるかどうかといったところは、今後介護を支えているケアマネジャーなどへの確認作業などを行いながら、受給できる方についてはご案内を差し上げて対応してまいりたいというふうに考えておりますが、なにぶんケアマネジャーが関わってない在宅の方などもいらっしやいますので、町といたしましては機会を捉えて、広くこの制度の周知をまず実施しながら、町民の皆さんに、こういった制度をご理解いただく作業を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 せひ周知、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に在宅福祉サービスについてお聞きします。これは在宅で頑張っている方々を支援するとても有意義なサービスだと思ひますが、やはりニーズに合わせて見直していく必

要があるのかなと思います。この中にある在宅介護者リフレッシュサービス事業、これは介護者の方へのサービスですが、その中にロータスインを利用して宿泊サービスというサービスがありますが、このサービスの現在の活用状況が分かればお答えください。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、在宅介護者リフレッシュサービスの中で、宿泊を伴うサービス利用につきましてお答えをいたしたいと思います。

サービスメニューの中に、温泉健康保養センターロータスインでの宿泊券を年に1回、1泊2日でご利用いただける券を給付してございます。なお、手元にその利用状況についてのデータがございませんので、のちほどこちらについても答えさせていただきたいと思いますが、以前ですと介護者の家族の集いといったことで町のほうで企画いたしまして、こういった宿泊券を受けていらっしゃる方、一堂に会して、様々な事業を行いながらロータスインにお泊りいただくというふうな機会を設けて実施していたときには、多くの利用者の方にご利用いただいておりますが、現時点では、自由にサービスを利用したいといった意見が多くなりましたことから、現在は町でそういった日にちを限定してのサービス提供は行ってございません。

そういったこともありまして、把握している時点では、人数については随分と減ってきているということで認識してございますので、のちほどニーズについてはお答えいたしたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 今課長が言われた介護者の集い、宿泊プラス視察研修、これは今実施していないということですが、これは介護者同士の情報交換とか、あと介護技術の共有だったり、介護者の思いを吐露する、そういう機会であったと思いますが、やはりそのような介護者の負担の軽減を図る、そういうサービスというのは必要なのかなと思います。

それで、みんなで宿泊して視察研修をするというような形でのサービスが活用されていないとすると、形を変えてこのような軽減の支援をしていく必要があるのかなと思いますが、お考えをお聞きいたします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それではお答えいたします。

在宅介護者リフレッシュサービスの利用の関係でございますけれども、議員おっしゃるように、ご自宅で要介護者の方を介護されている方、様々な介護の悩みですとか、あとはいろんな情報がほしいといったことも考えられます。そういったことから、以前、町で企画した介護者の集いを実施していたわけなんですけれども、見直しを図りましてから、相当年経過しているということもございますので、その利用者の方の意見や希望などをこれからお聞きしながら、こういった形でそういったサービス提供をすることが利用者の皆さんのためになるのかといったところで、検討をしていきたいというふうに考えてございます。

なお、先ほど答弁漏れましたロータスインの宿泊サービスの利用状況でございますが、令和2年度の実績では、宿泊をご利用になった方はおりませんでした。0ということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 いろいろサービスの見直すにあたっては、まず現状の把握、そしてニーズを把握することが一番大切で、そのために最もいい方法というのは、直接その方々の声を聞く、話を聞くということだと思います。それが在宅支援の強化にもつながっていくと思います。

そこで、愛媛県宇和島市では、国が進めている共生新事業、これは介護福祉の制度、分野ごとの縦割りを超えて、地域をともにつくっていこうという取り組みですが、そのモデル事業の中で、まるごと相談員という方々を12名任命して、全戸を対象に訪問型の活動に取り組むということです。

やはり本町においても、まず第1段階としては、こちらから訪問して話を聞く、そこでニーズを掴むという取り組みが必要なのではないかと思いますが、お考えをお聞きます。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それではお答えをいたします。

町では高齢者の在宅を支えるための支援として、様々な事業を展開しております。中でも、そういった在宅で介護を受けていらっしゃる高齢者の皆さま、あと介護をしている介護者の皆さまと接する機会というのは、町の中では居宅介護支援サービスを利用されている方であればケアマネジャーですとか、あと居宅の地域包括支援センターなどでの職員が様々な機会を捉えて、そういった方と接しながらニーズを捉えているというふうに認識しております。またさらに、地域には民生児童委員の皆さまもいらっしゃいますし、そういった形で各家庭とのつながりなどは、現時点では保っているというふうな認識でございます。

ただ、議員がおっしゃるような、そういったきめ細やかな現状把握について、これからできることがあれば町でも検討してまいりたいというふうに考えてございます。町で行っております支え合い支援会議などでも、そういった地域の見守り活動ですとか、様々な生活を支えるサービスについて検討を重ねているところでございますので、そういった場面で協議を重ねて、今後の判断材料にしていきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 現状でも本当に様々な方々が関わっていただいて、窓口になっていただいているということは十分分かってはいますが、実際、町民の方々の声を聞くと、体制が十分かという、もうちょっと強化が必要なのかなと感じます。

その聞き得た声だったり話だったりを、まとめて解決につなげるというところももう少し強化が必要なかと私は感じておりますが、最後にもう一回考えをお聞きいたします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それではお答えいたします。

議員のおっしゃるように、それぞれ各家庭で抱える問題ですとか、課題などは様々になるかと思えます。そういったところをできるだけきめ細やかに拾い上げて、それを地域の中で、できる限り安心して暮らせるまちづくりというのを目指しながら進めていかなければならないというふうに感じてございます。

その中で、地域包括ケアシステムの深化というのを第8期の介護保険事業計画では計画の中に盛り込ませていただきました。様々な介護、医療、生活支援を担当する機関ですとか、また地域にいらっしゃる様々な方々と横の連携をしっかりとしながら、高齢者の皆さまの生活を支える体制づくり、これを確立するために、今後とも様々な機会を設けて話し合いの場をもっていきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 今課長、言われたとおりに、集落によっても現状が違いますし、それぞれ家庭によっても違いますので、やっぱりきめ細やかな支援体制の構築をお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 3番、小林雅弘でございます。通告に従って質問をさせていただきます。簡単な分かりやすい答弁、よろしくお願いをいたします。

はじめは新型コロナウイルス感染症対策についてです。先日、提案理由の説明や全員協議会の中で明らかにされたこともございますが、再度答弁を求めます。

今、会津では会津若松を中心に新型コロナウイルス感染症が広がりを見せ、ここ西会津町でも5月18日より複数の陽性者が確認されたところでございます。町内の老健施設、憩の森では、利用者4名の陽性者が確認されました。この憩の森での問題点があればお示しください。また、どのような対策を取ったのでしょうか。

二つ、ワクチン接種についてお伺いいたします。今、町は全力でワクチン接種を進めていると承知しております。そこで伺いいたします。希望する医療関係者の接種は終了したのでしょうか。また、高齢者施設入所者及び施設従事者の接種が終わる時期はいつ頃でしょうか。

三つ目として、予約状況を含め、現在の高齢者の接種状況はどのように進んでいるのでしょうか。また、2回目の接種が終わる時期はいつ頃と考えていますか。

四つ目、16歳以上、64歳以下の接種計画はどのようになっていますか。また、こども園や学校関係者、さらに放課後児童クラブなどの教育関係者に対して優先接種を検討してはいかがでしょうか。

5番目、キャンセルがあった場合の対応はどのようになっていますか。その際、余ったワクチンはどういうふうに処理するのでしょうか。

6番目、この町でワクチン接種において副反応が起こった例はあるのでしょうか。

7番目、感染症対策に係る職員の時間外労働時間はどのくらいありますか。月80時間の過労死ラインを超えた職員はいらっしゃいますのでしょうか。

8番、今までのワクチン接種の取り組みで、明らかになった課題があったらお示しください。また、今後にかさすべき事項があったらお示しいただきたいと思っております。

次に、今年度策定されたデジタル戦略についてお伺いいたします。まず、今回の政府のデジタル戦略には多くの問題点があげられています。今日はその中で二つあげたいと思っております。

一つは、個人のプライバシーを侵害するのではないかという問題です。今でも自治体や企業は、医療、介護、健康情報、思想信条に関わるもの、銀行口座の情報など、個人の暮らしに直結したデータを収集、活用しています。今後はその情報を国の元で一元管理しようとしているのです。大事なことは集めた個人情報は、誰がどのように管理し、何の目的で利用するかでございます。先日はフェイスブックが個人情報を別の会社に売りつけていたことが明らかになりました。また、LINE社において、利用者情報が中国の委託企業で閲覧できる状態であったことが明らかになっています。個人情報の保護は極めて重要な課題でございます。

二つ目は、この戦略によって地方自治が侵害されるのではないかという問題です。行政のデジタル化は地方自治体にも影響いたします。総務省の自治体戦略2040では、現在の人口減、高齢化、地方の産業衰退に対し、AIを活用し、自治体職員を半分にしても行政サービスを維持するといいますが、その狙いは、公共サービスの民営化、自治体業務の民営化でございます。安易な民営化が何をもたらしたかは、国鉄民営化、郵政民営化でも明らかかなように大幅なサービスの低下となっています。

また、政府は国と自治体の情報システムの共同化、集約の推進を掲げ、自治体に対し、国が決めた基準に適合したシステムの利用を義務付けています。それは自治体の業務内容を国のシステムに合わせていくということです。現に複数自治体が共同でシステムを利用する自治体クラウドにおいて、仕様変更を認めず、自治体独自の施策が阻まれています。これでは情報システムの共同化、集約により、自治体は国がつくる鋳型に収まる範囲の施策しか行えないこととなります。国と自治体のあり方を大きく変え、地方自治の多様性をなくし、自治体の自律性を失わせる恐れがあります。これは住民の福祉の増進を図ることを基本とした地方自治体の住民自治、団体自治を侵害するものです。

本来ICT、情報通信技術は私たちの生活を豊かで便利ものに変える可能性をもったものです。私たちはデジタル化が人間の可能性を伸ばすとともに、人間を縛る諸刃の剣であることを常に意識しながら、自分たちの手で使っていくことが求められています。

以上の観点から、西会津町デジタル戦略を深める立場で質問をいたします。

一つ、この西会津町デジタル戦略の内容を読ませていただきますと、国の骨太の方針2020や、自治体デジタルトランスフォーメーション、DX推進計画を下敷きにしつつ、具体的な施策はほとんどがこの町の実情に合わせたオリジナルのように見えます。職員の皆さんの住民の立場に立った労作といってもいいのではないかと考えています。この町の独自の戦略についての基本的な考えがあればお示しください。

二つ、町は令和元年から総務省の会津地方デジタル変革プロジェクトによる、市町村標準業務構築モデル事業に会津13市町村とともに取り組んでいると承知していますが、その事業とデジタル戦略との関係性はどのように捉えればよいか、お答えいただきたいと思っております。

三つ、有害鳥獣捕獲における情報集積連携、多拠点居住ワーケーションの推進など、令和2年の先行事業の現在の到達点と、令和3年の計画をAIオンデマンドバス交通の導入、町民参加型合意形成プラットフォームの構築、運営を例に説明を求めます。

四つ、国の示す骨太の方針2020、自治体DX推進計画等を読めば、重点取り組み事項と

して自治体の情報システムの標準化、共通化等に力点が置かれ、自治体の画一化が目指されているように思われますが、その際、町独自の施策及び申し込み方法などを取り入れることができなくなるのではないのでしょうか。

五つ、町民の生活を豊かなものにするためのデジタル化は必要であると考えております。IT機器に不慣れな町民、スマホ、パソコン等を所持していない町民が、この戦略から取り残される可能性がございます。その対策をどのようにお考えになっているのか、デジタルデバイド格差対策について説明を求めます。

以上、具体的で分かりやすい説明を求めます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 3番、小林雅弘議員の新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問のうち、ワクチン接種についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の医療関係者の接種についてであります。80名の対象者に対しまして4月19日から接種を開始し、5月31日に2回目の接種を完了いたしました。

2点目の高齢者施設入所者及び施設従事者の接種完了時期についてであります。入所者130名、従事者165名に対しまして5月6日から接種を開始し、現在2回目の接種を実施しており、6月11日の完了を予定しております。

3点目の高齢者への接種状況及び接種完了時期についてであります。高齢者の集団接種は野沢体育館、群岡体育館、奥川みらい交流館体育館、さゆり公園体育館の4会場で実施する計画であり、5月25日の奥川みらい交流館体育館を皮切りに接種を開始いたしました。6月2日現在の接種者数は186名であり、今後も接種計画に基づき高齢化率の高い自治区から順次接種を進めてまいります。

次に、高齢者の2回目接種の完了時期についてであります。新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ高齢者の方への早期接種完了に向け、接種計画の見直しを行ったところであります。

計画の見直しでは、会場での接種状況に鑑み1日当たりの接種者数を増やすこととしたほか、西会津診療所医師の協力と診療所外来患者の皆さまのご理解をいただき、西会津診療所の水曜午後と、群岡診療所の月曜・金曜の外来診療を6月中旬から休診とし、月曜・水曜・金曜の午後に新たに接種日として追加したほか、さらに6月下旬の土曜・日曜と7月下旬の祝日にさゆり公園体育館を会場として接種日を追加することといたしました。これら計画の見直しにより、高齢者の方への接種を7月末に完了できる見通しとなったところであります。

4点目の64歳以下の一般成人の方への接種計画及び優先接種についてであります。高齢者の接種が完了した後、64歳以下の方への接種開始に向け、国のガイドライン等を参考に準備を進めております。また、こども園や学校関係者などへの優先接種につきましては、高齢者向け接種時にキャンセル等で発生する余剰ワクチンを活用してまいりたいと考えております。

5点目のキャンセルがあった場合の余剰ワクチンについてであります。ワクチンは1バイアル、1瓶当たり5回分、6月中旬から6回分接種できるため、端数が生じないないように1日当たりの接種者数を調整しているところであります。

一方、国からはキャンセル等の理由により余剰となるワクチンは、廃棄することなく効率的に使用するように求められており、その対象者については地域の状況を踏まえ、幅広く接種を行うことが認められているところであります。

このようなことから、予約状況により端数が発生する日やキャンセルが発生した場合は、クラスター対策や感染拡大による業務継続の必要性が高い職業の方へ活用してまいります。具体的には、余剰ワクチンが前日まで把握できる場合については、こども園の保育士等職員、放課後児童クラブ職員、給食調理員、小・中学校の教職員等、給食センター調理員、スクールバスや町民バス運転手の方などへ接種し、当日のキャンセル分についてはワクチン接種会場従事者などに接種することで、ワクチンを廃棄することなく有効に活用してまいります。

6点目の副反応についてであります。これまで重篤な副反応が起こった事例はございません。

7点目の感染症対策に関係している職員の時間外労働時間についてであります。これまで月80時間を超えた職員はおりません。なお、ワクチン接種に従事する職員を含め業務量の平準化を図るため、事務分掌の見直しや会計年度任用職員を採用するなど対応しております。

8点目のワクチン接種の取り組みへの課題についてであります。今回の高齢者へのワクチン接種を進めるにあたりましては、高齢者の皆さまのご理解とご協力をいただき、高齢化率の高い自治区毎に接種日時を指定する集団接種方式とし、また混雑を避けるため自治区ごとに電話予約時間を指定させていただいたところであります。

また、町では接種会場までの送迎、ケーブルテレビやチラシによる接種情報の周知、さらに申込のない方への電話確認など、高齢者の方の負担軽減と接種を受けやすい環境整備等によりこれまで大きな課題はないものと考えておりますが、集団接種は開始間もないことから今後実施していく中で課題等が出た場合は適時対応してまいります。

今後も、高齢者及び一般成人の方への円滑な接種と接種を受けやすい環境整備に向け、診療所等と連携して接種計画を調整してまいりますので、ご理解願います。

次に、デジタル戦略についてのご質問のうち、戦略の基本的な考えと、デジタルデバイス格差対策についてお答えをいたします。

まず、町独自のデジタル戦略の基本的な考え方についてであります。町では、人口減少、少子高齢化の進行、これらに起因する様々な諸課題を抱えており、加えて、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、本町のケーブルテレビ情報通信基盤などの優位性を生かし、町民の皆さんの快適で便利な暮らしづくりをはじめ、地域経済の活性化、担い手の育成、移住定住の促進、さらに、教育、保健、医療、福祉分野などでのデジタル技術の活用による、町の将来像「笑顔つながり 夢ふくらむまち ～ずーっと、西会津～」の実現に向け、本年3月に、町独自のデジタル戦略を、他自治体に先駆けて策定したところであります。

このデジタル化推進の考え方についてであります。単なる情報のデータ化や、業務への情報通信技術の導入にとどまらず、効率化に伴う人的資源を地域における諸課題、問題の解決、行政サービスのさらなる向上などにつなげ、新たな視点や発想で、従来の考え方、

やり方を変革し、ルールや基準そのものから見直しを図り、新たな施策や事業を創出し、まちづくりや地域の活性化を図っていくことを基本的な考え方に据えております。

本戦略の推進により、「地域活性化による元気な町」、「移住希望者等が夢に挑戦できる町」、「健康で安心して暮らせる安全で災害に強い町」、「デジタル人材をはぐくむ町」、「質の高い行政サービス・情報を受けられる町」、「情報通信利用環境が優れている町」の六つのビジョンの実現を目指しております。

次に、情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差対策、デジタルデバイド対策についてお答えいたします。

町といたしましては、デジタル技術の利活用により、年齢、障がいの有無、性別、経済的な理由などにかかわらず、誰もが取り残されずにデジタル化の恩恵を受けられる環境整備に取り組むことが大変重要であり、また、町民の皆さんへの情報伝達・発信においては、子どもからお年寄りまで、受け手側に合わせ、デジタルのみならず、紙媒体なども含め様々な手段を組み合わせる必要があると認識しております。

この格差対策といたしまして、今年度、各自治区の集会所等に出向いてのデジタル教室の開催のほか、デジタルの様々な相談に応じる、よろず相談の実施、さらに、ケーブルテレビでの企画番組の制作・放送を計画しております。こうした取り組みにより、町民の皆さんに分かりやすく説明し、格差解消に努めてまいりますのでご理解願います。

その他のご質問については、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 3番、小林雅弘議員の新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問のうち、介護老人保健施設、憩の森についてのご質問にお答えいたします。

介護老人保健施設、憩の森は、指定管理者制度により、町が社会福祉法人にしあいつ福祉会に管理運営を業務委託しており、介護保険サービスのうち、施設サービスである介護老人保健施設、在宅サービスである短期入所療養介護サービス、いわゆるショートステイと、通所リハビリテーションサービス、いわゆるデイケアを提供しております。

5月に町内において新型コロナウイルス感染症が確認された9名について、県会津保健所により経路や濃厚接触者等の調査が行われ、そのうち4名が老健、憩の森のショートステイサービスの利用者として感染判明後の対応をいたしました。

法人では各種感染症対策のため、法人内に組織した感染対策委員会において、国から示された高齢者介護施設における感染対策マニュアル、事業所ごとに策定する感染症マニュアルや職員研修などにより、徹底した対策を講じてきたところであり、具体的には、基本的なマスクの着用・消毒、利用者・職員の毎日の体調管理に加え、ご家族などの面会制限、ご家族や職員の感染地域への移動や接触情報などによる対策を行っております。

しかしながら、今回利用者の感染確認に至った要因として断定はできておりませんが、デイケアサービスやショートステイサービスなど、在宅と施設を行き来するサービスの性質上、利用者等の出入りがあることから、施設内へのウイルスの持ち込みを完全に防止することが困難であることなどが考えられます。

今回の感染が確認されてからは、県会津保健所の指導により、これまでの感染症対策に加えて、デイケア・ショートステイサービスの停止、施設内のゾーニング、防護服による

介助、利用者・関係職員全員の定期的なPCR検査計4回などの対策を行い、施設内クラスターの発生防止に努めてまいりました。現在では、5月31日の最終PCR検査により、対象者全員が引き続き陰性と確認されたことから、施設における安全宣言を行い、通常のサービス提供を再開しております。

また今後は、これまでの感染防止対策に加え、県会津保健所からの指導による、より効果的な消毒やそのタイミング、マスクの着脱方法の徹底、換気の仕方や利用者の距離を保つ対策などにより、感染防止の強化に取り組んでいくこととしておりますので、ご理解願います。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 3番、小林雅弘議員のデジタル戦略についてのご質問のうち、会津地方デジタル変革プロジェクト、令和2年度先行事業の現在の到達点、令和3年度の計画、自治体情報システムの標準化・共通化についてのご質問にお答えいたします。

まず、会津地方デジタル変革プロジェクトとデジタル戦略の関係についてであります。会津地方デジタル変革プロジェクトにつきましては、県と会津地域13市町村で構成する会津地域課題解決連携推進会議における重点プロジェクトの一つであります。今年度は、総務省の委託事業を活用し、住民基本台帳など各市町村に共通する業務の標準化の検討作業を進めていく計画であります。町といたしましては、業務効率化や、行政サービスの向上を図るため会津地域の市町村と連携を図ってまいります。

次に、令和2年度先行事業の現在の到達点と、令和3年度の計画についてお答えいたします。

まず、令和2年度の有害鳥獣捕獲における情報集積連携につきましては、今年度中に、情報連携基盤システムの構築導入を図るため、現在、検討作業を進めているところであります。この情報連携基盤システムは、スマートフォンによる町民の皆さんからの有害鳥獣の目撃情報を集約し、捕獲効果を高めるため導入するものであります。

次に、多拠点居住・ワーケーションの推進につきましては、去る4月27日に、全国各地の登録物件に定額で住める多拠点居住のサービスを展開する株式会社アドレスと連携協定を締結したところであります。

今後は、移住のきっかけづくりのため、首都圏等の企業との交流を図る取り組みとして、新型コロナウイルスの感染拡大状況を十分に考慮し、多分野異業種対話による共創事業を誘致・開催し、交流人口・関係人口の増加、移住定住の促進を図ってまいります。

続いて、令和3年度事業のAIデマンドバス交通の導入につきましては、現行のデマンドバス予約システムの更新にあたり、さらなる利便性向上を図るため、より便利なバス停での乗降や、電話予約に加え、スマートフォンによる予約や、乗車場所・時間を確認できるAIデマンドバスの導入に向けた予約システムの構築を図ってまいります。

また、町民参加型合意形成プラットフォーム構築・運営、具体的には「町民と行政をつなぐインターネット上の場」の構築・運営であります。今年度、システムを構築し、若い世代や小さな意見を大切にする協働の基盤として運用を開始し、新たな協働スタイルの構築を目指してまいります。

次に、自治体情報システムの標準化・共通化についてお答えいたします。5月12日に可

決成立した地方公共団体情報システムの標準化に関する法律では、地方公共団体は、国との連携を図り、地方公共団体情報システムの標準化を実施する責務を有すると規定されております。具体的なシステム標準化のための基準等については、今後、国から示されることとなりますが、この標準化は、事務手続き、業務プロセスを共通化するもので、各自治体の施策の独自性については、担保される考え方で進められております。

町といたしましては、住民の利便性の向上、行政運営の効率化、さらに互換性確保を目的とする本法律に基づき、町行政情報システムの移行作業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 それでは再質問をさせていただきます。まず、3月議会で換気のできるエアコン、これが医療関係施設及び介護施設に導入されるということで予算が通っているわけですが、その設置は済んでいるのでしょうか、どうでしょう。

○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 3月議会で予算計上させていただきました換気機能付きのエアコンの進捗状況についてでございますが、現在、機種選定などを実施しております、今後早期の発注に向けて準備を進めていきたいということでございます。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 今回のコロナ、早めの収束を願っておりますが、この換気のできるエアコン、エアロゾル対策としてはかなり有効であるというふうな報道もございますので、ぜひ急いで設置をお願いしたいと思います。

それでは次に、憩の森でクラスターにならなくよかったなというふうに安堵しておりますが、3月議会で、議会として要望した診療所や介護職員への定期的なPCR検査、要望しましたが、残念ながら実現しませんでした。これはやるべきだったのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 それでは、診療所職員、あるいは福祉関係職員のPCR検査についてのご質問にお答えをいたします。

3月に町議会のほうから申し入れありました内容で、定期的なPCR検査を実施してはどうかというご提案をいただきました。ただその時点におきましては、これまでのような会津地域での感染が拡大していない中で、定期的なPCR検査をやることになると、診療所の検査体制が十分に整わないということから、感染状況を今後見ながら、必要に応じて必要な対象者に対してPCR検査を実施したほうが有効であるという判断から、その時点においてはPCR検査は実施をしなかったということでございます。

今回、福祉施設の職員、定期的に4回ほどPCR検査を実施いたしました。これにつきましては、県の方針に基づいて実施した内容でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 県から言われたらやりましたではなくて、町でどういうところにリスクがあるんだと、危機管理の観点から、やはりやるべきではなかったのかと。私は決して、だか

らどうだと言うつもりはございません。ただ、やはり議会から真剣な提案があった。これに対して、やはりこれはやったほうがよかったのかな、そういうふうに思うもの、また結果としてやるわけですよ。これについては、きちっとした反省のもとに、やはり町当局と議会の信頼関係をつくるためにも、しっかりとした反省、これが必要なのではないかと思います、いかがですか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 それでは、再質問にお答えをいたします。

まず、基本的にPCR検査を受ける必要がある方につきましては、行政検査として実施します場合は、保健所のほうで一定程度の基準をもっております。陽性となられた患者の方とどの程度接触していたか、これがPCR検査の実施の行政検査の基準となっております。

繰り返しになりますが、全くその時点では会津管内においては、町内も含めまして感染の拡大の状況がなかったということで、その時点においてはPCR検査の必要となるべき人がいなかったということです。それに加えて、診療所の職員、福祉施設、相当な職員おりますので、そういった方への、症状がない中での診療所の検査体制を取るには、通常診療を休診した上で実施しなければならない。そういったことを総合的に考えまして、その時点においてはPCR検査を実施しなかったということで、決して施設の対策を十分にやっていたということではなくて、あくまでも対策は対策として実施した上で、検査は必要な人には当然実施してきたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 あの時点で会津ではなかったと申しますが、南会津ではクラスターが発生しております。やはりリスクをしっかりと評価する。これが必要だったのではないかと。またそういう立場で議会からの要望も出されておると承知しております。この問題について、非常に町の対応として、あるいは考え方として、私は残念に思っております。

○議長 前の分で、答弁調整をしたのちに答えたいということですので、ちょっとお待ちいただきます。

暫時休議にします。(11時35分)

○議長 再開します。(11時39分)

副町長、大竹享君。

○副町長 3番、小林議員のただいまのご質問の中で、PCR検査、議会から申し入れがあって、老健施設や診療所職員に対してPCR検査を実施すべきではないかというような議会からの申し入れがあったことに対し、町側から回答した際に、先ほど健康増進課長が申しあげましたように、会津地域の感染状況、それから診療所、医師との相談の上で、診療所の診療体制に影響が出るというようなことで、なかなか難しいのではないかとというようなことでご回答をさせていただいたわけですが、ご回答した際に、当然、議会側にも、このご回答でよろしいですかというようなお話した際に、議会としても了承を得たものだということで、我々は解釈したわけでありまして、先ほど小林議員がおっしゃったように、町がそういったことを受けなかったからこういった結果になったというようなこ

とで、そういう。

(小林議員 「そんなことは言ってないですよ。何言ってるんですか。」)

結果的に危機管理リスクが足りなかったというようなご意見をおっしゃったわけですが、議会と町側で協議しながらPCR検査は実施しないというようなことご回答させていただいた。議会との合意の上のPCR検査が実施しなかったということですので、そういった意味で、一方的に町側だけが対策を怠ったという意味ではないと思いますので、その辺、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 私は町側に責任があるとか、一方的に怠ったという話をしているわけではなくて、こういうふうな現実になったんだから、もう少し町も議会ときちっと意思疎通を図りながら、いい方向に持っていく、そういう姿勢が必要なんではないですかという、そういう観点から話をしています。決して責任があるとか、どうなんだとか、そんなことを言うつもりはございません。それはご理解いただきたい、そう思います。

それでは次の質問に移らせていただきます。以前お伺いしたときに、高齢者へのワクチン接種なんですが、8月中に完了する予定だというお話を伺いました。これが7月中に急いで変更になっておりますが、その理由についてお示しいただきたいと思います。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 それでは、完了時期の前倒しについてのご質問にお答えをいたします。

先ほど町長のご答弁の中でも申し上げましたが、連休前後におきまして、会津地方、特に会津若松市を中心に感染が急激に拡大をいたしました。このことによりまして、診療所の先生方とご相談をさせていただきまして、早期に町の高齢者の皆さまにも接触をしていただくようなことで相談させていただきまして、先ほど町長答弁で申し上げましたような、通常診療との兼ね合いで、全ての診療を休診するわけにかなかったわけですが、月曜と金曜日をさらに休診にしたり、あるいは土曜日、日曜日も接種日に充てるなどしまして、7月中の接種完了の見通しが立ったということでございます。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 前倒しにすることは、私、悪いとは言っておりません。ただ、今、政府がなんとしても7月中に接種するんだと、大号令をかけておりますので、そのせいもあって早まったのかなという疑念を持っておりましたので、お伺いしました。先ほど申しましたように、早く町の皆さんに接種していただくということは、私はいいいことだと思います。ただ、それをやるにあたって、急いで安全性に問題はないかどうか、それを心配しているだけでございます。安全性には問題はないとお考えでしょうか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 接種前倒しについての安全性のご質問でございますが、今回、接種日を増やしましたが、通常の診療所の外来業務は休診といたしました。そのため、医師、あるいは看護師については、外来がない中で業務として接種を行うこととなりますので、その点については安全に実施できるというふうに考えております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 それを聞いて安心をいたしました。

それでは次の質問なのですが、ほかの町では、この接種が始まった当初、町長や副町長、教育長と町の幹部が優先接種を受けたということが報道されておりますが、当町ではそういうことはないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 接種順序のご質問でございますが、町では、町が計画いたしました接種順序によりまして接種を進めております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 よく理解いたしました。私は決して町長、町の幹部が優先的に接種してはいけないということは考えておりません。やはり危機管理の第一歩として、責任者は、まずこういう場合は接種をする。ただそれが町民の皆さんに広く理解をしていただく、ルールとして確立しているのだったら何の問題もない、そういうふうになっております。あの事例は、医療関係者とか、設置者だとか、あとからそういう言い訳をした、そういうふうに見える、それで問題だと報道されたわけでありまして、私はそういうルールをしっかりとすれば何の問題もないと考えております。

そしてルールの問題ですが、私の質問の学校関係者についての優先接種、これを進めてはどうかという質問に対して、キャンセル等があれば優先的にやりたいということだったんですが、学校で今授業をやっているのに、キャンセルがありましたからどうぞというわけにはいかないんですよ。ですから、福島市や郡山市でもやられていますとおり、はじめから計画として優先接種をお考えになってはどうかでしょうか。どうでしょう。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 それでは、学校関係者などへの優先接種についてのご質問でございますが、先ほど町長の答弁にありましたように、今回の高齢者向け接種につきましては、まずは65歳以上の高齢者の方を優先に接種を完了したいということで進めております。その中で、端数のワクチンでありますとか、キャンセルのあったワクチンにつきましては、先ほど申しあげましたように、業務継続の必要性が高いこども園の保育士など、その中には学校の教職員も含まれておりますが、そういった方へ有効に活用をしていきたいと考えております。

これまで数日間、接種をしておりまして、やはり当日のキャンセルとか端数の関係で、何人分かはこういった方への接種を進めております。国のほうで、今回64歳以下の方の接種についての取り扱いも、日々刻々と変わってきている部分ございまして、学校関係者、そういった方についても一般の接種の中で、優先順位を市町村の中で検討してもいいというようなこともありますので、まずは、先ほど申しあげましたように、キャンセルなどあった場合のワクチンを有効に使う対象者として、学校関係者などもあげさせていただきま

す。

ただ、どうしてもそこで打ち切れない場合につきましては、今後計画してまいります64歳以下の方の接種計画の中で、こういったことも含めて検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 おおむね理解をいたしました。

次の質問に移らさせていただきます。時間も9分しかございませんので、デジタル戦略についてお伺いしたいことがかなりあったんですが、いくつかの点だけに絞りたいと思います。

まず一つなんですが、確認です。令和2年12月25日、自治行政局の自治体DX推進計画概要を見ますと、まず第1にデジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させることが掲げられております。また、DX推進計画についての中でも、取り組みにおいては多様な自治体の実情や進捗をきめ細かく把握し、丁寧に意見を聞いて進めると書かれております。さらに、市町村官民データ活用推進計画策定の手引についても、地方の特性や実情に合わせて、本手引で紹介した施策から必要に応じ任意に選定して取り組んでいただけのスモールスタート、これをするを期待していると書かれています。

このように、国でも丁寧な進め方、町民の皆さんに寄り添った進め方を求めていると私は思っておりますが、その件につきまして、この各自治体の取り組みを尊重する姿勢が国にもあると考えておりますので、このデジタル戦略実施に際しまして、成功する大きな要因ではないかと思っておりますが、どんなふうにも思っておられるでしょうか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

国においては、ご承知のとおり、DX推進計画を進めているということでございます。国においても、他自治体から様々な意見を聴取しながら、よりよいデジタル化を進めたいということを考えております。

町におきましても、国が目指しますデジタル社会を形成する基本原則の中で、10項目ございます。その中で、オープン、透明性ですとか、公平、倫理とか、様々な部分を基本としながら、町としても、先ほど町長から答弁ございましたが、デジタルデバインド対策というものを重点に踏まえながら、分かりやすい形でデジタルを推進していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 理解をいたしました。

次に、いろいろ調べてみますと、だいたい企業でもそうなんですが、こういう施策を進める場合、失敗する例として、一つはやはりリーダーの勉強不足、そして進められる人材がない、これはクリアされたのかなというふうに思います。それから2番目が、ここ大事なんですが、組織がこのデジタル、DXですね、これに対して団結できていない、みんな一枚板になっていない。さらに三つ目は、DXに対する理解不足、トップや各課の責任者が共通の理解、認識を持っていない。この三つが失敗の大きな原因だというふうに、だいたい指摘されております。この西会津町では、そういうことはないと考えてよろしいでしょうか。いかがでしょう。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

まずはじめに、デジタル戦略の推進、いわゆるデジタルトランスフォーメーションの実施にあたりましては、まず専門人材ということで、4月1日付けでCDO、最高デジタル責任者を設置し、技術的な面、様々な知見の面から、デジタル化を推進していくという人

材の確保の部分は進めておりますし、また、専門的に進めていただくためにアドバイザーも設置したということをごさいますて、人材面についてはクリアできているかなと考えております。

2点目につきましては、現在町長を本部長といたしますデジタル戦略推進本部というものを立ち上げまして、各課横断的にデジタル化を進めていこうということで、組織を強化しております。またその下部組織として、幹事会というものがございまして、その中で各課の実務の担当者が各課の課題を持ち合わせながら、デジタル技術を使って解決できないかというような部分で様々な議論をしながら、最終的には持続可能な町の実現に向けまして、このデジタル技術を有効に活用していきたいという方向性から、様々な検討をしているということをごさいますので、その辺を踏まえまして、共通認識を図られているものと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 ぜび町民の福祉のため、成功させていきたいというふうには思っております。

それで、先ほど申しましたように、日本企業でこのDXを成功させている企業って非常に少ないそうなんです。実施している95パーセントが失敗をしているんだそうです。

当町では、今答弁にもありましたように、全体の力として進めているということで、しかも藤井先生を中心に組織的に取り組んでいくんだというようなことが、先日言われたと思ひます。

そこで質問なんですけど、先日の新聞報道でもあったんですけど、推進体制として藤井先生を最高デジタル責任者にする。その下でプロジェクト推進マネージャーを1名ということで報道されておりました。この方の仕事の内容、またはその方の経歴など、個人情報に差し障りのない程度にお示しいたきたいと思ひます。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

デジタル戦略推進プロジェクトマネージャーにつきましては、会津大学4期生でございまして、東京のIT会社に勤務後、南会津町のほうにお住まいになられまして、主に学校教育関係のデジタル化、またはバーチャルリアリティと申しまして、皆さんよく言うVRといわれるような技術を持ち合わせておまして、そういう専門的な知見を有している方で、主に町としてはデジタル教室のほうにその知見を生かして、分かりやすいデジタル教室を進めていきたいという観点から、マネージャーとして配置したということをごさいますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 以上、細かいところまでデジタル戦略についてはお伺いさせていただいたんですが、これからも進めるにあたって、随時質問をさせていただいて、このデジタル戦略の具体的な姿、これを明確にお示しいたきたいと思ひます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 暫時休議にします。(12時00分)

○議長 再開します。(13時00分)

午前中、2番、上野恵美子議員の一般質問の中で、福祉介護課から確認をしてからのち

ほど答弁ということがございました。ただいまその答弁をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

福祉介護課長、渡部栄二君。

- 福祉介護課長 2番、上野恵美子議員の一般質問の再質問における、特別障害者手当の申請状況についてご回答させていただきます。

令和2年度からこれまで2件の申請があり、全てが障害者手帳を所持した方の申請でありました。よって、手帳を持たずに申請した方はおりませんでした。

以上です。

- 議長 1番、荒海正人君。

- 荒海正人 皆さん、こんにちは。1番、荒海です。通告に基づきまして、一般質問させていただきます。

はじめに、ふるさと応援寄附金を発端とした地場製品のブランド化、町のイメージ戦略の構築についてお尋ねいたします。昨今、全国的に地域間競争が激しくなる中で、令和2年度におけるふるさと応援寄附金の寄附額が、1億6,166万7千円と、大幅な増額となりました。また、寄附者も6,009人にのぼるなど、多くの方が町に関心を持つきっかけにもなりました。今後期待したい流れとしましては、さらなる寄附額の増加と、この関心の流れを地場製品のブランド化と、そして町全体のイメージ向上につなげていくべきと考えております。そこで次の内容についてお尋ねいたします。

1点目、まず、ふるさと応援寄附金の寄附額が増加した経緯についてお尋ねします。情報発信や返礼品メニューの変化など、寄附額増につながった要因について、どのように考えておられますか。また、キャッチコピーに、「日本の田舎、西会津町。」を活用したことも増加要因の一つと考えています。活用についてどのような狙いがあったのかお尋ねいたします。

2点目、ブランド化に向けて、今議会でも予算計上されています山村活性化対策事業など、課を超えた取り組みについてお尋ねいたします。ブランド化に向けた事業連携について、各課の役割分担等はどのように行われておりますか。地場製品のブランド化を目指すにあたり、生産者等とのブランドイメージの共有はどのように図られておりますでしょうか。また、今後統一感ある情報発信を生産者や消費者なども巻き込みながら行っていく必要があると考えています。町が管理する写真、動画、ロゴ等をフリー素材として公開し、広く活用していただくことも検討されてはいかがかと考えておりますが、ご見解をお尋ねいたします。

3点目、町のイメージ戦略についてお尋ねします。現在、「日本の田舎、西会津町。」や、「なじよな町、西会津町」。総合計画で位置付けられています「笑顔つながり 夢ふくらむまち 〜ずーっと西会津〜」など、町全体を包括できるキャッチコピー等がいくつかあります。町のイメージ戦略を考える上で、今あるキャッチコピーやデザイン等を紐付けていく必要があると考えますが、ご見解をお尋ねいたします。

続きまして、認定こども園の今後の運営及び保育内容についてお尋ねいたします。児童数の減少や核家族化、地域とのつながりが希薄になる中で、子育て環境の確保において、認定こども園の役割が年々大きくなっていると考えています。令和3年度の取り組みの一

つとして、こども園に幼児教育・保育アドバイザーが設置されるなど、新たな取り組みが進められていますが、認定こども園における今後の運営及び保育内容についてお尋ねいたします。

1点目、幼児教育・保育アドバイザーの役割についてお尋ねします。保育士に対する指導はどのように行われていくのか。保護者への家庭教育指導についてはどのように行われていきますか。また、こども園と小学校等との接続や連携について、どのように進められていくのかお尋ねいたします。

2点目、保護者とのコミュニケーションを深めていく取り組みについてお尋ねします。これまで保育所が統合されてきたことや、昨今のコロナ禍によって、こども園と保護者、また保護者間のコミュニケーションが取りにくい環境になっていると懸念しています。より良い子育て環境を構築していくためには、こども園と保護者との共同した子育て環境づくりが不可欠と考えていますが、こども園としての取り組みについてどのように行われているのかお尋ねいたします。

3点目、地域との関わりをつくる取り組みについてお尋ねします。今日、子育て環境において地域との関わりが希薄になっておりますが、地域全体で子育てをするという意識づくりや環境づくりについて、どのように考えているのかご見解をお尋ねします。

以上、大きく2点お尋ねします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 1番、荒海議員のご質問のうち、ふるさと応援寄附金の寄附額が増加した経緯について、お答えをいたします。

はじめに、令和2年度の寄附実績についてであります。寄附件数が6,009件で、寄附金額は1億6,166万7千円となり、令和元年度との比較では、寄附件数で4,221件、236パーセントの増、寄附金額で1億3,488万9千円、504パーセントの増となり、町民の皆様をはじめ、西会津応援隊など多くの皆様のご協力とご支援もあり、全国からご寄附をいただいたところでもあります。

お寄せいただきました寄附金は、寄附者の意向に沿って、子育て応援や地域活性化、福祉施策など、町の政策的な事業を実施するための貴重な財源として7,275万円を使用させていただき、住みよいまちづくりを推進することができたところでもあります。

また、寄附者が希望するお礼の品は、町が購入しておりますが、その額は約4,700万円となる見込みであり、地場産品の振興と地域経済の活性化に大きく貢献するとともに、町の認知度アップや地場産品のPRにもつながっているものと認識しております。

1点目の寄附額増加の要因についてのご質問であります。令和2年度は、インターネットへの掲載サイトを3サイト増やし、計7サイトとしたほか、新聞や雑誌、WEBを活用した広告掲載など、情報発信を行ってまいりました。

返礼品につきましても、随時、商品の見直しや開発を行い、これまでの81品目から151品目となり、特に米の品種や定期便が増えたことで、返礼品に米を希望する方が全体の50.3パーセントとなり、寄附額は1億1,777万8千円、72.9パーセントという実績となったところでもあります。

また、返礼品に米の定期便が多かったことから、一つの掲載サイトの目に止まり、独自

のお薦め定期便として全国 10 品の中に選定され、無料で宣伝していただいたことや、新たに掲載を開始したサイトの独自プロモーションにおいて、無料でポスターの作製・掲示を行っていただいたことも要因の一つと考えております。

さらに、昨年 11 月には、ポータルサイト「日本の田舎、西会津町。」へ誘因し、納税サイトにつなげるためのシティプロモーション活動を行ってまいりました。

このように、令和 2 年度は各種要因が重なり、寄附金額が増となりましたが、重要なことはプロモーション活動を通して全国に情報発信を行い、多くの方々の目に止まり興味を持っていただき、町の認知度アップを図ることであるとと考えておりますのでご理解願います。

次にキャッチコピーに「日本の田舎、西会津町。」を活用した狙いについてのご質問にお答えします。

これまで、町は「将来に夢と希望の持てるまちづくり」に全力で取り組んでおり、その一つとして、町の魅力を町外に向けて広く発信するため、平成 28 年度から「日本の田舎、西会津町。」のキャンペーンロゴ、プロモーションムービー、ポスター等の製作と PR を展開し、ポータルサイトから町の魅力を発信する取り組みを行ってまいりました。

昨年度は、この取り組みをさらに発展させ、アフターコロナを見据え、ワーケーションやテレワーク等の新たな地域移住の候補地として本町を知ってもらう機会の創出と、西会津産米をはじめとした地場産品の振興に係る PR のため、シティプロモーションを実施し、当該ポータルサイトの拡充、ポータルサイトへの誘因、パンフレットの作成及び配布、高速バス新宿線のラッピングバスの運行などにより、町外に向けて情報発信を行ってきたところであります。

また併せて、「ふるさと応援寄附金」の返礼品各種パッケージ等を一新し、町の認知度アップと寄附増を狙いとして取り組んでまいりました。

このキャッチコピーの「日本の田舎、西会津町。」には、「縄文の時代から続く日本らしさを守りながら田舎と都会を繋ぐ」という思いが込められております。

本町の先人が紡ぎ守ってきた歴史や伝統、技、生活の営み、豊かな自然に興味を持っていただき、本町を訪れていただきたいという願いと、本町に訪れることができない方には、返礼品の地場産品を通して田舎を味わい、田舎に触れ合っていただくことで、本町と都会、いわゆる寄附された方をつなぎたいという願いから「日本の田舎、西会津町。」を活用したところであります。

現在、この一連のキャンペーンにより、ポータルサイトの閲覧回数は、昨年 11 月から半年で 29 万 8 千回を超え、今後、閲覧状況の分析により次の事業展開に活用することも可能となることから、さらに多くの皆さまに、このキャッチコピーをご支持いただき、本町の更なる発展につながるような事業展開を進めてまいりますのでご理解願います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 1 番、荒海正人議員の山村活性化対策事業とイメージ戦略についてのご質問にお答えいたします。

町では令和元年度より、農林水産省の補助事業、農山漁村振興交付金・地域活性化対策

事業を活用して、農林業の一層の振興とICTを活用した定住条件強化に向け、有害鳥獣被害対策事業、教育連携・学習支援等に取り組んでおります。

この事業推進にあたり、これまで様々な助言をいただきまいました東北農政局より本町の農林産物をはじめとした豊かな地域資源を生かす事業として、山村活性化対策事業を紹介され、このたび、本事業に取り組むことといたしました。その事業概要といたしましては、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで利用するためのソフト活動に対し、国が支援するものであります。

具体的には、ふるさと応援寄付金の返礼品で好評な米に特化した新たな商品開発や、生産加工・販売体制の強化等による西会津ブランドの構築、就業機会の拡大、及び所得向上による地域経済の活性化を目指すものであります。

ご質問のうち、まず、事業実施における各課の役割についてであります。事業全体の総合調整や東北農政局との交付金に係る手続きについては、企画情報課が担当いたします。また、西会津産米のブランド化に向けた取り組みや、米を活用した新たな加工商品の開発については、農林振興課、町民税務課、商工観光課などの町部局のほか、町振興公社や町内生産者団体、飲食店等の活動組織と相互に連携を図り、地域が一体となってブランド化と、持続可能な地域の形成に向けて事業に取り組んでまいります。

次に、町が管理する写真等のフリー素材としての使用についてお答えいたします。町が本年3月に策定したデジタル戦略では、町が保有するデータや写真などについて、誰もがインターネットなどを通じて取得し、無料で容易に2次利用できるオープンデータの取り組みを掲げております。

現在、町のデータブックをはじめ、写真などを含めたデータの公開に向けて、準備作業を進めているところであります。オープンデータにつきましては、情報発信はもとより、協働による地域課題の解決や、企業活動でのデータ利用による多様な新サービスやビジネスの創出、企業活動の効率化等が促進され、経済活性化などにも寄与することから、推進してまいりたいと考えております。

次に、町のイメージ戦略についてお答えいたします。現在、町をイメージするキャッチコピーといたしましては、西会津町総合計画第4次で掲げる町の将来像「笑顔つながり 夢ふくらむまち 〜ざーっと西会津〜」、町への移住促進や、ふるさと応援寄附金の宣伝・広報として「日本の田舎、西会津町。」、町の出来事などを発信している町公式フェイスブック「なじよな町、西会津。」などがあります。

町総合計画の将来像につきましては、町の最上位計画の目指すイメージとして、主に町内向けに使用しており、「日本の田舎、西会津町。」「なじよな町、西会津。」は、町の認知度を高め、関係人口増加・移住の促進、ふるさと応援寄附金につながるよう、主に町外に向けて情報を発信しているところであります。

ご質問のイメージ戦略につきましては、戦略的・効果的に情報を発信するうえで重要であると認識しております。民間企業においては、企業戦略の一つとして、企業の特長や独自性を統一したイメージやデザイン、表現で分かりやすく発信し、社会全体で共有されることで、企業の存在価値を高める目的で導入されており、自治体においても数多く導入されております。

町といたしましては、現在、町外に向けて発信しております二つのキャッチコピーやロゴ等について、さらに認知度を高め、本町を想起・定着させるため、情報発信の統一的な運用について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 農林振興課長、矢部喜代栄君。

○農林振興課長 1番、荒海正人議員の山村活性化対策事業など課を超えた取り組みについてのご質問のうち生産者等とのブランドイメージの共有についてお答えします。

今回の山村活性化対策事業の事業計画の策定にあたっては、米に関連した商品開発や販売体制の強化に向け、現場の声を反映させるため、生産者や関係する事業者と打合せを重ねてまいりました。今後も事業を進める中で、目指すべきブランドイメージについては、関係する生産者団体や、販売事業者などと密接に連携しながら、方向性を共有し進めていく考えでありますので、ご理解願います。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 1番、荒海正人議員のご質問のうち、認定こども園の運営等についてお答えいたします。

1点目の、幼児教育・保育アドバイザーの役割についてのご質問であります。保護者の共働きや核家族化の増加など、家庭や生活環境の変化により、保育に対するニーズは多様化しております。

そのような中で、幼児教育・保育アドバイザーの配置により、これまでの安全で安心な保育に加え、就学前の児童への教育、子育て家庭への相談・支援、保育現場での助言・指導など、こども園の体制強化と家庭教育のさらなる充実を図ってまいります。

本アドバイザーは、これまで県内小学校の教員として教壇に立ち、去る3月まで会津地方の小学校長を務めるなど教育経験の豊富な方で、4月の着任以来、継続して保育現場に携わっており、保育士には教育面からの助言など保育等の質の向上を支援するとともに、一人ひとりの児童に寄り添い、それぞれの成長を促し見守っております。

また、保護者への家庭教育指導やこども園と小学校との連携については、コロナ禍の状況に十分配慮しながら、今後は、家庭教育相談室こころのオアシスや学校教育アドバイザーとも連携し、切れ目なく教育をつなぐための関係構築にむけて、関係者と調整を進めてまいりますので、ご理解願います。

次に2点目の、保護者とのコミュニケーションを深めていく取り組みについてのご質問であります。こども園は平成29年に開園し5年目を迎えております。これまでは、春の遠足、保育参観、夕涼み会、秋の運動会など、年間を通して保護者の皆さまにご協力いただきながら、こども園との関係性を深めてまいりましたが、昨年からのコロナ禍の影響により、保護者参加の行事を一部中止せざるを得ない状況が続いております。

このような中、本年度からは保護者との情報連携をスムーズに行うため、スマートフォンアプリ、コードモンを導入し、こども園からのお便りをはじめ、感染症情報やこども園の様子などを発信し、保護者との情報連携の強化を図っております。

また、保護者同士のコミュニケーションについては、当事者である保護者会のご意見を伺いながら対応してまいりますので、ご理解願います。

次に3点目の、こども園と地域の関わりについてのご質問であります。これまで、こ

ども園では、交通安全教室や運動教室、お話の会など地域の皆さんのご協力をいただくとともに、敬老会への参加、高齢者施設への慰問や芋ほり交流、日常における散歩など、地域社会との関わりの場を設け、家庭・地域と一体となり保育環境の充実に取り組んでまいりました。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、コロナ禍の影響により一部内容の変更や中止せざるを得ない状況が続いていることから、こども園といたしましては、感染防止対策の徹底とICTの活用などにより、地域社会との関わりの場の確保に可能な限り努めてまいりますので、ご理解願います。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 再質問させていただきます。まず地場製品のブランド化について再質問いたします。

その前に、全員協議会でも協議させてもらったんですけども、そもそもブランド化とは何かということですけども、同一のカテゴリーを区別するためにつくる概念のことをいっています。なので、この考え方を立ち上げるということが、このブランド化の中で一番鍵になってくる部分だなといふふうに考えて1回目の質問をさせていただきました。

また、今回ふるさと応援寄附金から地域のブランド化につなげるということで、今回その第一歩として山村活性化対策事業というものができて、そして各課が連携のもとに事業が立ち上がったというふうに認識しています。このブランド化については、これまでも取り組まれておりましたけれども、やはり極めて難しい課題でもあるというふうに思っています。それが各課横断的に役割分担をしながら連携して立てていくということで、物としても、あとは人材としても拡充されながら、今後進んでいくのかなというふうに考えています。

こうした考えのもと再質問に移らせていただきますけども、まず町民税務課長にお伺いします。先ほど「日本の田舎、西会津町。」であったり、ふるさと応援寄附金でこれまで以上に実績をあげられたということですけども、今後ふるさと応援寄附金からの流れをくみながら、地域の地場製品のブランド化につなげていきたいというふうに考えておられるであろうと考えています。これまで、ふるさと応援寄附金のPRの仕方、主だったところが先ほど言っていた、「日本の田舎、西会津町。」だと思うんですけども、今後、地場製品を、今回は米ですが、この米のブランディングを行う上でも、この日本の田舎、西会津町というものを継続して、考え方のもととしてやられていくのか。それとも、また別な考え方を立ち上げてブランディングしていくのか。その辺り確認させていただきたいと思います。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 再質問にお答えをいたします。

昨年度、「日本の田舎、西会津町。」というポータルサイトを活用しながらPRしてまいりました。かなり反響があり、先ほど町長からご答弁申し上げましたように、半年で29万8千アクセスがそのポータルサイトにあったわけでございます。引き続き、これを継続して活用しながら、事業の効果等も検討し、今後に生かすように引き続きやっていきたいというふうに考えます。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 次に農林振興課長にお伺いしたいと思います。全員協議会の中では、今後の西会津産米のブランド化に向けて、まだ確固たる打ち出し方というものがないというふうにご答弁いただきましたけれども、とは言え、今回の山村活性化対策事業の中では、雪室米ということで、西会津産米の中でもポイントを絞ってブランディングしていかれるというふうに打ち出されているというふうに思っています。

という中で、今回、西会津の米をPRしていく中で、第一弾として雪室米というものを選ばれたところへの思い、どういったものを打ち出していこうと思っていられるのか、農林振興課長のお考えをお示しいただければと思います。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えいたします。

今議員おっしゃられたように、山村活性化対策事業の中で、今回、雪室の中に入れた米、雪室貯蔵米を一つの商品として商品開発できないかということで、その実証事業に取り組むものであります。この経緯でございますが、雪室については平成8年に整備いたしまして、町の産業の活性化、米だけではなくて農林産物、それから地場産品も含めて、こういったものの振興を図れないか、その一つのツールにならないかということで取り組んでまいりました。ヒット商品といいますか、外に対して強烈にアピールするものができたかといわれますと、多くはありませんが、地酒ですとか、そういったものもありますが、あまりそれを使って、まだ大きなアピールができていないところでございます。

今回、令和2年度に雪室について見直しをいたしまして、雪室施設に温度、湿度を一定に保てるような設備を備えまして、それを使うことによって、まずは米について他と差別化を図ってアピールができないかということで取り組んでいこうとしたときに、この山村活性化対策事業があるということでありましたので、今回、この事業の中で取り組むということに至った次第であります。

今後、生産者、それから流通事業者と連携いたしまして、こういった形でこれを販売に結びつけていくか、これをブランド化していくか、こういったことについては、この事業の中で十分検討し、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 農林振興課長にもう一度お伺いしますが、今、雪室米を選ばれた経緯について理解しました。この雪室米を今後PRしていく上で、最終的にどのようなブランドが立ち上がるとイメージされているのか、ここだけもう一度お答えいただければと思います。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 今回、雪室米について、事業の中ではネーミングですとか、それからパッケージのデザインですとか、そういったものを考えてみようというような経費を計上してございます。この先にどういったイメージかということでありますが、雪室に入れることによって、年間を通じて品質、それから食味、これの劣化を極力抑えて、年間通じておいしい西会津産米を町外にアピールできる。そういったイメージ付けをしていきたいというふうに思います。どういったパッケージになるのか、名前になるのか、それはこれからですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 これまで全員協議会であったり、事前にヒアリングさせていただいた内容も含めて、一つだけ私の中でちょっと気がかりな部分がありまして、そちらのほうも確認させていただきたいと思うんですけども、先ほど町民税務課長のご答弁では、「日本の田舎、西会津町。」のイメージの中で、今後米のブランディングを行っていくということでご答弁いただきました。また、農林振興課長は、雪室米を通じて、おいしいお米、品質であったりというのを最終的なブランドイメージを立てていくということでありました。

最初に申し上げましたけれども、今回ブランド化ということで、一つの考え方というものを出し上げていく作業がこの事業なのかなというふうに考えています。そういった中で、今、二つの課が分かれていて、これまでの経緯もあつたりして、それぞれ多少認識も違っているというのもあると思うんですけども、今後、今言われていた考え方も一つにまとめていくのか、紐付けしていく必要があると考えますが、共通認識だったり、共通言語を確立していく上で、今後どのようにしていくのか、その辺りの認識についてお答えいただければと思います。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

町民税務課では、あくまでふるさと応援寄附金の返礼品ということで、ブランド化も前向きに、一緒になって取り組んでいきたいと思いますという姿勢で進める予定でございます。なお、全国向けに、「日本の田舎、西会津町。」というポータルサイトを活用していく、キャッチコピーを活用していくということで、周知のほうを徹底していきたいと考えてございます。

ただ、ブランド化に向けて、ふるさと応援寄附金の返礼品について、今年度パンフレットも作成する予定でございます。そういったときには農林振興課と連携を取りながら、着実に同じ方向を向いて進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 ぜひ、今後事業が進捗していく中で、共通理念、共通言語を確定していただきたいと思っております。これが本当にブランド化に向けて、かなり肝になるところだなと思っています。はじめにないものは最後までないわけであって、最初の理念が共有できなければ、それぞれ商品開発しようとしても、おそらくまちまちなものができあがっていくということで、事業の質のことを考えても、一番最初の理念構築、このブランド化に向けての核となる部分がいかにできるかということが重要になりますので、ぜひその辺り、それぞれの課でもんでいただきたいというふうに思います。

併せて、このブランド化に向けて、共同で課をまたぎながら事業を行っていくということでありました。今後いろんな展望も見えて取れるかなと思いますが、こと今回の山村活性化対策事業の中においては、町民税務課、農林振興課、また一部で商工観光課であったり、企画情報課ということでもあります。

また、事業を進めていく上で、ブランド化を進めていくわけですが、ブランド化にはある程度のプロセスがあるというふうにいわれています。一つは、やはりそのブラン

ドというものを知ってもらうということで、認知であったり、内容を知ってもらうということで、理解。その後、好意を持ってもらって、好きになってもらって、そして愛着を持ってもらう。それで継続的に買ってもらうというようなプロセスがブランド化には段階的にあるというふうに、一般的にはいわれているわけです。

今回、事業の中で商品開発される。あと、「日本の田舎、西会津町。」のホームページを開業されて、さらに発信も強くしていくということでありましたけれども、これに関しては、先ほど私が申しました段階では、認知と、あと地域のことを知ってもらう、理解の部分が大きいかどうかと考えています。その先の西会津のことを好きになってもらって、西会津のものを愛着をもって継続的に買ってもらうという上では、ゴールの部分、出口のところ、大事なんだろうというふうに思っています。

1回目の質問で、地域の生産者であったり、事業者との連携についてのご答弁いただきましたが、具体的にお店の名前だったり、事業者名をあげろというわけではありませんけれども、最終的なゴールの部分で、その販売体制の構築であったり、どのようなところにどれだけものを流せるのか、その全体の最終的なゴールのイメージについて、どのように今思われているのかお示しいただければと思います。農林振興課長のほうが、たぶん現場を持たれているので、その辺りのところは分かると思うので、農林振興課長にお伺いします。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 目指す販売体制ということですが、今回の事業におきましては、生産者団体、それから流通事業者、販売事業者、この皆さんと連携して、目指すところは、そういった皆さんが開発された商品を現に売っていくというところを目指していきたいと思っております。そのためのいろいろな実証活動、この事業によって行っていくわけですが、生産者、農業従事者の皆さんの農業所得の向上、それから販売者の皆さんの売上の向上、そういったことにつながるように、それを目指して事業を進めてまいりたいと思っております。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 確認ですけれども、今のスタートした段階で、そのゴール、ブランドを立ち上げて、その販売する先まで確保できているのか。それともこの事業を通じて、その最終的なラインまで模索していくのかと考えると、後者であるというふうに捉えてよろしいですかね。この事業の中で最終的なゴールまで行き着いていこうというプロセスを描いていこうという認識でよろしいですか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えいたします。

山村活性化対策事業については、これから3年間の事業ということで、3年間の中で、できるだけ進めていきまして、実際に販売するといったところまでもっていききたいというふうに考えております。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 ぜひこのブランド化に向けて、皆さん共同で役割分担もしながら、共通認識をつくりながら取り組んでいただきたいと思います。本当にこのふるさと応援寄附金で開

いた口火を、これもたぶん数十年に一度の極めて稀なチャンスでもあると思いますので、このチャンスを生かしていただきながら、最終ラインのところまで、どうしてもこぎつけていただきたいというふうに思っております。

次に、こども園の今後の運営と保育内容について再度質問させていただきたいと思えます。幼児教育・保育アドバイザーの役割についてご答弁いただきましたが、まず家庭教育指導について再度質問させていただきます。ご答弁いただいたとおり、様々な方針でアドバイザーのほうフォローしていくという流れになるかと思えますけれども、やはり、中には様々な事情を持った家庭があります。ということは、様々なケースバイケースがあるということです。つまりはそれだけ専門性があがるとも考えられると思うんですが、今後、教育アドバイザーも教育のプロでありますので、そういったことを認知されているかと思えますが、専門家の連携だったり、そういった専門的な知見から、こども園として取り組まれていくようなことも今後考えられているのかどうかについてもお示しいただければと思えます。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

家庭教育指導などについて、4月から配置いたしました幼児教育・保育アドバイザーにも担っていただく部分はありますが、議員がおっしゃるように、非常に専門性の高い問題などを抱えていらっしゃるお子さん、家庭などについては、さらに専門性が求められる機関へおつなぎするなど、家庭とそういった機関とをつなぐ役割も、こども園、子育て支援センターになろうかと思えます。その支援センターの中でご相談をいただいた対象のご家庭に対する支援は、子育て支援センターで解決できる部分は、そこで様々なご相談にのりながら前に進めていきたいと考えておりますが、さらに専門性がもたれるようなものにつきましては、そういった専門機関と連携を図りながら、家庭と一緒にその問題解決に向けて進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 分かりました。

あと、今回アドバイザーを設置された趣旨の中に、学校教育との連携も考えられるということでありました。アドバイザーのタイトルにも、育児教育という言葉も入っており、保育の分野においても、今後教育をしていこうという考えだろうというふうに思っています。

その中で、これまで町にある子ども子育て支援計画等は、幼児教育についての内容があまり触れられてこなかったかと思えますが、今後こういう幼児教育を進めるにあたって、町の計画であったり、こども園の運営に対しても大きな変化がもたらされてくるのかと、大きな影響があるのかということもお伺いしたいんですけれども、福祉介護課長に、まずその辺り、現場のところでお示しいただければと思えます。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

平成29年に認定こども園に統合されました町内の保育施設でございますが、その目的の一つに、幼児教育をさらに強化していきたいといった目的もございまして、現在のこども

園におきましても、保育士の先生方は全員幼稚園教諭の資格を持っていらっしゃいます。そういった意味では、幼児教育の部分もしっかりと資格として持っていらっしゃる、教諭としての扱いもできるのかなと感じてございます。日々の保育の中でも、こども園の園児に対する成長の促しですとか、保育だけのみならず、そういった点につきましても様々工夫をしながら保育にあたっているというのが現状でございます。

しかしながら、町内のほとんどの子どもさんは、小学校にあがる前にこども園を利用して、利用したお子さんが卒園と同時に小学校に入学するという流れが、今すでに通常の流れになってございます。

そういった意味からすると、やはり小さいうちから、義務教育の小学校で求める子どもさんのイメージ像といいますか、こども園での園児の教育のレベルといいますか、教育がどこまで達成されているのかと、そういったところについても、やはりこれから園の中で検討していかなくてはいけないなというふうに考えてございます。

そういった意味では、幼児教育から義務教育の小学校にあがるギャップなどをできる限り生まれないような体制づくりも、小学校と連携していきたいというふうに考えております。

先ほどの答弁の中にもありますように、学校に配置されました学校教育アドバイザーなども連携して、これから実際に、この幼児教育アドバイザーなども、関係構築に向けて前に進めていきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 これまでも、私も保育所に通っていたときのことを思い返すと、全く保育から教育、分断があったわけではなくて、年長さんの辺りから自分の名前を書いたり、読み書きを先生に習ったなというふうに記憶しています。なので、今後、幼児教育という中で、これまでは保育の中でも小学校への接続というところで、現場で対応されて来たものが、幼児教育というくくりの中で、今後具体的にこういうようなカリキュラムでやられていくというような感じにもなっていくのかなというふうに思うんですけども、その辺りの認識、私が言った認識でいいのか、それともその教育の部分について、ちょっとお示しいただきたいと思えます。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 お答えいたします。

保育内容の具体的なことについては差し控えさせていただきますけども、町全体の幼児教育及び学校教育との関連という部分で答弁させていただきたいと思えます。

私、常々、教育の内容を充実するためには、福祉との連携強化を図っていくことが必要だというふうに思っております。私もこども園、何度か訪問させていただきまして、保育士の皆さんが、本当に一生懸命町の大事な子どもたちを保育している姿を拝見させていただきました。

そういう意味で、私は、幼児教育とか保育指導というのは、学校教育において、学力や人格形成の基盤をしっかりつくっていただける、そういうところであるというふうに考えています。そういう意味では、こども園で学習意欲とか、また集中力とか、やり抜く力とか、友達との協調性、また創造性など、そういうふうな、いわゆる非認知能力を学校にあがる前にしっかりとこども園で育てていくことが、私は大事だと思います。ことさらに幼

児教育ということで、学校の学びを下げても学ぶ、そういうことをするよりは、保育内容にしっかりと、そのような非認知能力を高める指導を、保育をしていくことが、学校教育にあがって必要なのかなと思います。

そういう意味では、今議員がおっしゃった幼児教育、保育指導について、再度そのようなことが大事なんだということを保育士の皆さんに認識していただく、そういう意味で保育アドバイザー、また学校教育アドバイザーと連携を図りながらやっていきたい。もうすでに、学校教育アドバイザーはこども園に、この4月、5月で5回ほど訪問しながらアドバイザーと相談をしながら、園児と児童、また保育士と学校の先生方と交流を図るという計画もすでについております。

そういう意味では、保育の指導が学校教育でどのように展開されるのか、それをお互いに連携することによって、私は保育内容の充実が図れるのかなと、そんなふうに思います。そういう意味では、ことさらに幼児教育ということで、幼稚園教育のような感じで私は町のこども園はなくてもいいのかなと、そのように考えておりますので、そういう意味では、保育アドバイザーと学校教育アドバイザーと連携を図りながら、福祉介護課と連携を図って、教育委員会とも連携を図りながら、これから町の大事な子どもたちの育成に進めてまいりたいなと、そんなふうに考えております。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 ただいま教育長からも、町全体の教育の中で、今後の展望についても触れていただきました。おっしゃるとおりだと思います。今後、こども園だったり、学校部局も関わってくる部分が大きくなるというふうに考えています。そういった中で、先ほど1回目の質問にも地域との関わりについてお話させていただき、ご答弁いただきましたが、そういった部分も、これまで小学校、中学校と地域の中でつながってきたものも、引き続き学校だけではなくてこども園とも関わっていくような流れでできるのかなというふうに思っています。

今関わっている部分では、地域学校協働本部であったり、公民館事業で関わっている部分があったりすると思うんですけども、今後そういった組織や団体等も、こども園との連携もつながっていくのかどうかについて、せっかくですので併せてご答弁いただければと思います。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 地域との関わりという部分での再質問にお答えいたします。

町では地域学校協働本部活動ということで、これは県内でも大変進んでいるということで評価をいただいております。そういう意味では、町全体の総力をあげて、やはりこども園、小中学校、また西会津高校と、この連携を図りながら、やはり地域の力を活用していくことはとても大事な事かなと思います。

今まで、なかなかこども園との関わりがなかったわけですが、やはり地域の総力をあげながら、こども園とも地域学校協働本部の連携を図って、地域の皆さんがこども園に入って指導できる体制を、両アドバイザーと連携しながら、これからも進めていきたいと考えております。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人　また、現場でアドバイザーを通じながら、そういった連携をつくるというのもそうだと思いますし、あとは一方、保護者との連携も必要になってくるんだろうなというふうに思います。こども園は子育てをする場でもありますし、とは言え、子どもをただ預けておく場ではなく、そこから子育ての環境を深めていく、親同士のつながりをつくっていった、その環境をさらによいものにしていくのがこども園のあるべき姿だなというふうに思っております。

先ほどご答弁していただいたもので理解はしますが、現在、コドモンであったり、あとは様々アンケートであったり、総会で意見を聞くとされておりますけれども、ただ、保護者として要望する、それを聞くとか、あとは携帯を使って新しいつながりをつくるということがされておりますけれども、それだけでは本当の子育てをする環境として、それが100パーセントというわけではなくて、今後それをそれぞれ寄り添った形で深めていくのが本来のこども園のあるべき姿かなというふうに思っています。

ですので、先ほど教育長もおっしゃられたとおり、現場の保育士の方、そしてアドバイザーであったり、そういったプロの方であったり、あと親、保護者の方たちとか、協働で子育ての環境をつくっていただければというふうに思っております。

そのように今後の動きに期待して、私の一般質問を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長　　6番、三留正義君。

○三留正義　皆さん、こんにちは。6番、三留正義です。

本町も、大口の方、特定の事情のある方以外は、田植え作業はほとんど終わられたようで、何よりだと思っております。

さて、今般、一般質問の通告をしておりますので、通告どおり質問していきたいと思っております。

N T Tドコモとの連携・協力に関する許定についてなんですが、町長から提案理由の説明がなされた中で、去る5月24日に株式会社N T Tドコモとの連携・協力に関する協定の締結をした旨の説明がありましたが、この協定の目的、連携・協力の具体的な内容などについて伺います。

○議長　　町長、薄友喜君。

○町長　　6番、三留議員のN T Tドコモとの連携・協力に関する協定についてのご質問にお答えをいたします。

町では、令和元年度より、農山漁村振興交付金事業を活用し、通信機能が付いたセンサーカメラによる有害鳥獣対策をはじめ、農家の皆さんへのスマートフォン講習会、並びにスマートフォンを使った栽培指導などの実証事業において株式会社N T Tドコモと連携を図ってきたところであります。

この間、取り組んでまいりました有害鳥獣対策のさらなる強化に加え、本年3月に策定したデジタル戦略に基づき、まちづくりの幅広い分野で、今後、N T Tドコモとの連携を深めていくため、去る5月24日に、県内自治体では初めてN T Tドコモと連携協定を締結したところであります。

まず、ご質問の協定の目的であります。両者が相互に連携・協力し、デジタル戦略を

推進し、地域課題の解決や行政サービスの向上等を図り、将来にわたって持続可能な西会津町を実現することを目的に締結したところであります。

次に、具体的な協定事項についてであります。デジタル戦略に掲げる六つの戦略「しごと」「招致・もてなし」「くらし」「学び」「行政」「対話・コミュニケーション」のデジタル変革によるまちづくりの推進のほか、高速大容量通信の5Gを含む近未来の技術の実証に関して、連携して取り組んでまいります。

今後は、両者で打合せを行いながら、NTTドコモの知見や技術を取り入れ、有害鳥獣対策やスマートフォン講習といったデジタル教室の連携から協力関係を強め、連携分野を広げてまいりたいと考えております。

町といたしましては、この協定の締結を新たなスタートとして、NTTドコモとの官民共創のもと、中山間地域のモデルとなるようなまちづくりを積極的に進め、特に、若い世代の皆さんが便利に安心して暮らし続けられる、また、町外の若い皆さんにも本町に来てもらえるような環境づくりに取り組んでまいりますのでご理解願います。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 ご答弁をいただきました。鳥獣害については、令和元年度から農産漁村振興交付金を得て、NTTドコモさんと連携して事業を展開してきたというお話がありましたが、NTTドコモさんとのセンサーカメラの内容、どの辺がデジタル化しているのか、ちょっと分かりにくいので、その部分の連携した部分についてご説明をいただきたい。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 センサーカメラについてのご質問にお答えいたします。

令和元年度に、先ほど説明ありましたとおり、国の補助事業のICTを活用した定住条件の整備の中で、有害鳥獣対策に通信機能付きのセンサーカメラがあるということで、NTTドコモより提案を受けました。

この機能につきましては、従来はわなを仕掛けたところに毎日見回りに行く必要があったところを、通信機能が付いたために、スマートフォンまたはパソコンでわなが捕獲したかどうかの状況を捉えることができるということで、捕獲については効率化が図られた、猟友会の方の負担も軽減されたということで、非常に効果の高いものであったかなというふうに考えております。

通信機能が付いて、それを手元で、ソフトウェアを使って画像をカメラからやり取りするというので、その辺がICT技術ということでございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 映像データの送信ができるというようなお話だったと思うんですが、その通信機能そのものの速さは5Gを試しているとかということではないのか、その辺についてご説明ください。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えいたします。

携帯電話の通信を利用してということですが、5Gではなくて4Gということでございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 有害鳥獣でドコモさんから提案があつて、国の資金もあつて導入に踏み切つて、試験的にやってみて、非常に効果があがつたというお話ですね。これはこれでよかつたと思います。

このデジタルのおおむねの流れは分かつたんですが、町の年齢層の若い方たちからなんですが、これが新聞記事で報道されて、うちの町にケーブルテレビがあるよねという話を私伺つて、どうなつているのと。私もちょっと詰まつたので、改めてお聞きしたいんですが、西会津町デジタル戦略の中段に、「ケーブルテレビ情報通信基盤等を活用した快適で便利な暮らしづくりを」という書き出しで、まずは町のケーブルテレビを中心にデジタルは広げていくような書き出しに私は受け取つています。NTTと連携して悪いとか、いいとかということではないんですが、町のケーブルテレビと新しい技術と両方、並行というか、同時に考えて取り組んでいく必要があるのかなと。

例えば町のケーブルテレビだと、Wi-Fi環境、町全体の問題どうするか、先に同僚議員が質問した高齢化の方たちへの対応など、非常に問題は山積しているのかなと思ひますけれども、そういったものを交通整理して、ある程度、町のケーブルテレビのほうの取り組みをきちんと先にスタートさせていかないと、取り組んで導入してくる技術というものも大切ですが、その辺、整合性が取れているのか、順番というか。その辺の考え方についてお伺ひします。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

ケーブルテレビと通信事業者との関係性ということで、ケーブルテレビをどう使っていくのかという部分についてお答えしたいと思います。まず、これは前段になりますが、やはり町は大変高齢化率が高いということで、皆さん普段からテレビ等のリモコンについてよく操作はご存知なのかなという部分で、まずはケーブルテレビの環境を利用して、テレビの画面でも様々な部分が利用できないかというような部分と、それと併せて、先ほど申し上げましたWi-Fi環境と通信事業者との関係で連動できないかとか、様々な面で取り組んでまいりたいということで、町にあります光ネットワークであるケーブルテレビを活用した上で、通信事業者との連携ということも様々な考えていきたいということから記載しているというようなことですので、今後どういう形で技術的に可能なのかという実証も含めながら進めていきたいということですのでございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 今後のことであるので、当然はっきり見えたような話にはならないのかとは思ひますけれども、今回はNTTドコモということで提携をされた。他の通信事業者とも、接点があれば連携・協定なり協力関係を結んでいく考え方があるのか、ドコモが寡占的に西会津町に君臨するのか、その点についてお示しください。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

三留議員のNTTドコモの寡占になるのかというような部分でございますが、町としては、そこまでは考えておりませんので、今、町でデジタル戦略を策定した上で、NTTドコモさんとこれまで有害鳥獣対策等で関係性があつたということで、ドコモさんのほうで、

そのデジタル戦略についていたく賛同いたしまして、ぜひ共同でドコモが持つ知見とそれを踏まえて、持続可能なまちづくりにぜひ協力したいという形から締結に至ったというようなことでございます。

従いまして、ほかの通信キャリアの方で、町と一緒にビジョンが共有できるもの、また町としてメリットがあれば、そういう協定については拒むものもございませんので、そういう提案等、また接点等があれば、ぜひそういう方向性で進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 接点があればそれはそれだということで、別にドコモさんに寡占的な話ではないということですね。理解しました。

あと町長の答弁の中で、近未来技術の実証に関してということで、5G、将来の描きというのが触れられていたかと思うんですが、これをうちの町で実証実験という形を取るのはどういうふうにするのかなと素朴に思ったんですが、今後の描き方としてどういうものを描いているのか、お示しいただきたいと思います。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

5G技術を使った実証事業として考えられるものというような部分でございますが、今現在、町としまして様々な課題をデジタル戦略で掲げさせていただきました。今、ドコモさんが自治体と協定を結んでいる数が、西会津町を含めまして全国で58自治体だそうでございます。その中で一番多い連携の協定の中での実証が、島と島を結んだ教育の連携事業、または、公共交通体系の自動運転の実証事業が大変多いということでございます。

また、国も一番課題としておりますデジタルデバイド対策ということで、情報格差を埋める上で、ドコモショップ等でデジタル教室を開催して、高齢者のデジタルデバイド対策をやっているというのが一番多いそうでございます。

町といたしましては、これから5G技術を導入して、どういう課題を解決していくかという部分については、町のこういう技術を使えないかというような提案しながらドコモさんと今後つくりあげていくという段階でございまして、具体的な事例という部分は、現段階ではまだございませんが、さしあたりまして、有害鳥獣対策をさらに強化していこうという部分、あとはデジタル教室で協力をいただくという部分で、今現在では進めているということでございまして、5Gについてはこれからどういうものが活用できるかということで、今後十分に打ち合わせを行いながら進めていきたいと考えております。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 分かりました。

あと、私ちょっと理解ができなかったのですが、説明をいただきたいんですが、「NTTドコモとの官民共創のもと」とご答弁いただきましたが、このNTTドコモとの官民共創というのは、西会津町とNTTドコモを官民というふうな言い方をしているのか、それとも一般の町の人まで民と入れるのか、ちょっとここ読み合わせられなかったので、お示ください。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

ここで官民共創という形で書かさせていただいた部分につきましては、まず行政とドコモとの、新たな町の魅力ある地域の価値をともにつくりあげていくということから提案させていただきました。また行政の中には、その地域の課題様々ございますので、そういう部分は町民も含まれているという部分で、その機会があれば町民とともにつくりあげていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 協定についてお伺いしました。だいたい理解できました。ただ、うちの町はやはり同僚議員の質問等で出るように何と言っても高齢化で、品物に使い方を合わせるといふやり方がいいのか、やっぱり年齢層の方に使いやすいハードがいいのか、そういったことも選択肢の中に今後は入ってくるのかなと考えます。今朝も医療で、初診でしたか、何かスマホで診てもらえる、全国でそれができるのは6パーセントぐらいだなんていう話でしたが、やはり西会津町も、やっぱり在宅でそういったことができるような時代がくればなおいいなと私も思っています。

よりよいデジタル戦略の方向を、協定と併せてよりよいものになることをご祈念申し上げて、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長 暫時休議にします。(14時24分)

○議長 再開します。(14時45分)

5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 皆さん、こんにちは。5番、猪俣常三です。

このたび新型コロナウイルスの感染が収束する気配が見えない中、大都市部において緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の延長などで対策に追われ、本県では新型コロナウイルス感染者が増えており、県は全域に独自の非常事態宣言を出したり、解除したりの対策で、コロナ禍と戦っております。

本町において新型コロナウイルスに感染された方々に心からお見舞いを申し上げ、回復されますことを心よりご祈念申し上げたいと思います。厄介な新型コロナウイルスに感染しないように、今まで以上に適切な行動が求められ、自分は大丈夫だと思うのは危険に感じます。町ではワクチン接種が始められており、町民の命が守られることを祈りながら、今次の一般質問をしてまいります。

さて、新型コロナウイルス感染拡大防止対策についてであります。町内で新型コロナウイルス感染者が確認されたことから伺います。

1点目は、医療関係者並びに施設関係者及び町民の努力によって、感染症予防に努めていながら発生しておりますが、重症化にならないよう防止対策の面からワクチン接種が計画どおりに進んでいるのか。

2点目は、ワクチン接種のキャンセルがあった場合、ほかの方に接種できるよう効率的な対応も検討すべきではないか。

次に、銚子ノ口周辺の整備についてであります。会津の6市町村にまたがる只見柳津県立自然公園の越後三山只見国定公園への編入を、県は環境省に申請されたことから伺います。

1点目は、新たに国定公園となる只見川下流部から阿賀川の周辺地域の中に、銚子ノ口が含まれているのか。

2点目は、銚子ノ口の周辺の整備をどのように進めるのか。

3点目は、国や県に対して、財源確保の要望について町の考えはあるのか。

4点目は、銚子ノ口付近の端村側の天然河岸が崩れていることは把握されていますか。

次に、滝坂地内の地すべりについてであります。この地域の地すべり工事は国の直轄事業にて進められております。町では事業の内容をどのように把握されているのか伺いますが、阿賀川の銚子ノ口付近の川幅が狭くなったように感じられている住民の方がいるようであります。現況はどのようになっているのかお伺いいたします。

以上、私の一般質問といたします。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 5番、猪俣常三議員のご質問のうち、新型コロナウイルスワクチン接種についてのご質問にお答えいたします。

1点目のワクチン接種は計画どおり進んでいるかのご質問であります。3番、小林雅弘議員にご答弁申し上げましたとおり、高齢者施設入所者や従事者への接種については5月6日から、65歳以上の高齢者への集団接種は5月25日からそれぞれ開始したところであります。

集団接種につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ、高齢者の方への早期接種完了に向け、西会津診療所医師等の協力と診療所外来患者の皆さまのご理解をいただき、7月末に完了できる見通しとなったところであります。

2点目のワクチン接種のキャンセルがあった場合の対応についてのご質問であります。こちらにつきましても、3番、小林雅弘議員にご答弁申し上げましたとおり、端数が発生する日やキャンセルなどにより余剰ワクチンが発生した場合は、クラスター対策や感染拡大による業務継続の必要性が高い、こゆりこども園保育士等職員や小・中学校教職員、放課後児童クラブ職員、スクールバスや町民バスの運転手の方などへ接種し、ワクチンの有効活用を図ってまいりますのでご理解願います。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 5番、猪俣常三議員の銚子ノ口周辺の整備についてのご質問にお答えします。

はじめに、只見柳津県立自然公園の越後三山只見国定公園への編入につきましては、福島県から環境省へ公園区域及び公園計画変更書案の申し出が行われ、現在、環境省と関係省庁間で協議が行われているところであります。本年7月には国の中央環境審議会での審議を終え、早ければ秋以降に国定公園への編入手続きが完了する運びとなっており、編入される区域には、本町の銚子ノ口も含まれております。

次に、銚子ノ口の周辺整備についてであります。県が作成した越後三山只見国定公園における公園計画案によりますと、阿賀川の眺望を楽しむ園地の整備や、銚子ノ口から徳沢までの歩道の整備方針が示されており、国定公園への編入手続きが完了したのち、県が主体となり具体的な検討を進めていくとのこととあります。

町としましても、令和4年度の実施計画に展望台の整備費を計上しているところであり、

今後、県との連絡調整を図ってまいります。

また、銚子ノ口の整備に係る財源の確保につきましては、基本的には、県が公園計画に基づいて国の補助金等を活用して整備を進めるものと認識しておりますが、町が行う単独事業につきましても、国や県の補助金の対象となることを確認しており、町としましては、補助事業など有利な財源を積極的に活用してまいる考えであります。

次に、端村側の河岸の崩落についてであります。当該箇所につきましては、阿賀川の銚子ノ口上流部の左岸であり、延長約 60 メートルほど河岸が崩落していることを確認しております。これは、過去の台風や大雨によるものと思われ、河川管理者であります福島県喜多方建設事務所を確認をしたところ、現状では、「問題はないと思われる」との回答がありました。

町といたしましては、今後も経過を注視し、現況に変化が確認された場合には、国や県の関係機関と連絡をとり、適切に対応してまいる考えであります。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 5 番、猪俣常三議員の滝坂地すべり事業のご質問について、国土交通省阿賀野川河川事務所からの情報に基づきお答えいたします。

はじめに、滝坂地すべり事業の概要について申し上げます。滝坂地すべりは、新郷豊洲地内の阿賀川右岸に位置し、南北約 2.1 キロメートル、東西約 1.3 キロメートル、推定土塊量約 4,800 万立方メートルで日本最大級といわれています。当該箇所は、昭和 33 年度に地すべり防止区域に指定され、福島県による地すべり対策事業が開始されました。その後、地すべり活動の活発化が危惧されたため、平成 8 年度からは、国の直轄事業になったところであります。

地すべり活動の要因は、融雪や豪雨に伴う地下水の上昇が主なものであることから、国では地下水を排出するための集水井工や、排水トンネル工、横ボーリング工、水路工などのほか、動こうとする地面に大きな杭を打つ抑止杭工など、あらゆる対策を講じているところであります。

また、地すべりの兆候を確認する監視体制につきましては、国で地盤伸縮計や縦型伸縮計、地下水位計等 128 カ所に計器を設置し地すべり活動を監視しており、各計器の数値は、全自動で阿賀野川河川事務所へ送信されております。

この結果、直轄地すべり対策事業を開始前の平成 7 年度の地表変動量は、平均で年間 22.8 センチメートルであった数値が、令和元年度は平均で年間 0.9 センチメートルとなり、大きく減少しております。

以上のことから、ご質問の阿賀川の河幅につきましては、現時点では大きな変動はないものと考えられます。引き続き国では、地すべり活動の要因となる地下水の排除を目的とした抑制工を中心に、地すべり対策施設の整備と監視活動を実施するとのことでもあります。

町といたしましては、今後とも流域住民の皆さんの安全安心の確保を図るため、関係自治体などで組織する阿賀野川水系直轄砂防・地すべり対策促進期成同盟会を通して、国に対し対策強化や施設整備の促進について、積極的に要望してまいる考えでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 5 番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　ただいまご答弁をいただきました。先ほど同僚議員のほうからの質問等がございまして、一部重なることがあるかとは思いますが、私なりに別な角度からお尋ねをしてまいりたいと思いますので、ご了承いただきたいと思ひます。

まず、新型コロナウイルス感染拡大防止対策についての再質問でございますが、私も新型コロナウイルスの関係で、どのように計画が進められているのかということの質問をさせていただきます。もちろんこれは国からの薬が配布されないことには接種が始まらないのでありまして、配布をされてからの町の対応がスムーズに準備されているのか、それとも今まで検証されてきたことを含めて、いろいろと対応されてきているんだろう思ひながらお尋ねしたわけでありまして。

ところで、同僚議員が質問の中に触れていなかった部分をお尋ねしていきたいと思ひます。ワクチン接種をして、どのくらいの効果が保たれているのか、その期間、お分かりでしたらお示しいただきたいと思ひます。

○議長　　健康増進課長。

○健康増進課長　　ワクチンの接種後のその有効な期間ということでご答弁をさせていただきますが、現在国のほうでは、このワクチンがどの程度の期間有効だということは、いまだ分かっていないというふうにいわれております。

以上です。

○議長　　5番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　これは分からないということで分かりました。

また、インフルエンザの予防接種というのが、11月頃になりますと1回はやることになっています。この新型コロナウイルスワクチン接種というのは、毎年接種する可能性の高いものなのかどうか、知る範囲内でお示しいただきたいと思ひます。

○議長　　健康増進課長。

○健康増進課長　　それではお答えをいたします。

1点目の再質問でご質問のありましたワクチン接種のその有効な期間がどのくらいかまだ分かっておりませんので、ワクチンも毎年接種しなければならないかどうかということも、現在分かってないということでございます。

○議長　　5番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　分かりました。

それでは、先回、全員協議会の中で説明された1バイアル、1本の瓶でございますけれども、この瓶の量がどのくらいあって、接種がどのくらいするのか、ちょっと分かっているのであればお示しください。

○議長　　猪俣議員、通告はワクチン接種だけでも、今の質問が、またさらに別な質問につながるのですか。

○猪俣常三　　関連がありますのでお聞きしているわけです。

○議長　　健康増進課長。

○健康増進課長　　ワクチンの1バイアル当たりどのくらいの量かということでご答弁申し上げますが、現在入荷しているワクチンにつきましては、1バイアル5人接種できる量が入っております。ただ6月の中旬以降になりますと、今度はシリンジ、注射器のほうか

6人分のを使えるようになりますので、6月の中旬からは6人、同じ1バイアルで6人取れるということで、現在接種を進めております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 どの程度の量で打ち込んでいくのか、その量をちょっと教えてください。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 お答えいたします。

1バイアル対しまして、生理食塩水で薄めることになるわけなんですけど、その状態で1人当たり0.3ミリリットルの量をシリンジで抜き取って接種をするということでございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そうしますと、今現在は5人分ということになりますと、1.5ミリリットルというふうになっていて、6月の半ば以降は6人というふうになると、1.8ミリリットルくらいの瓶ということになるんでしょうか。そういうふうに解釈するんでしょうか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 それではお答えをいたします。

今入荷しておりますワクチンも、6月中旬以降入ってくるワクチンも全て量は同じでございます。ただし、5回取れるシリンジ、注射器を今現在使っております、6人分取れるシリンジが6月中旬以降から使用できるということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 ちょっと数字的には難しい質問をさせていただいておりますけれども、私の考えるところでは、一つの瓶からは6人分はこれからは取れるようになる。その注射器の残っている部分があり、5人分は取れてもこの部分は体の中に入っていくというふうな注射器ですか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 それでは再質問にお答えをいたします。

5人分取れるシリンジ、注射器を使いますと、若干ワクチンが余るようになります。それを無駄なく使えるようにということで、6人分のシリンジが6月中旬から使えるということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 なんとなく姿が見えてきたような気がいたします。そういった場合に、同僚議員がいろいろと質問された中で、いろんな医療関係者、あるいは学校、いろんな子どもさんとか、関係者の方々に打っていくというふうにお答えしていただきましたことはだいたい理解はできました。

もし、もしという言葉はよくないんですけども、実際、最終的な状態で、最終的の日で、西会津町の対象者に接種した後、6人取れる部分が3人しか使用しないといったときのこの最後に残った部分、これを近隣の市町村関係との連携を保つようなことは考えておられるのかどうかをお尋ねします。

○議長 猪俣議員、今の最終的ということで確認しますけど、その日の接種をやったとき

の終わりなのか。そうではなくて、全体的にやって本当の最後の時なのか。

○猪俣常三 全体で終わったとき。

○議長 一番最後、西会津町が全部終わりの時。

○猪俣常三 残るのではないかという気がしますので。

○議長 西会津町が全部打ち終わる最終日の最後に残った分どうするのかということです。
健康増進課長。

○健康増進課長 ご質問にお答えをいたします。

7月末で高齢者の方の接種を終わる予定で現在進めております。その後、一般の方の接種が順次始まってまいります。最終的に西会津町の64歳以下の方の接種が終わる日に余ったワクチンにつきましては、注射器に入れてから6時間以内で接種をしなければならないということですので、ほかの市町村へそれを融通するという事は難しいのかなということ考えております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 無駄のないようにということで、国のほうでもいろいろと指導されているのかなと思っているわけでありまして。その中で、一滴たりとも無駄にしないようにということで、各町村の中には廃棄したり、また、一度解凍したものを冷凍にしまったなんていうことが例にあったようでありますから、そうならないような工夫というのがおそらく求められているのではないかと思います。その点を心配したことだからお尋ねをしたわけでありまして。

今、7月中には65歳以上の方々はだいたい完了する予定だと、8月を前倒して7月にできるだけやれるように見通しはついたというお話は、先ほどご答弁の中で理解はしております。

その計画の中に、6月6日新聞に出ましたが、15歳以下から12歳以上の子どもさんにも接種する計画で進めてくださいという国のほうの方針が示されていたようであります。また新聞にも出ておりましたが、町はどう考えているのかお尋ねします。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 それではご質問にお答えをいたします。

議員今お質しのように、これまで16歳以上の方への接種が認められていたわけなんです。このたび12歳から15歳までの年齢の方へも接種をすることができるとされたところであります。国のほうから町に通知がきまして、今後64歳以下の方の接種の中で、当然接種ができることになりましたので、そういった方も対象として接種計画のほうは策定をしていきたいと考えております。ただ、全ての方に対しまして、まず接種するのはご本人の接種をするという希望があって接種をすることになりますので、全ての年齢の人に一律に接種をしていただくということではなくて、最終的には12歳以上の方についても保護者の方の同意をいただくなり、そういった手続きを踏んだ上で接種を希望する方へ接種を進めていきたいというふうに考えております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 今の説明を聞きまして、実施はしていく。保護者の了解を求めて接種も行う。あくまでも本人の希望ということで、今お話されました。子どもさんだから感染しないと

ということはないと思います。今までも子どもさんにも感染したというようなことが報道されていますので、できれば町といたしましても、感染拡大防止のために接種する対応が望ましいのではないかとお尋ねをしたわけであります。

なお、感染拡大防止対策の中で、少し心配と思う点が一つございました。コロナウイルス感染が今現在西会津町でも起きている中でございまして、本町において5月25日か26日なんですけども、町の施設の利用というのは、おそらく中止とか、あるいは休館とかというふうに措置をされていたと私は認識しておりました。

ただ、6月1日にある施設に町外の方が宿泊したというなされたことを耳にしましたけど、町は把握されておりましたか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 施設の利用についてお答えをいたします。

議員がおっしゃっておられるのは、本日までさゆり公園、それと温泉健康保養センターの施設が休館しているわけでございますけれども、その間に宿泊のほうに利用があったのではないかとというようなお話だと思います。ロータスインの宿泊の部分については、休館前に予約のあった宿泊者の方については、宿泊を受け入れているというようなことでございます。

従いまして、休館期間中に、すでに予約のあった宿泊者の方につきましては、複数名、あるいはその個人の方いらっしゃいますけども、宿泊については受け入れているということでございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 西会津町に感染者が出ていない中で行われているのならいいけど、感染者が出ている状況の中で、町外の方が、何人かは私はよく分かりませんが、実際泊まったということが言われているのであったら、それは町に何らかの形で情報は入っていなかったのかと聞いているんです。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 議員に誤解のないようにご説明をさせていただきたいと思いますが、宿泊業に関しては、宿泊業法というものがございまして、宿泊に関して予約があったものにつきましては、法律で定められた要件以外ではお断りできないという法律の定めになってございます。ロータスイン側ではすでに予約があったお客さまに対しては、「こういうことで、現在温泉も利用ができないし、もちろんアルコールの提供等もできませんが、どうされますか」ということでご連絡を取って、ご予約者が「キャンセルする」ということであればキャンセルをさせていただいて、そうではなくて、こちら側の都合で申し込みを断ることが法律上できないものですから、そういう取り扱いをしていて、議員がお質しのあった6月1日の宿泊者についても宿泊のご理由があったということで、町としても聞いております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私が何でそれを口酸っぱく今聞いたのかと申しますと、やはり西会津町自体も感染拡大を防止している関係上、ものすごく町民の皆さんが神経ピリピリして、出るにも出られない、ほかにも不要不急を避けていながらやっている中で、それでいいのかとい

うことを心配したものだからお尋ねしたわけであります。ですから、その辺のところは本当に町としてちゃんと把握されておりましたかということをお尋ねしたのも、そこのがあったためにお尋ねしたことなので、私のほうからご了解願いたいと思います。

それでは話題を変えてまいりたいと思います。2番目の銚子ノ口の周辺の整備についてご答弁をいただきました。ある新聞の中に、西会津町が含まれていないんじゃないのかということがありました関係上お尋ねをしたところ、銚子ノ口は入ってますという明快な答えをいただいた。それを受けて再度質問をしてまいりますが、そもそも越後三山只見国定公園となりますと、これは新潟県の南東部にある魚沼三山といいたまいますか、山脈といいたまいますか、八海山、あるいは駒ヶ岳、中ノ岳、そういうのがございまして、ほとんどそういう方面に編入されていくわけであります。そうなったときに、国や県がどのような形で、この我が町の銚子ノ口にいろんな財源を投入していただけるのかというようなことをお尋ねしたわけなんです。

そこで西会津町の銚子ノ口を編入した際に、700町歩の面積が示されているとなると、どう町がここに関わっていくのかということをお尋ねしたいのですが、示していただけるのでしたらお伺いいたします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

銚子ノ口の国定公園への編入後の町の関わりということでございますけれども、国定公園への編入のスケジュールにつきましては、先ほどご答弁の中でお答えさせていただきました。その後どうなっていくのかということだと思っておりますけれども、国定公園編入後、今度は国定公園の管理運営計画というものが策定されることとなります。これが今年度、その策定に着手をしていく県のスケジュールでございます。そこに国定公園に編入される地域を持っている市町村が、その策定に参画をして、具体的なその整備の計画などについて意見を申し上げ、この計画全体を策定していくというような流れになってございますので、町といたしましては、本町では銚子ノ口でありますので、銚子ノ口のその整備計画を県の策定する公園管理運営計画に銚子ノ口の具体的な整備について盛り込んでいただくように、この策定作業の中に関わってまいるといような形でございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そこで、さらにお尋ねをしていきますが、今から5年前に、新潟・福島豪雨災害があつて、あそこが流されるとは予想だにもしていなかったのに流されてしまったということがあつたわけですね。そこに町がどのように、この銚子ノ口を復興、復旧させていく、素晴らしい公園に仕立て上げるのかというふうにかつて考えたときに、今回お示しになった園地の整備だとか、それから歩道を設置するんだというお話であります。ただ、そうなつた時に、豪雨災害に対応した整備が町としてどう考えていくのかをお尋ねしていきたいと思つておりますが、町の見解を聞きたいと思つております。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 災害への対応ということでございますが、県の公園整備の担当課のほうに、この災害についての対応についても問い合わせしたところでございます。しかしながら、公園の整備に関しては、また災害の部分というのは別枠だといようなご回答をいた

だいたところでございます。町といたしましては、この公園の整備計画が今後作成される中で、議員からお質しありました台風等であらわれてしまった銚子ノ口が、かつての美しい姿を取り戻せるように、しっかりと整備の計画が進むよう、町としても積極的に関わってまいりたいというふうに考えてございます。

現在のところ、災害に対する備えという部分については、所管であります県の災害担当部局のほうに具体的な方針についてはお尋ねをしてございませんので、現時点では分かりかねるということですが、機会を捉えてしっかりと災害対応についても、しかるべき対応が取られ、今後同じような災害で公園施設が損害を受けないように、しっかりと県のほうにも要望してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 今は分からないというお答えのようでございますが、いずれにしても、景勝のいい場所でありまして、本町においては、この上ない公園にしていだける場所でもあろうかと思えます。ただ、なにしろ新潟・福島豪雨災害から復興や復旧していない部分があると思うんですね。あそこに行ったらトイレすら直っていない。そういう状況の中で、いろいろと構想は立てたけれども、それが進めないということになると、もっと町から要望をしていってもらいたいという願いを今お話し申し上げているわけですから、決して悪く取らないでいただきたいと思えます。

700町歩あるこの大きな面積を整備するわけですから、それらのことを含めて、再度お考えをお聞かせいただきたいと思えます。決意をお願いしたいと思えます。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

まず議員がおっしゃった面積については町のほうで正確に把握しておりませんが、公園区域の中には、河川の部分も含まれておりますので、700町歩が全て整備対象になるかどうかは不透明なところがございますけれども、町といたしましては、今後、県とともに策定される公園の管理運営計画、これに対して県が主体となって整備をいただけるもの、あるいは国が主体となって整備をいただけるもの、また町が主体となって整備をしていくもの、しっかりと具体的に検討できるよう、県に対しても働きかけをしっかりとしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そこでさらに伺いたいのは、国定公園となっても、普通地域だとどういう影響を及ぼすのかお尋ねします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 地域の指定についてお答えをいたします。

以前、全員協議会等の場でご説明をさせていただいた経緯があったかと思えますけれども、特別地域、特別保護地区、あるいは普通地域というような公園の区分がございまして、最初に言った方が規制が厳しくなります。普通地域については比較的規制が緩やかだということ、現在も県立自然公園の普通地域に指定されておりますので、そのまま普通地域として国定公園になっても移行されるというような県の話でございました。従いまして、

比較的規制が厳しくなく、公園の整備を行っていけるものかなというふうに町としては期待しているところでございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 今回の答弁に私も大賛同をするところであります。普通地域だから只見柳津県立自然公園となんら変わりはないというように県や国が考えているのであれば、そこはどのようなふうにして町は対応していくのか、そここのところをもう少し説明いただきたいと思っております。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

同じ普通地域でも県立自然公園と国定公園ではグレードが違います。これは国が指定をして大本の計画をつくる国定公園でございますので、これまでの県の指定した自然公園とはグレードが違うということで、しっかりとした公園の管理運営がされていくものと、町としても期待をしておりますし、これまで以上の管理、整備が進むものということを期待し、また、それが実現できるようにしっかりと働きかけをしてまいりたいと考えております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 只見柳津県立公園という状態に変わりはないとしても、国定公園に編入はする。その際に、町の財源というのはどういったところに投入することが想定されているのかお尋ねします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

今後の銚子ノ口の整備計画、どのように具体的に進めていくかによりますけれども、国の補助金の制度等もでございますので、有利な財源を活用して、町の一般財源負担をできるだけ抑えて、かつ効果のある整備につながるように努力をしてまいりたいと考えております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 できるだけ国や県の予算をふんだんと使えるような施策を講じていただければ幸いかと存じます。

それでは、滝坂地内の地すべりについてでございますけれども、内容については縷々詳細に説明をいただきました。その中で私が一番心配なのは、何ら問題がないと阿賀野川河川事務所がご判断されてはいても、災害というのは予想以上の災害が発生してくるものだから、地元の方々はこの内容で、説得・納得は難しいと私は思いますけれども、どうですか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

答弁でも申し上げましたように、直轄地すべり対策事業は、国土交通省の阿賀野川河川事務所が担当してございます。その情報に基づきまして答弁をさせていただいたところでございます。先ほどの地表の移動量の答弁でも申し上げましたとおり、実際に24時間体制で監視活動を行っている中では、直轄になる前と現在では、移動量が極めて少なくなっ

て、0.9センチメートルといことであるので、私どもは国からの情報に基づきまして、この数値からは問題ないのではないかというふうに考えられるということでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 議員、これは国の直轄事業だということであるので、町で答弁できるのは限りがございますので、その辺も配慮しながら再質問してください。

5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 とにかく水の量が少なくなってきた、地すべりが少なくなったとの答弁のように私は感じました。ところが、テトラポットがあつて、地元の方が常に見ていて、目の錯覚もあろうかとは思ひます。実際に川の幅を測ったわけでもない。ただ、テトラポットが前に突き出してきている、あるいは置く際に前のほうに置いて、川幅が狭くなっているのではないのかということだから、そのところの説明がなされていないと、地元の方というのは不安のイメージが消えない限りは、どうなつてんのという感じになるのではないかと感じておりますので、その見解をちょっと説明していただきたいと思ひます。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

テトラポットを設置したために川幅が狭くなっているのではないかということだと思ひます。あのテトラポット、消波ブロックですとか、根固めブロックといわれるものでございますが、この設置につきましては、国のほうで平成29年7月の梅雨前線の出水の際に被災した、滝坂地すべり対策の沼田護岸といいますけれども、その復旧工事で設置したものであります。もともと川が左カーブしてござりまして、流水によって浸食を受けている。ですからこの護岸工事その地すべり対策事業の一環でございます。

当時の資料によりますと、復旧工事の計画立案に際しまして、その護岸の法線ですけれども、その検討によりますと、地すべりの影響を回避するために、現況の地形ですとか、川幅、あとは川の深さですとか、そういったことを全て考慮した上で計画を立てて施工しているということでございますので、そういった情報、条件、計画の内容からしますと、川幅を狭めるというようなことへは、直接的な影響はないというふうに考えられると思ひております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 関連してお尋ねをするわけですが、一生懸命役場当局も自治区の方々に工事する際にいろんな説明をする場を設けて、国や県や建設事務所辺りの方々とともに説明会は開かれているという話は伺っておりますが、対岸のほうの方々にはそういった説明はされていたかどうかお尋ねします。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

地元の滝坂自治区におかれましては、毎年こういった事業を年度ごとに必ずやっておりますし、今はコロナ禍で事業対策の会議が開けない状況でありますけれども、国、県、関係者が集まって、これも過去においては年に1度やってきたというような経緯がございます。ただ、直接対岸の集落までの説明会というのはなかったということでございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 災害というのはいつやってくるか分からないということもございますので、そういったことも含めまして、できるだけ理解を示していただけるようなご努力をお願いしたいと思います。

豪雨災害等で流出することのないことを祈って、私の一般質問はこの程度で終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(15時43分)

令和3年第4回西会津町議会定例会会議録

令和3年6月8日(火)

開 議 10時00分
延 会 13時37分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	伊 藤 善 文	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	五十嵐 博 文
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦		
商工観光課長	岩 渕 東 吾		
農林振興課長	矢 部 喜代栄		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局副主査	品 川 貴 斗
--------	---------	----------	---------

令和3年第4回議会定例会議事日程（第5号）

令和3年6月8日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

日程第2 報告第1号 令和2年度西会津町繰越明許費繰越計算書

日程第3 報告第2号 令和2年度西会津町公営企業会計予算繰越計算書

日程第4 報告第3号 喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類

日程第5 報告第4号 株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類

散 会

（議会運営委員会）

（一般質問順序）

1. 多賀 剛
2. 青木 照夫

○議長 おはようございます。

令和3年第4回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、おはようございます。9番、多賀剛でございます。

今定例会に2件の一般質問通告をしておりますので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まずはじめに、コロナ禍における移住施策、Iターン、Uターン施策についてお尋ねをいたします。昨年来のコロナ禍にあって、人の移動制限、不要不急の外出の制限や、大人数への面会の制限、首都圏などの感染拡大地域への往来制限があった中で、移住定住施策においても大変厳しい状況が続いております。しかし、こんな逆境時だからこそできること、コロナ禍だからこそやらなければならないアプローチも考えられるのではないのでしょうか。人が密集する大都会から、自然豊かな田舎暮らしへの憧れや、帰りたくてもなかなか帰れないふるさとへの募る思いは、平常時よりも増していることも考えられます。

Iターン、Uターン、いずれも考えるとき、このいずれも最大のキーワードは、本町の魅力、ふるさとの魅力をいかに感じていただけるか、また気が付いてもらえるかだと思います。これは口で言うほど簡単なことではないと思うし、行政だけに頼っていていいものではないと常々感じております。

まず、現在居住している我々町民自身が、この町のよさ、魅力にいかに気が付いているか、この町を愛しているか、こんなベースがあってこそ多方面に働きかけができるし、自信を持って来てください、住んでみてください、移住してください、帰ってこいと言えるのではないのでしょうか。これは官民一体となって継続的に訴えていくことが必要であります。また、理屈ばかりではなく、今の時代、ときには感性に訴えることも有効であると考えます。そんなことを踏まえて何点かお伺いをいたします。

1点目に、Iターン移住に関する施策については各種講じられているようですが、Uターン施策にももっと積極的な対策が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

2点目に、本町の魅力、これは歴史文化、風土、風俗、伝統、自然など、これらの情報発信のあり方について、これは外向きはできているようでありますけれども、内向きも含めて、これを再検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

3点目といたしまして、これはある意味究極の問題といたしますか、質問かもしれませんが、移住したい、住み続けたい、帰ってきたいと思う町は、何が一体必要なのか、何が重要と考えますか、ご見解をお伺いいたします。

次に、アフターコロナを見据えたイベント、行事、式典、会議等のあり方についてお尋ねをいたします。昨年来のコロナ禍にあって、各種イベント、行事、式典、会議等のあり方が大きく変わってきております。イベント行事等に関しては、その多くが中止となり、

式典、会議等の多くは規模を縮小したり、人数制限、あるいはリモートでの対応としてきたところでもあります。各種のイベント行事等は毎年ある程度決まったスケジュールで開催に向けた準備を進めてきたと思いますが、2年間もの間中止をしたというブランクは、今後の再開へ向けての大きなハードルとなりうるものだと感じております。再開に向けては例年以上に入念な準備が必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、多方面から見れば、2年間中止という現状になってみたら、いろいろな意味で毎年当たり前のようにやってきたことが、別のやり方があるのではないかとか、もっとこうしたらいい、ああしたらいいというようなことを考えるいいきっかけになったのではないかと思います。式典や会議等に関しても以前のやり方に戻すばかりではなくて、コロナ禍でのやり方でもいいのではないかと感じたこともあるのではないのでしょうか。この機会にアフターコロナを見据え、各種イベント、行事、式典、会議等のあり方を検証し、今後に向けての再検討をすることも必要ではないのでしょうか、ご見解をお伺いいたします。

以上を私の一般質問といたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 9番、多賀議員のコロナ禍における移住施策についてのご質問にお答えいたします。

町では、平成25年度より移住希望者等への総合的な相談窓口として、移住・定住総合支援センターを開設しており、本年4月からは、移住推進体制をより一層強化するため、商工観光課内に相談窓口を移設し、移住コーディネーターとして専任の会計年度任用職員を1名配置し運営しているところであります。

また、移住者への支援に関する主な施策といたしまして、定住住宅整備費補助事業や空き家バンク事業など住環境に関する支援のほか、創業支援事業や無料職業紹介、空き店舗及び空家利活用事業等の仕事に関する支援など、移住者のニーズに沿った施策を推進しているところであります。

このことから、昨年度までの過去6年間における移住・定住の実績につきましては、累計で移住相談件数が370件、移住者数が66名、17.8パーセントとなったところであります。

ご質問の1点目、Uターン推進に向けた対策であります。町では、Uターンした場合にも返還が一部免除される西会津高等学校生徒支援修学資金や、西会津町トータルケア就学資金の制度のほか、大学生等に10万円を支給する、ふるさと西会津頑張る学生応援給付金事業など、故郷を離れて住む町内出身の若者等に寄り添った支援策を講じているところであります。

また、コロナ禍において、特に首都圏を中心に働く場所を選ばないテレワークやリモートワーク等が急速に普及しており、それにともなって、地方への移住の関心が高まっております。

こうした中、本町では、オンライン教育や町外とのリモートによる会議・講演会など、ケーブルテレビの高速通信基盤の優位性が発揮されたところであります。このような情報通信基盤をさらに活用し、テレワーク環境やサテライトオフィスの整備を進めるなど、Uターン者が新しい働き方を実践しながら本町に移住できる施策の構築に取り組んでまい

考えであります。

次に、2点目の本町の魅力の発信のあり方についてであります。町では、移住希望者に向けて、これまでインターネットやテレビ、新聞など様々なメディアを通じた情報発信に努めており、行政だけでなく、地域おこし協力隊や民間団体の持つ発信力も活かしながら進めてきたところであります。

これまで以上に移住者に訴えていくためには、学生や若者、子育て世代、定年後のセカンドライフ世代など、ターゲットごとに最適なメディアやツールなどを選択しながら、それぞれの対象者が求める情報を発信していくことが重要であると認識しております。

直近の取り組みとしましては、本年度開催する予定の成人式場で若者へのPRを行うほか、SNS等で移住者向けのPR動画の配信などを行う予定であり、今後は家庭や地域から町出身者へ呼びかける方策も含め、効果的な情報発信が図られるよう、官民が連携した取り組みなどについても十分検討してまいります。

次に、3点目の、移住したい・住み続けたい・帰りたいと思う町には何が重要と考えるか、とのご質問にお答えいたします。

町総合計画（第4次）に掲げる町の将来像「笑顔つながり 夢ふくらむまち～ずーっと、西会津～」には、町民が健康で安全安心に暮らせること、将来を担う子どもたちがのびのびと成長できること、町民一人ひとりが夢や希望を持ち挑戦できること、新たな価値をみんなで創り上げること、先人が築いた歴史文化を誇りに思うこと、などの思いが込められております。

これらがまさに、住み続けたいと思えるまちづくりであり、これらを達成するためには、学校教育や子育て支援、人材育成、高齢者福祉など、ライフステージに応じた各種施策を総合的に推進していくことが必要であります。

本町における各種施策は、他の先進自治体と比較しても、勝るとも劣らないものと認識しておりますが、必要な方に必要な情報を効率的に届け、効果的に活用していただく工夫が重要であり、今後は、デジタル戦略との整合も図りつつ、情報発信の強化に努めてまいります。

私といたしましては、人口減少への対策が、本町の最重要課題であると認識しており、そのためにも移住・定住の強化は、重点施策の一つとして、強力で押し進めていかなければならないと考えております。このことから、町の各種施策や魅力のPRをより一層進めてまいるとともに、移住希望者のニーズやコロナ禍のライフスタイルの変化などを的確に情報収集し、スピード感をもって移住・定住施策の推進に、関係機関等と連携しながら全力で取り組んでまいります。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 9番、多賀剛議員のアフターコロナを見据えたイベント・行事等のあり方についてのご質問のうち、イベントの関係についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、昨年は、国から全国に緊急事態宣言が発令され、例年各地で開催されているイベント等につきましても開催の自粛が要請されました。このため、本町におきましても、町や町内の団体等が開催するイベント等について、その

ほとんどが中止や縮小などの対応となったところであります。

例えば、昨年度の「なつかしCarショー」につきましては、開催を中止し、「ふるさとまつり」につきましては、町民を対象とした代替イベントの「にしあいづまちなか市」を開催し、「雪国まつり」につきましては、花火と歳之神のみに規模を縮小して開催したところであります。

本年度につきましては、5月の開催を中止した「なつかしCarショー」につきまして、規模を縮小して、町商工会主催の「にぎわいまつり」との合同開催を検討しているほか、「ふるさとまつり」と、「雪国まつり」につきましても、可能な限り開催してまいりたいと考えており、今後、ふるさと振興推進委員会等での十分な協議を踏まえた上で、その判断をしてまいります。

これらのイベントの再開に向けては、休止となった間においても、これまでご協力をいただいていた関係機関や団体等との連絡は継続して行っており、いつでも再開できる体制で臨んでいるところであります。

また、今後のイベントのあり方につきましては、引き続き国や県の感染症拡大防止に係るガイドラインに沿った対応を取っていくとともに、アフターコロナにおける新たな生活様式を見据え、簡素化できる部分の検証や新たな楽しみ方の発見、町外への情報発信等の手法、イベント企画会議の持ち方などについても、合わせて再度検討してまいります。

町といたしましては、今後とも新型コロナの状況を十分注視しながら、安全で活気に満ちたイベントの開催を目指し、交流人口の拡大に向けて鋭意取り組んでまいり考えであります。

○議長 生涯学習課長、五十嵐博文君。

○生涯学習課長 9番、多賀剛議員のご質問のうち、生涯学習課関係の行事等についてお答えいたします。

生涯学習課では例年、4月から5月にかけての各種団体の総会に始まり、5月の「春の野草展」、6月の「奥川健康マラソン大会」、7月には「沖縄交流」や「町民美術展」と、毎月にもわたって多くの大会・行事等を行っております。しかしながら、昨年来のコロナ禍以降にあつては議員お質しのとおり、その多くが中止を余儀なくされたところであります。

コロナ禍における行事等については、実施までの期間を逆算しながら開催の準備を進め、そのうえで状況を考慮しながら書面議決や関係団体からなる実行委員会を開催して皆さんのご意見を反映し、実施の可否の結論を出すようにしてまいりました。

現在、町民の皆さんへのワクチン接種が開始されたばかりであり、いまだウィズコロナの状況にあるため、今後の大規模な行事につきましても開催の判断は非常に難しいものと感じております。

また一方では、各種の実行委員会でも度々議論されるように、高齢化や人口減少等によってのスポーツ行事等の見直しなども検討すべき課題であると認識しております。今後も運動会など各種行事の実施にあたりましては、一緒に取り組んでいただいております各地区の公民館分館や体育協会の皆さんからのご意見をいただき、内容の見直しを含め対応していきたいと考えております。

アフターコロナを迎えるにあつては、それぞれの行事等により対策の程度の違いは出

てくるものの、これらのあり方や実施に向け、国や県、上部団体からの通達等を基本とながら、今後も各種関係団体等と協議し、社会教育及び社会体育事業の効果的な実施に向け取り組んでまいりますのでご理解いただきたいと思ひます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは再質問させていただきます。まず、町長からご答弁いただきました移住施策の問題についてお尋ねします。今、町長からご答弁いただいたように、この町の抱える人口減少対策というのは、大変重要な問題でありますし、少しでも人口減少のスピードにブレーキをかけていかなきゃならないというのは、皆さん統一した認識だと思ひております。

特に私、今回言ったのは、私だけかもしれませんが、移住施策というどうしてもUターンのイメージが強い。ほかの地域から本町に来ていただいて、移住定住につなげていただきたいというようなイメージが強かったものですから、今回、私あえてUターンにももっと力を入れた施策が必要ではないかというお話をさせていただきました。

そのUターン施策の中で、私が思うには、今、うちの町では、昨日来のやり取りの中でも出てきましたけれども、地域おこし協力隊員が今年は17名いるそうです。ほとんどが都会で暮らしていた若者で本町に来ていただいて、町の活性化のために寄与していただき、なお3年の任期满后には定住を図っていただく、大変ありがたいことであります。その地域おこし協力隊の活動費・人件費というのは全て国から出ている。今回、特別交付税の措置も確定しましたので、令和2年度は7,200万円以上のお金が地域おこし協力隊の方に活動費・人件費として支払われている。ということは、その7,200万円以上の消費がこの地域にもたらされているということで、私はそういう意味でも大変有効だなという思ひでおります。

その地域おこし協力隊員は、聞いてみれば、本町出身者であっても、都会で生活している人は、地域おこし協力隊としての要件にはまるということなので、過去にも同僚議員の中にもいますけれども、本町出身者の地域おこし協力隊、せひこのUターン政策にもっと有効に使っていただきたい。そんな思ひでおりますが、地域おこし協力隊員としてのUターンにももう少し力を入れることは考えられないでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまの、いわゆる町出身者の方が一旦都会に出て就職されて、その方が協力隊として帰ってきていただいて、町のいろんな課題に力を貸していただくということは、町をよく知っている方になるわけでありますから、そういう意味では非常に効果がある一つの選択肢なのかなというふうに思ひています。今後それらを含めて検討してまいりたいと思ひます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 3年の任期の中で、全国的には6割以上の方がその地域で移住定住につながっているというデータありますけれども、見ず知らずの土地に来て、3年間の任期期間中に今後のことを考えながら移住につなげていくというのは、私は大変なご努力が必要になるのかなという思ひでおります。実際に今、ご商売されたり、定住につながっている方を見ると、大変関心、感謝しております。

そんなことを見たときに、本町出身の方であれば、そのハードルが結構低くなるのかなと。住まいに関しても実家がこの地域にあれば、全く知らない土地に行くよりは、うんと過ごしやすいと思います。それで、いろいろなことを言われておりますけれども、本町出身の地域おこし協力隊であれば、どこそこの息子さんかよとか、どこそこの娘さんかよとか、何かもっと身近に感じられるようなことにもつながるかなという思いであります。

そのような形で、地域おこし協力隊は、本町の財政的には本当にお金がかからないで、国から全部支援してもらえる制度ですから、こういう制度を利用して、もっとUターンに力を入れていきたい。これは今後検討するということでもありますから、それはいいです。

それでもう一つ、都会から地方に人の流れをつくるというのが本来の目的ですから、昔は都会で働いて、ある程度の期間、仕事をしてたり、そういう方が多かったです。最近では新卒の方が結構多いんですね。今年もそうですけれども、新卒で本町の地域おこし協力隊に来ていただいているというようなことを見ると、今月から学生の就活が解禁になったそうなんです。解禁になったということは、もう7割以上が決まっているというような話も今日のニュースでありましたけれども。

そうすると、今の学生の職業観という中で、もう田舎暮らしをしたいとか、いわゆる地域おこし協力隊も就職の一つのジャンルに入っているのかなという気がしてるんです。そうしたときに、本町出身の学生に対するアプローチも私は必要なのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまのご質問でございますけれども、このコロナ禍によって、地方に対する考え方が非常にいろいろ変わってきているのかなと、いわゆる多様化しているのかなと、そんなふうに感じているわけでありまして。そういう意味で、コロナは非常に大変な状況になってはいますが、このコロナによって地方が見直されてきているという意味では、非常にこの機会を捉えるべきだなというふうに思っていました。

従って、町出身者で大学に行っている方とか、あるいは短大に行っている方、この方たちに地元に向けていただく。そのためにはコロナの影響があって、ふるさと西会津頑張る学生応援給付金事業により学生さんに対する支援をいたしました。それはただの支援だけではなくて、西会津町のことをもう一度考え直してほしいということの意味もあって、給付金を出してきたというようなことでもあるわけでありまして、そういう意味では、その給付金だけではなくて、これからその学生さんに対するアプローチというか。そのためには西会津町の歴史文化基本構想が計画ができました。それをしっかり推進していかないといけないということ。それから、大人になってからふるさとに戻ってほしいということで、ふるさとのよさをやっぱり子どものうちからしっかり学んでほしいという意味で、こども研幾塾を設置したといいますか、開校したということがあるわけでありまして。

そういう意味で、西会津町の素晴らしいよさといいますか、このよさを小さいときから皆さんに理解していただいて、そしてふるさとを応援してもらいたいといいますか、ふるさとをしっかりと守っていただけるような、そういう人材を、近い将来に、そういう方たちがしっかり生まれてくることを期待しているわけでありまして、そのために行政としてできることはしっかりと対応してまいりたいと思っております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 町長、私が言わんとしていたことを言っていたいて、本当に認識を同じにすることなんですが、私、いわゆるUターンに関しましては、行政ばかりに頼っていてもいかなものかと申し上げましたのは、やっぱりね、私は自戒を込めて言いますけども、まず自分の子どもに帰ってこいと言えない。そんな状況では、見ず知らずの人に来てくださいなんて、なかなか言えないのかなという思いであります。そのためには、昨日、教育長もお話しされましたけど、幼児教育、学校教育の中で、いわゆる人格の形成、あるいは将来に向けた考え方の基礎をつくるというようなことで、それは家庭教育だというような話されました。まさしく私はそれだと思うんです。

私の話だと思って聞いてもらえばいいんですが、自分の子どもたちには、自分の道を歩ませたい。自分の希望というか、あまり親が押し付けるものではないという思いで、それを好しとしたし、大人の対応なのかなと思ってきましたが、こういうふうになってみると、あまりきれいごとばかりでは済まされないなど。やっぱり小さい頃から、「お前、絶対帰ってこいよ」。今、町長おっしゃったように、大人になって、ある年齢になって、「お前、長男だから帰ってこい」とか、「跡取りだからどうせい」とか、「墓守どうするんだ」なんて、そんな理屈を言ったって、やっぱりなかなか通用しないと思うんです。やっぱり小さいときから、「お前は帰ってこいよ」と。「この町はいい町だよ」と。常々こう言うておくことが、我々には必要なのかなと。それが自身を持って自分の子どもたちに、「帰ってこいよ」と言えるベースになるのかなと私は思っています。

ちょっと余談になりますけども、私、以前PTAの役員をやっていたときに、アントレプレナーシップの中で、中学校ですけれども、子どもたちに将来の職業観、アンケート取らせたことあるんですよ。中学校くらいだと、まだプロ野球選手になりたいとか夢を持った子がいるのかなという思いがありましたけれども、実際取って見たら、中には、「僕は学校を卒業したならば、農業をやりたい。うちの田んぼをしっかりと守っていきたい」というような子がね、何人かいたんです。それ見たときに、ああ、この子はうちで家族といい話をしてるんだらうなど。そこの親父はいい背中を見せてるんだらうなど、私は感じたことがあります。

そういう意味で、やっぱり行政ばかりではなくて、我々もそういう対応を小さい頃からしていくこと。まず自分の子どもたち呼ばってこなければ、人口はどんどんどんどん減るばかりですから。よそから連れてくることも、それはそれで大変必要ですけども。そんなことを思っておりました。

それで、先ほど町長からも話ありましたけれども、そうさせるには、まずこの町が我々から愛してもらえるような町でなければ、私はだめだと思うんです。家庭で「このままじゃだめだな」とか、「いやうちの商売やってみたって、あとだめだな」というネガティブなことを聞いていれば、その家の子は帰ってこないでしょう。やっぱりそんなことを考えたときに、家庭内でいかに小さい頃からそういう話を、ポジティブな話をしていく。そういうことが私は大切だなと思います。

それで、昨日も1番議員も町の魅力の発信のあり方というのを言いましたけれども、いろいろ確かに外向きにはやっています。私もたまに「日本の田舎、西会津町。」、あのPRビ

デオ見ますけれども、大変いい内容です。ただ、それを町民、あるいは町内の人がどれだけ見ていただいているかなということを私は思っているんですが、町民向けにももっと積極的に発信していくこと。

それで、先ほど言った本町出身の学生には、今回コロナ対策の中で支援金を出して、おそらく都会にいる、バイトもできない、帰省したくてもなかなか帰省できないなんていう辛い思いをしている学生さんは大変喜ばれたと思います。そういう方にも、「日本の田舎、西会津町。」のPRビデオというのは、大変よくできた内容だと思いますし、町で権利持っているんでしょ。DVDになんか焼いて送ったって大したことないと思いますよ。インターネットのポータルサイトにアクセスすれば見られる。ユーチューブで見られる。それは見られる環境はあるかもしれないけども、見せるためには、そんなアプローチも必要だと思うんですが、ちょっと話長くなりましたけども、いかがでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 やっぱり行政というのはPRがあまり上手でないといえますか、そういうところ非常に反省しているわけでありますけれども、ここに生まれて、ここで育って、そして都会に出て、あるいは学校に行ってる方も、あるいは社会人になっている方も大勢いるわけでありますけれども、その方たちのために、町のよさをしっかり伝える作業というのは、やらないといけないとずっと思っています。ただ、どういうよさを町が、行政がつくるか、ここもしっかりやらないと、ただ歴史文化、自然や食べ物がおいしいだけでは、それだけでは、帰ってくる方というのは、そんなにいないわけであります。そのほかに、ここに来てちゃんとしっかり生活できる、あるいは自分の思っていることが実現できる、夢がかなう、そういう町に総合的にして、はじめて皆さんにどうぞ帰ってきてくださいよというか、そういう作業をしないと、ただ、今の状況だけを皆さんにお知らせして、情報発信して、どうぞふるさとに戻ってくださいますといっても、そう簡単ではないのかなと。

ですから、そのためにやらないといけないこと、住宅の問題もありますし、あるいは情報通信環境の整備もしないといけない、子育てもしないといけない、教育もしないといけない。これらのいろんなことを、本当に西会津町が素晴らしい町だと、西会津町に戻れば安心して生活できる、子育てもしっかりできるというような、そういう町にして、はじめて私は誇りを持ってといえますか、自信を持って皆さんに情報発信をして、そしてふるさとに帰っていただけるような、そんなことをこれから少しやらないといけないのかと思っています。

いろんな情報伝達手段はありますが、今できることだけはしっかりやっていきたいなと。ただいまお話がありましたような、町のDVDなんかも、今こういう時代ですから簡単にできるわけでありますが、ただそれだけじゃなくて、もっと何か別な方法があるのかちょっと検討させていただいて、実施できるものから進めていきたいと、そんなふうに思います。

○議長 9番、多賀剛君。

なるべく簡潔にお願いします。

○多賀剛 すみません、長くなっちゃって。短めに言います。

町長と私は思いは一緒ですから、ぜひそんなことを考えて、私は移住施策、もっとUタ

ーンに力を入れれば、もう少しやりやすい環境があるのかなと常々思っていました。それでも一つ忘れてました。このUターン施策、私の話ばかりして恐縮なんです。就職した最初の会社のときに、リクルート担当をちょっとやったことあるんです。それは、働いて2年目だったんですけども、何で私なのかなと思ったら、やっぱり学生にアプローチする場合に、一番近い年齢層だし、ちょっとした兄貴分みたいな感覚で、話しやすい環境なのかなということだったようであります。

さっきの学生にアプローチするのに、いわゆる私も町長も、管理職の皆さんも、今20代の学生さんと話しても、たいがい話が合わないと思うんです。合っていると思うのは、向こうが合わしてるか、それを合っていると勘違いしているかだと私は認識しています。そんな町の移住定住、地域おこし協力隊に来てもらいますなんてアプローチするときに、やっぱり身近な若い職員でもいいんでしょうけども、実際はうちの同僚議員でもいますけど、1番の荒海議員は、学校卒業して、地域おこし協力隊になって、この町を何とかしたい、憂いて議員になって、活躍してもらっているわけです。そういう実際経験者に、さっき言ったリモート、彼はZoomなんか使いこなすそうですから、Zoomでアプローチして話をしてもらって、そんなことも移住推進には一つの方策だと思いますので、そんなことはいかがでしょうか、提案です。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 いろいろご提案いただきました。そのような経験者に了解いただければ、そういう方法で、できる範囲内で、しっかりこれから効果の上がるやり方にしていきたいと思います。そんなふうに思います。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 移住政策に関しましては、この程度にしたいと思います。ぜひご検討いただいて、いろんな対策を打っていただけるということでもありますから、今後は期待しております。

質問を変えます。各種イベント等の今後のあり方についてに移りますけれども、商工観光課長から例を出して言われましたけど、イベントに関しては、一つ言いたかったのは、なつかしCarショー、これ2年間中止。今回は、にぎわいまつり縮小版で少しやりたいという話でしたけども、以前のような200台以上のエントリーを迎える規模のイベントにするには、エントリーされる方というのは、ご承知のとおり全国いろんなイベントを歩いているわけです。話を聞くと、別なイベントに参加したよというような話もありますし、そういう意味で、少し例年よりも初動を早くして、来年はおそらくコロナが落ち着いて通常開催ができることを私は期待しておりますが、そういう意味でお尋ねしました。通常よりも少し初動を早くして、このなつかしCarショーのイベントに関して、そんなことはいかがでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

特にこの車のショーイベントというのは、全国各地で開催されておまして、早い時期からその開催が計画されて、雑誌等に掲載されたりしております。従いまして、町といたしましても、早い時期からこの関係者の方と連絡を取りながら、その開催に向け準備を進

めていく。これは大変重要なことですので、議員お質しのとおり、スピード感を持って早い時期から検討していく、これは重要なことだと認識しております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひそうしていただきたい。今年は仕方ありませんけれども、例年5月の最終日曜日にやっておりましたので、何とか来年は開催したいなど。それにはコロナが落ち着くというようなことが大前提でありますけれども、そんなことを期待しております。

あと、いろんな行事等の見直しもご検討なさるということでありますから、それはそれで検討していただけるのであればいいんです。このコロナ禍でやって、よかったなと思うようなこと結構あったんです。隣の議員もよく言われるんですけども、消防の検閲、あれほど来賓呼んで、あれほど挨拶もらって、聞いている団員のほうは大変なんだよなんていうことを私、聞いているもんですから、今回のような形であれば、すっきりして短時間で仕上げて、よかったなんていうこともあったのではないのかと。そういう意味で、いろいろあり方、やり方の見直し等も必要なのかなと思いますが、検討されるということですが、そんなことは話に出ましたか。

じゃあ検閲だけに絞って。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 消防行事につきまして、町民税務課からご答弁を申し上げます。

議員ご質問のとおり、今お話のありましたように、中にはコロナ禍の中において、消防行事、検閲ですけども、短時間で終わり、よかったという団員もおります。ただ、消防行事につきましては、団本部と団の行事でございますので、町としましては、一緒になって今後のことについて、そういう方向でできるのかどうかも含めて検討してまいりたいと思います。

○多賀剛 私、今回コロナで中止になったり、縮小したりということは、ある意味いい機会だなという思いだったのでお尋ねしました。全てご検討いただけるということであれば、私は全て変えろという意味ではないんです。今までのやり方がよければ、それはそれでいいんです。検討するということに一つの意義があります。

生涯学習課長からもご答弁いただきましたけれども、以前、町民から「町民運動会、何でも毎年やらなければならないんだよ」というような意見が聞かれたのでお尋ねしました。そしたらやっぱり「長い歴史と伝統の中でやってきたことだから、これは続けなきゃいけないんだ」と。そうなのかなという思いがありました。中止してみたら、別な行事でも、代替行事でもできたんじゃないかとか。

あと、ご答弁にもありましたけども、各種スポーツ大会も高齢化の中で、今まで、バレーボールとかソフトボールのチームをつくれたけども、なかなかこれからは厳しくなるよ。もうグラウンドゴルフあたりで代替をしていかないと、親睦行事といえどもなかなかできなくてよというようなこともありましたものですから、いわゆる公民館行事もね、この機会に。

これね、いろんな行事を変えるということは大変難しいことなんです。労力がいるということなのかな。前年踏襲というかね、前のとおりやるのが一番楽なんですけども、今回はそういう意味でいい機会だから、ご検討いただきたいということで質問させていただき

ました。検討いただけると先ほどの答弁だったと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えをいたします。

一例として運動会という部分が出ました。運動会につきましても、議員お質しのとおり、人口減少、高齢化等々によって参加者の厳しさというのも増えてきてございます。そういった中において、運動会におきましては、各地区の公民館の分館長、部長・部員の方、あと体育協会と連携をしながら毎年取り組んでおります。過去は競技が主体という部分ございましたけれども、近年においてはレクリエーション部分を主とした競技形態に移行しつつございます。

やはり公民館事業におきましても、社会教育法に則ってやっているわけでございますけれども、運動、体育という部分も非常に重要な部分でございますので、その形態を変えながら、またその競技種目ですね、運動会のほかの、例えばグラウンドゴルフとかいろいろな部分ございますけれども、そういった部分も、町民の皆さま、全てが参加しやすいような体制、なかなか難しい部分もございますけれども、そういった部分で見直しを図りながら取り組んでいきたいと考えてございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 今回のやり取りも大変有意義な話を聞かせていただきました。移住定住もいろんなイベント等のあり方も、皆さんいろんな考えの中で進めなきゃいけないわけでありましてけれども、だいたい私の思っているところと一致するご答弁をいただきましたので、今後ともよろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 10番、青木照夫でございます。今次の質問事項は1項目を提出させていただいております。

森林を取り巻く環境の変化が、著しく変化していることを痛切に感じるところからの質問であります。昭和の時代の森林は、家の建築材や暖房などに欠かせない資源でありました。しかし、近代化が進む中で文化生活が始まり、必要としていた森林の活用が著しく減少し、そのため山に人の出入りがなくなったことから、野生鳥獣などが繁殖し続け、里山に出没するようになった原因と論じられております。今では田畑の被害をはじめ、人にまでも危害を及ぼすような大きな社会問題となっていることは承知のとおりであります。

本年の4月、県と林野庁は里山広葉樹林再生プロジェクトを立ち上げ、始動させたようであります。現在、各市町村に対し、森林組合や生産者団体、市町村関係者に対しての取り組みが始まったことを大きな見出しで報道されております。そこで質問をいたします。

一つ、森林を長年放置し、人の出入りがなくなった結果、山が荒れ果て、野生鳥獣の生態系が大きく変化しております。森林の整備環境の重要性が、今まさに叫ばれております。その状況を当町はどう捉えておりますか、お尋ねいたします。

二つ目、本年4月に県と林野庁は、シイタケの原木再生に向けた里山広葉樹林再生プロジェクトを始動させたようですが、原発事故から10年間放置された原木林に着手し、本年度中に地域ごとに原木林の再生計画を策定するとあります。具体的なことは今後示される

と思いますが、本町の各地区の情報をいち早く掌握し、積極的に取り組むべきと思いますが、いかがですか、お伺いします。

三つ目、会津管内で、今、木質バイオマスのエネルギーの活用の動きがあるようです。放置されている原木を活用することで、野生鳥獣の出没の抑制にもつながることが期待されます。当町の抱える膨大な森林面積 86 パーセントを活用すべきと思いますが、いかがですか、お伺いいたします。

最後の四つ目であります。林業の担い手を育成する地区が会津管内にあります。県内にも林業の持つ環境に関心を持った若い人が活躍していることが新聞等で報道され、注目されております。高齢化が進み、森林の整備に困難な同じ状況下にある当町でも、林業の担い手を育成すべきと思いますが、いかがですか、お尋ねいたします。

以上が私の一般質問であります。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 10 番、青木議員の森林環境整備についてのご質問にお答えをいたします。

1 点目の森林整備の重要性について町はどのように捉えているか、とのお質しですが、全国的な傾向として森林の管理が適正に行われておらず、人の生活域に鳥獣が頻繁に出没し、被害が増加している状況にあり、本町においても同様の傾向にあります。議員お質しのとおり、野生鳥獣の生息域の変化は、地球温暖化や狩猟者の高齢化とともに、森林の荒廃についてもその要因の一つとして考えられます。

このような中、令和元年度に国では、森林を適正に管理するため、森林所有者の管理責任を明確化し、管理できない森林は市町村へ管理委託できる森林経営管理制度を創設しました。

これを受け町では、早速令和元年度より、まずは奥川杉山地区で森林所有者へ、自ら管理するか、もしくは町に委託するか意向調査を開始いたしました。さらに、森林整備には路網整備が不可欠であることから、同じく杉山地区において平成 30 年度から林業専用道の開設事業に取り組んでおります。

今後は他の地区においても順次意向調査を進め、併せて必要な路網整備と適正な管理、有効利用等について、検討していきたいと考えております。

このほかにも町では、野生鳥獣の出没抑制を目的とした森林整備として、平成 23 年度より県の森林環境交付金を活用した集落周辺の緩衝帯整備に取り組んでおり、今後も集落の要望に応じて実施していく考えであります。

町といたしましては、森林環境の整備は、林業の振興や自然環境保護、災害防止等、そして鳥獣被害防止の観点から非常に重要な課題と認識しております。

2 点目の、里山・広葉樹林再生プロジェクトに積極的に取り組むべきではとのお質しですが、このプロジェクトにつきましては、福島県と林野庁が構成員となり、原発事故に伴う放射性物質の影響により活用されないきのこの原木林の再生を図るため立ち上げられたもので、本年 4 月には第 1 回の推進連絡会議が開催され、プロジェクトの方針や進め方が話し合われたところであります。これに先駆けて、本町においては、平成 26 年度からきのこの原木林の再生を図る広葉樹林再生事業に、町森林組合の協力を得ながら積極的に取り組んでおり、現在も会津地区では本町のみが、事業を継続しております。平成 26 年

度から今年度までの事業費の通算は約3億2千万円、実施面積は約85ヘクタールとなり、広葉樹林再生事業は、森林の再生と活用、林業の振興、雇用の創出に大いに効果を発揮しているものと考えます。

町といたしましては、里山・広葉樹林再生プロジェクトで今後示される地域ごとの再生プランを踏まえ、今後も町森林組合と連携して、きのこ原木林の再生に取り組んでいく考えであり、さらに令和元年度から交付が開始された国の森林環境譲与税や県の森林環境交付金を有効に活用しながら、森林の適切な管理と整備を進めていく考えでありますのでご理解願います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 農林振興課長、矢部喜代栄君。

○農林振興課長 10番、青木照夫議員の森林環境整備についてのご質問のうち、森林の活用と林業の担い手の育成についてのご質問にお答えいたします。

3点目の放置されている森林資源をバイオマス燃料に活用することで野生鳥獣の出没抑制につなげるべき、とのお質しでございますが、町森林組合においては、森林経営計画を策定し、針葉樹林の間伐と広葉樹林の更新伐に積極的に取り組んでいるところであります。令和2年度は、スギなどの針葉樹をバイオマス発電用の燃料として約1,700トン、材積にして約1,700立方メートルを供給しており、ナラ、クヌギなどの広葉樹は、製紙用チップとして約2,500トン、材積にして約3,000立方メートルを供給しております。

このようにバイオマス燃料や製紙用チップとして相当量の利用が図られており、また集落周辺の緩衝帯整備も計画的に実施していることから、一定程度野生鳥獣の出没抑制が図られていると考えますが、さらに取り組みを継続・強化してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

4点目の林業の担い手育成についてのご質問にお答えします。福島県は、来年4月から林業アカデミーふくしまを設置し、1年間の長期研修を開始することとしております。

これまでは、林業事業体に雇用された方が働きながら資格取得や研修を受講できる緑の雇用制度を活用して林業の担い手を確保してまいりましたが、今後は、専門の研修修了者を雇用することが可能となります。担い手の育成には、指導者や研修フィールドなどを確保する必要があることから、町独自の研修機関の設置は困難と考えますが、林業アカデミーふくしまや、緑の雇用制度を活用して担い手の育成を図っていきたくて考えておりますので、ご理解願います。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 再質問に入らせていただきます。今、町長から一番目の問題の中で、町は森林経営管理制度をこれから進めていくということで、ぜひそういう制度の内容、森林を整備をしていただきたいと思います。

その中で、西会津町だけが野生鳥獣、また有害鳥獣が出ているわけではありません。これをさらに、「西会津町は有害鳥獣が少なくなった、野生鳥獣が出なくなった、出没することがなくなった」というようなことを真剣に捉えていけば、今答弁の中にもありましたが、もっともっと森林を整備する必要があると思います。

その中で、順番は不同になりますが、まず県で示された、シイタケ原木を利用するとい

うことの中で、西会津町の放射能の値はどのぐらいなのか、それに生産できるような原木があるのかどうか、それをお尋ねします。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えいたします。

現在町が取り組んでおります広葉樹林再生事業につきましては、原木について1キログラム当たり放射性セシウム 50 ベクレル以上検出された森林について、事業が実施できるということになっております。スポット的にそういった森林は町内でも各所見受けられます。今後についても事業の継続を図ってまいりたいと考えておりますが、今の基準としては50ベクレル以上ということで、それはスポット的ということですので、それ以外の森林については、原木生産も一部行われてはおりますので、それは全くやっていないということではございません。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 50ベクレルという値を今教えていただきましたが、100ベクレル以下だと利用可能というお話は聞いておりますが、ここに浜中会津の原木の値が載っています。この値というのは二つあります。それは露地栽培用と施設栽培用。その中で実際に栽培ができるのはということで、西会津町ではどのぐらい可能なのかなということではありますが、我が西会津町は露地栽培、それから施設栽培は可能という値が出ております。

私個人でもありますが、昨年、首都圏の友達に1千本の原木を調達して送らせていただきました。それもきちんと利用していただいております。これからの原木の必要性というのは、やっぱり山に人が入らないといけない。一部の森林関係に携わる業者さん以外にも、個人の山を所有している方が整備をしたり、いろんな形で山に入ること、利用することが野生鳥獣の抑制につながるのではないかと思います。その点についても今後のそれぞれの今言った森林組合以外の方が整備されるような環境づくりを町として取り組みが必要だと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えいたします。

先ほど議員のお話の中で、原木で100ベクレルというお話ありましたが、この100ベクレルは食品衛生法の基準でありまして、食品については100ベクレル以下という基準がございます。原木については、この事業においては50ベクレルですので、念のため申し上げます。

答弁の中でもありましたが、国の森林経営管理制度が始まりました。これは森林への意識が薄れて荒廃が進んでいるといった状況を踏まえまして、その課題を解決するために、森林の境界の明確化、それから路網の整備、そういったことに今後取り組みを進めるために管理制度、それから森林環境譲与税、こういった制度が始まっております。町としましては、森林所有者にアプローチいたしまして、管理できないところは町が管理する、自ら管理できる方は積極的に管理していただくということで、森林所有者に働きかけを行いながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 数字の訂正がありました。ありがとうございます。私の間違いでございます。

その中で、シイタケ原木というのは県と林野庁ということで示されておりましたが、政府でもこの3月に改定した第2期シイタケ原木林の計画的な再生推進に必要性が明記されている。政府も取り組んでいることから、現在頑張っている原木シイタケをやっている方になるかと思いますが、道の駅で販売されているこだわりの原木の生産者がいらっしやいますが、いち早く消費者が買い求めて、品物が不足しているという状態にございます。

でありますので、西会津町では原木シイタケがいつでもどこでも販売でき、食べられる。そういうことを特徴としてあげていただければ、またふるさと納税の中にも紹介できるような品物として、町が準備できようことを進められればいかがでしょうか。その点の取り組みをもう一度具体的に、分かることからでよろしいですから教えてください。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えいたします。

町では、近年、菌床栽培ということでハウスの大規模整備を進めてまいりました。一方で原木を使った生産をやっている方もおりますので、そちらについてもできる支援を進めてまいりたいと思います。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 原木は肉体労働であります。ハウスの中で楽々と生産できるような品物ではないと思います。しかし、原木を利用することで、何遍も申し上げますが、森林が整備されるということからみれば、これから若い人の育成が論じられる課題になると思います。先ほど林業の担い手としての答弁がございましたが、もっと地元なら、これなら育成できるという環境がつけられたら、そういう考えがありましたら教えてください。質問します。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 林業の担い手の育成ということでございますが、町森林組合においては、実際の現場での作業班ということで約20名を雇用しております。この皆さんについては、国の緑の雇用制度、こういったものを活用して、働きながら現場で研修しているということでございます。今後これも継続して実施しながら、先ほど答弁でありましたように、郡山にですけれども、林業研究センターという施設ございますが、県でそこに林業アカデミーという、新たに研究機関を設けまして、そちらで座学、それから実施研修、それからフィールドでの実習ということで、体系的に学べる研修機関もできますので、そういった研究機関も活用しながら、林業者の育成を図っていきたいという考えでございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 シイタケ原木への携わり、また育成に対する答えであります。今、県とかほかのそういう受け入れのお話を聞かせてもらいましたが、私はやっぱり育成する人材も必要だということで、いろんなところに派遣して勉強することだと、いろんな形で応募する内容が違うと思います。私の考えは地元で育成する機関があったら、もっと若い人なり、体力のある人が応募してくれるんじゃないかなと思います。その点いかがでしょうか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えいたします。

林業の担い手の育成につきましては、非常に専門的な技術の指導と申しますか、研修が必要になります。それにかかる指導者、それから研修フィールド、こういったものを用意する必要がありますので、町独自ではなかなか難しいのかなというふうに思っております。先ほどの繰り返しになりますが、県のそうした機関も活用しながら育成していきたいと考えております。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 私は提案質問の内容になっているかと思いますが、数年前、林業に対することで2年間ぐらいの専門学校みたいなものをつくれないう質問をしたことがあります。当然「やれます。」という答えにはなりません、やはりこの森林を身近に整備して、西会津町はすごいなというようなことの思いから提案をしているわけでありまして。この会津管内にも自治体ではないけれど、育成している業者があります。そこは特別な大きな業者ではありませんが、若い人を育成しているところがあります。そういうことを考えると、西会津町もできるのではないかということの意味での質問でございますが、その辺の努力を今後検討されたらいかがですか、その辺お伺いします。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えいたします。

議員おっしゃられたのは、おそらく隣の三島町の民間の林業事業者が行っている研修イベントのことかなと思いましたが、これについてはその事業者に伺ったところ、6年ほど前から実施しております、春から秋までの間、月1回程度、県内だけではなくて県外からも参加者を募って、チェーンソーの使い方ですとか、それから伐採の作業、そういったことを体験していただいたり、森林環境の理解を深めていただいたりということで、非常に短期的な取り組みだそうです。研修と申しますか、そういう体験内容だそうです。

先ほど答弁申し上げました林業アカデミーについては、1年間ではあります、年間1,400時間というカリキュラムに従って、体系的に学ぶ研修ということで、少し性格が違うのかなと考えております。

いずれにしましても、林業者の育成については、いろんな方面、情報収集いたしまして取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 今の育成ということですが、これ先月の新聞に載りました。これは大学を卒業した女性であります。環境に関心のある方が応募して、チェーンソー片手に森林で働いているということがございます。私はこれから高齢者の方の心配がありますが、その応募の内容によっては、西会津町もやはり若い人が来てくれるんじゃないかと。先ほど地域おこし協力隊のお話がありました。これからはやはりそういう意味で、集落支援ではありませんが、林業に関心ある、環境に関心のある方を、町がアンテナを立てて募集を試みたらいかがですか。町長その辺、今のお考えはいかがですか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまの質問であります。私もその新聞の記事は見た記憶がございますし、いろんな方たちが、そういう森林と関わる、例えば森林組合だとかね、そういうところにどんどん若い人たちが入っている、そういう環境に今なっていますけれども、そのいわゆ

る育成する機関を町単独でやるには、非常にいろいろ課題があつて、非常に難しいなというふうに思います。今、協力隊のお話が出ましたけれども、協力隊はどちらかという行政課題といたしますか、そちらのほうにいろんな方の応援といたしますか、解決のために来ていただいているようなことがあるわけでありませう。

この森林に関しては、やはり地元で森林組合があるわけでありませうから、今の組合の中にも相当若い人たちが何人か、ほかから入つて来た方たちも何人もおりますから、森林組合と今後の後継者づくりについてしっかり連携しながら、どういう方向で若い人たちが、今後この森林整備に関わるように、そういう環境にするために、今後、組合さんと連携をしながら検討してまいりたいと思つております。

本当に議員お質しのとおり、山が荒れることについては、有害鳥獣だけじゃなくて、災害にも非常に大きな問題になっている部分もあるわけでありませうし、そんなことを考えますと、もっともっと何か、これからどんどん若い人たちが入ってくれるような、そういう環境整備といたしますか、それを町単独ではなかなか難しいので、森林組合を含めた関係機関と相談をしながら検討してまいりたいと、そんなふうに思います。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 質問を変えます。バイオマスエネルギーについての質問であります。私も中身は勉強が薄いほうですが、バイオマスエネルギーとは横文字でカーボンニュートラルということで、バイオマスを燃焼したら二酸化炭素、CO₂が出て、それを広葉樹林が吸つて、それでゼロにする。それがカーボンニュートラルだそうでございます。

ということは、西会津町も先ほどは森林を整備するという中で、これからもやっぱりバイオマスエネルギーを活用すれば、もっともっとこれも環境整備というか、林業の整備、人が山に入る、やっぱりそういう有害鳥獣の抑制にもつながるということを考えますが、そのバイオマスエネルギーについてはどうお考えですか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えいたします。

答弁で申し上げましたように、町内の針葉樹につきましては、バイオマス発電用のチップとして相当量が生産といたしますか、供給されているという状況でございます。また一方で、町内の公共施設、5施設。この役場庁舎もそうですが、あと学校施設、5施設においてバイオマスボイラー導入しております。こちらでバイオマス燃料、ペレットですとかチップですとか、こういった活用を図っております。

ただし、この公共施設で活用してまゐるバイオマス燃料につきましては、町内産のものではございません。将来的には地元産材を切り出して、それをチップ化、またはペレット化して活用すると、そういった循環型といった方向も目指すべきと考えておりますので、今後そういった方向で検討したいと考えております。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 バイオマスエネルギーの活用方法については、今、課長が言われました。会津管内では現在、若松にあるグリーン発電会津というんですか、その会社以外に今二つ動きがあります。それもバイオマス発電であります。そういう中でありますので、我が町も、何遍も言いますが、西会津町もそういうところに取り組んでいると。今のお話の中では、

よそからバイオマスを購入して利用している。地産地消であれば自分の持っている町、土地でそれを利用するというのが本当のバイオマスの活用ではないかと思えます。その点について、本当にこれからの林業の取り組みの姿勢というのは、やはり前向きに示していかないとと思えますが、町長その点、答弁いただけますか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまのバイオマスについてのお質しでございますけれども、このバイオマスについては、私が現職のころから、この事業について非常に注目されてきていたわけでありまして、現在も、いわゆる再生可能エネルギーとして、非常に全国の中で取り組みが始まっている、もうすでに始まってところもあるわけでありまして。

これ単独でやるには非常になかなかいろいろ課題があるなというふうに思っています。採算性の問題もありますし、それだけの消費する場所というか、箇所がどれだけあるかということ、いろんな検討しないといけないことがあるので、確かに森林資源を活用するという意味では、本当に重要なことでもありますけれども、それを本当に再生可能エネルギーとして採算が取れるかということ、単独ではなかなか難しい。今、会津の13市町村の中で、この事業に取り組む方向で今進めているわけでありまして、今後その辺はちょっと注視をしながら、町としてどういう関わりができるのか、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 答弁ありがとうございます。私の申し上げた二つの業者の動きがあるということは、どういう場所で、どういう方が動きがあるのかということの後で調べてみていただきたいと思えます。

最後に、SDGsという言葉、今非常に目についているシンボルマークがありますが、うちの教育長もバッジを付けてます。これはSDGsというバッジでありますよね。教育関係に対してのバッジです。私の今回の質問は、17項目の中にある7番目のエネルギーのことと、8番目の働きがいがある経済成長。9番、産業と技術。国連で採択した項目であります。2016年から2030年まで、これは完成させるということの目標であります。でありますので、今後その取り組みに対して積極的に西会津町も17項目、またそのSDGsのバッジが付けられるようなまちづくりにしていただきたいと思えます。

以上で私の質問終わります。

○議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

暫時休議にします。(11時45分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第2、報告第1号、令和2年度西会津町繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 報告第1号、令和2年度西会津町繰越明許費繰越計算書について、ご説明いたします。

繰越明許費につきましては、地方自治法第213条の規定により、本年3月の町議会定例会などにおきまして、事業の実施にあたり関係機関との協議に不測の日数を要したことや、

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、翌年度に事業を繰り越して実施できるよう、ご議決をいただいているところであります。

この繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告いたします。

なお、繰越事業は一般会計のみであります。

それでは、繰越計算書をご覧願います。議案書の後ろから5ページに記載がされております。

まず、2款、総務費、1項、総務管理費の社会保障・税番号システム改修事業は、繰越額638万円、本年4月22日に完了いたしました。同じく、映像機器高度化更新事業は、繰越額6,600万円、本年4月23日に完了いたしました。同じく、西会津町デジタル戦略策定推進事業は、繰越額843万5千円、完了予定は令和4年3月31日であります。

次に、4款、衛生費、1項、保健衛生費であります。新型コロナウイルス感染症対策事業は、繰越額4,313万7千円、完了予定は令和4年3月31日であります。

次に、6款、農林水産業費、1項、農業費であります。地籍調査事業は、繰越額245万5千円、完了予定は本年12月28日であります。次に2項、林業費であります。広葉樹林再生事業は、繰越額2,848万7千円、完了予定は本年8月31日であります。同じく、林業専用道整備事業は、繰越額4,610万円、完了予定は本年10月29日であります。

次に、8款、土木費、1項、道路橋りょう費であります。橋りょう修繕事業は、繰越額3,811万9千円、完了予定は本年10月25日であります。

次に、10款、教育費、1項、教育総務費であります。西会津高校活性化対策学習支援環境整備事業は、繰越額247万4千円、本年4月30日に完了いたしました。同じく、感染症対策等学校教育活動継続支援事業は、繰越額130万2千円、完了予定は本年9月30日あります。

次に、11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費の農業施設災害復旧事業は、繰越額1,920万8千円、完了予定は本年7月22日であります。次に、2項、公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業は、繰越額792万円、本年4月12日に完了いたしました。

各事業の財源内訳につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

以上をもちまして、報告第1号、令和2年度西会津町繰越明許費繰越計算書の説明を終了させていただきます。

○議長 ただいまの報告に対し質疑を行います。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これで報告第1号、令和2年度西会津町繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

日程第3、報告第2号、令和2年度西会津町公営企業会計予算繰越計算書の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 報告第2号、令和2年度西会津町公営企業会計予算繰越計算書について、

ご説明申し上げます。

本報告書につきましては、令和2年度下水道事業会計の中で、年度内完成が見込まれなかった事業の支出予算を令和3年度に繰り越して使用することを報告するものであります。

それでは報告書をご覧いただきたいと思います。

報告書。地方公営企業法第26条の規定により、令和2年度西会津町公営企業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製しましたのでご報告いたします。

次のページをご覧いただきたいと思います。

まず、上段の表の1款、公共下水道事業資本的支出、1項、建設改良費、事業名、処理場建設費で野沢浄化センター監視制御設備等改築更新工事であります。予算計上額 6,241万7千円、支払義務発生額 3,320万4,001円、翌年度繰越額は2,911万円です。不用額は10万2,999円であります。翌年度繰越額に係る繰り越しを要するたな卸し資産の購入限度額はありません。説明欄の繰越理由であります。本事業は令和2年度当初予算で2カ年の債務負担行為を設定したものでございます。工事費の電気計装設備は、受注生産でありまして現下のコロナ禍の影響により、資材の搬入に遅れが生じ、機器製作に不測の日数を要したため、年度内完成が見込めないことによるものであります。完了予定は本年10月29日であります。

次に、下段の表であります。標題が「法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額」となっております。これは、一般会計における事故繰越とは違い、法の規定に基づく文言でありますこと予め申し上げます。

1款、公共下水道事業費用、1項、営業費用、事業名、管渠費は野沢処理区内の管渠等点検調査業務委託です。予算計上額は130万円で全額を翌年度に繰り越すものです。次に、事業名、処理場費は野沢浄化センターの汚泥脱水機整備修繕です。予算計上額は330万円で全額を繰り越すものです。翌年度繰越額に係る繰り越しを要するたな卸し資産の購入限度額はありません。説明欄の繰越理由であります。いずれも令和2年度国の補正予算事業で、補助金交付決定が本年3月17日であり、年度内完成が見込めないことによるものであります。完了予定は8月30日であります。各事業の財源内訳につきましては記載のとおりであります。

以上をもちまして、報告第2号、令和2年度西会津町公営企業会計予算繰越計算書の説明を終了させていただきます。

○議長 ただいまの報告に対し質疑を行います。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これで報告第2号、令和2年度西会津町公営企業会計予算繰越計算書の報告を終わります。

皆さんに申し上げます。報告第3号及び第4号につきましては、議決の対象となる事件ではありませんので、報告のありました書類の範囲内において不明な点を明確化する程度の簡単な質疑をすることはできますが、公社自体に係る問題、経営方針、人事の問題、決算の細部など、報告以外の内容については質疑できないことになっておりますので、ご配慮くださるようお願い申し上げます。

日程第4、報告第3号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

○議長 企画情報課長、伊藤善文君。

○企画情報課長 報告第3号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況について、ご説明いたします。

お手元に配付しております令和2年度喜多方地方土地開発公社事業報告及び決算書をご覧ください。

まず、1ページですが、事業報告であります。

1、総括事項といたしまして、令和2年度中に喜多方地方土地開発公社による用地の取得及び売却はありませんでした。

令和2年度の損益計算は、収益合計が2,827円、費用合計が2万5千円で、2万2,173円の当期損失となり、準備金で整理した結果、当期末の準備金合計は、984万4,437円となりました。

なお、これらの補足資料といたしまして、3ページ以降に貸借対照表、財産目録、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、現金及び預金明細表、資本金明細表が添付されておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

次に、2の理事会の議決事項であります。まず令和2年5月7日に令和元年度の事業報告及び決算の認定、令和3年2月5日に令和2年度及び令和3年度の事業計画と予算の調製を行っております。

次に、令和3年度の事業計画でございますが、資料の最後に綴られております参考資料をご覧ください。

公有地取得事業として、喜多方市のふれあいパーク喜多の郷用地取得事業。事業量2,746.19平方メートル、事業費566万6千円が計画されております。

以上、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、説明する書類を提出し、報告といたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これで報告第3号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類の報告を終わります。

日程第5、報告第4号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 報告第4号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類についてご説明いたします。

お手元の、西会津町振興公社に係る令和2年度事業報告及び決算書並びに令和3年度事業計画をご覧ください。

1 ページをご覧ください。はじめに、令和2年度事業報告について申し上げます。

事業の概要についてですが、西会津町振興公社は、公の施設の指定管理者として、さゆり公園、温泉健康保養センター、交流物産館よりっせなど6施設の管理運営業務を行うとともに、設立の趣旨である地域の活性化を念頭に事業を展開してまいりました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大にともなう緊急事態宣言により、全施設を約1カ月間休止し、その後も利用時間短縮など大変厳しい状況にありましたが、国、県や町の支援制度を活用し雇用の確保と事業の継続に努めてまいりました。

交流物産館よりっせ及びミネラル野菜の家につきましては、コロナ禍の影響から、利用者は約38万人と例年を下回ったところですが、中でも宮古島フェアや秋の味覚フェアなどの集客イベントを実施し、また、ふるさと納税の返礼品売上が3,300万円を超えたほか、新たにインターネット販売や弁当販売事業にも取り組んでまいりました。

さゆり公園につきましては、福島レッドホープスの公式戦が1試合開催されたほかは、イベントの自粛もあり団体利用が減少しましたが、感染症防止対策を徹底しながら個人利用を継続し、また、野球場のスタンドベンチなど、施設の大規模改修も行われたところがあります。

温泉健康保養センターにつきましては、団体利用や町外者の宿泊が減少する中でも、さゆりの休日や、町民特別限定プランなど、企画商品の販売促進に努めたほか、料飲メニューの見直し、そばまつりの開催など、サービスの継続に取り組んでまいりました。

その他の施設につきましては、指定管理制度の趣旨に沿いながら快適な利用環境の提供に心掛け、新型コロナウイルス感染防止に取り組み、利用者が安心して施設を利用できるよう努めてきたほか、経常経費の節減にも取り組んでまいりました。

総務室では、売上、経費、損益等について月別に管理したほか、労働時間の効率的な管理にも努めてまいりました。

2 ページをご覧ください。

この結果、令和2年度の損失は246万7千円となりましたが、コロナ禍において全国的に大きな影響がある中、最小限の影響に留まったところでもあります。

一方、令和2年度の決算には東京電力株式会社の賠償金が含まれており、依然として経営状況が厳しいことには変わりはないため、しっかりとした経営戦略のもと事業を運営し、従業員が一丸となって営業利益の黒字化に向けて取り組んでまいります。

次の事業の内容並びに3ページの会社の概要、役員及び従業員の構成、資本金の増減につきましては、資料に記載のとおりであります。

続いて令和2年度の決算書について申し上げます。4ページをご覧ください。

貸借対照表であります。資産の部のうち、流動資産は、現金及び預金、売掛金、自販機商品から食材品までの棚卸資産、町からの委託料等の未収入金などあります。固定資産は、有形固定資産は建物や機械設備等であり、無形固定資産は電話加入権、投資その他の資産は出資金等あります。これらの流動資産と固定資産を合わせた資産の部の合計は、1億508万8,061円あります。

続きまして負債の部のうち、流動負債は、商品や食材などの買掛金、光熱水費等の未払い費用、社会保険料の従業員負担分等の預り金などあります。固定負債は、長期借入金

は会津信用金庫からの新型コロナウイルス対策特別資金、保証金は、ミネラル野菜の家のテナントの出店保証金であります。これら流動負債と固定負債を合わせた負債の部の合計は、6,549万4,399円であります。

続きまして純資産の部のうち、株主資本は、資本金及び繰越利益剰余金であり、翌年度への繰越利益剰余金は409万3,662円となったところであります。純資産の部の合計は3,959万3,662円であり、負債の部と純資産の部との合計は1億508万8,061円であります。

5ページをご覧ください。

損益計算書であります。純売上高は、宿泊及び料理、売店等の売上げのほか、町からの受託収入、施設利用料収入等の合計で3億789万747円であります。新型コロナウイルスの全国的な感染拡大の影響から、温泉施設の宿泊や料飲の売上が減少した一方で、ふるさと納税の返礼品売上は前年度の5倍以上に伸びたところであります。売上原価は、食材及び売店等の仕入れに、期首・期末の商品棚卸高を加えた合計で1億129万530円であり、純売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は2億660万217円であります。

ここから販売費及び一般管理費2億4,275万6,259円を差し引いた営業損失に、東京電力の賠償金や新型コロナウイルス関連の各種支援金など営業外収益を加え、支払利息や法人税等を差し引いた当期純損失につきましては、246万6,631円となったところであります。

6ページの株主資本等変動計算書並びに7ページの監査報告書につきましては、資料に記載のとおりであります。

8ページをご覧ください。

令和3年度の事業計画について申し上げます。

まず事業の方針であります。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない中、振興公社においても、昨年度に引き続きその影響は避けられないものと認識しております。このため、経営の改善を図るには、これまでの経営から脱却し、全社一丸となりオール公社の理念のもと、前例主義や慣例慣習の撤廃、組織の見直し、公社の将来を担う人材の育成に取り組んでまいります。

また、公社の事業ビジョンを新たに掲げ、達成の報告を検討し、令和3年度においては、越後街道をテーマにした食の事業や、町内事業者へのブランド再構築の提案などに取り組んでまいります。

一方、新型コロナウイルス感染症防止対策については、国のガイドラインを遵守しながら対策を徹底し、お客さまへの安全安心に確実に対応してまいります。さらに、町をはじめ関係機関との連絡調整を図り、地域経済の先導的担い手として各種事業に取り組むとともに、指定管理者制度の趣旨に則した効率的な施設管理、住民サービスの向上、利用者の増加を図り、本町の地域活性化につながるよう努めてまいります。

令和3年度の事業ビジョンにつきましては、地元の食材を活用し、ストーリー性を持たせた食の提供を行う、越後街道食事業の開始や、ミネラル野菜等の生産及び集出荷にかかる農産物栽培計画集荷事業の検討、地場産品のブランド再構築支援事業、米粉を活用した商品開発の試験事業などに取り組んでまいります。

部門別の事業計画につきましては、総務部門では、会計システムの見直しやキャッシュレス決済への対応、組織体制及び給与体系の見直し等に取り組んでまいります。

ロータスインと周辺施設につきましては、従業員のおもてなし向上とコロナ禍におけるサービス内容の見直し、弁当商品等でストーリー性にとんだ商品づくりを進めてまいります。

交流物産館よりっせ及びミネラル野菜の家につきましては、売り場の改善や魅力ある商品構成、地元の材料を使用したご当地土産の販売、米粉等を活用した6次化商品の開発等に取り組んでまいります。

さゆり公園及びふれあい施設につきましては、施設の点検や修繕への迅速な対応はもとより、SDGs、いわゆる環境維持や社会貢献を意識した管理作業に取り組み、あいさつやコミュニケーション改善による住民サービスの向上を図ってまいります。

町といたしましても、振興公社との連携を強化しながら、より一層の経営改善が図られるよう指導してまいる考えであります。

以上、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を行います。ありませんか。

5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 1点ほど確認をしたいと思っておりますけれども、東京電力からの補償というのが平成30年度、それから令和元年の際に、私の記憶では857万ほど入っていたわけでありまして。今回、280万ほどの補償金が、かなり少ない状態で我が町に入ったということなので、こんなに差が、補償が少なくなるなんていうことは、当初、考えられないと私はちょっと感じたものですから、これが実態だったかどうか確認をしたいと思っております。

それから、去年の従業員の人数が60人というふうになっていたと、ちょっと記憶してはおりますが、今回、53人の決算の数字が出てはいるようであります。その中で、246万というほどの損失が生じているわけなのですよね。今後の経営のご努力をどのようになされていくのかをお尋ねしたいと思います。答えられく範囲内で。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

はじめに東京電力株式会社からの賠償金について申し上げます。平成28年度から賠償金が支給されまして、支払いされまして、当初の平成28年度から、支払額はどんどん少なくなっておりまして、令和2年度においては、先ほどご説明申し上げたとおりの280万円程度の補償額になったということで、これにつきましては、先ほどご報告申し上げた金額で間違いございません。

続きまして、従業員の増減に関してのご質問でございますが、報告書の3ページに記載いたしましたとおり、令和2年度決算時につきましては、令和2年3月31日現在で、従業員が53名でございます。令和3年3月31日現在の従業員の合計は46名というふうになってございます。

令和3年度における経営の努力についてというご質問でございますが、先ほど公社の事業計画で申し上げましたとおり、大変コロナ禍の影響が引き続き避けられない状況であるということで、厳しい状況には変わりはないわけでございますけれども、その中で、新た

に公社では事業ビジョン等を掲げ、全社一丸となって経営の改善に努めていくということで報告を受けてございます。また、引き続き国や県によるコロナ関連の支援等の制度がございましたらば、町のほうでも積極的に情報を提供し、それらが有効に活用できるよう支援をしてみたいと考えてございます。

○議長　ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これで報告第4号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。（13時37分）

令和3年第4回西会津町議会定例会会議録

令和3年6月9日(水)

開 議 10時00分
散 会 14時49分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	伊 藤 善 文	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	五十嵐 博 文
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦		
商工観光課長	岩 渕 東 吾		
農林振興課長	矢 部 喜代栄		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

令和3年第4回議会定例会議事日程（第6号）

令和3年6月9日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第1号 西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第2 議案第2号 西会津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第3 議案第3号 西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第4 議案第4号 西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第5 議案第5号 西会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第6 議案第7号 西会津町子育てコミュニティ施設条例
- 日程第7 議案第8号 西会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第9号 西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第10号 令和3年度西会津町一般会計補正予算（第2次）
- 日程第10 議案第11号 令和3年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）
- 日程第11 提案理由の説明
- 日程第12 議案第12号 財産の取得について（除雪ドーザ）

- 日程第13 報告第5号 委任専決処分事項
- 日程第14 議会案第1号 西会津町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第15 請願第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書
- 日程第16 陳情第1号 観光標識の案内板設置に関する陳情書
- 日程第17 意見書案第1号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書
- 日程第18 常任委員会委員の選任
- 日程第19 議会運営委員会委員の選任
- 日程第20 常任委員会の所管事務調査（管内）実施申出について
- 日程第21 経済常任委員会の継続審査申出について
- 日程第22 広報広聴常任委員会の継続審査申出について
- 日程第23 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第24 議会活性化特別委員会の継続審査申出について

閉 会

（議員互助会総会）

（広報広聴常任委員会 広報分科会）

（広報広聴常任委員会 広聴分科会）

○議長 おはようございます。

令和3年第4回西会津町議会定例会を再開いたします。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

○議会事務局長 報告いたします。町長より追加議案として別紙配付のとおり1件の議案及び1件の報告事項が提出され、受理しました。

議会運営委員会に諮り、提案理由の説明及び議案並びに報告事項を本日の日程に加えております。

以上であります。

○議長 日程第1、議案第1号、西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 議案第1号、西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由でご説明申し上げましたように、地方税法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、議会を招集する時間的な余裕がありませんでしたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、改正法令の公布日と同じ、本年3月31日付で専決処分により調製いたしましたので、議会の承認をお願いするものであります。

本条例の主な改正内容といたしましては、町民税申告書に係る扶養親族申告の電子提出に係る規定の改正、退職所得申告に係る特別徴収並びに退職所得申告の電子提出に係る規定の追加、軽自動車税の環境性能割に係る改正及び種別割に係る税率の特例規定の改正、固定資産税の評価替えによる適用年度の改正などであります。

それでは議案書に基づき、改正内容につきまして、ご説明申し上げますが、併せまして条例改正案新旧対照表1ページからご覧ください。

西会津町税条例の一部を次のとおり改正する。

第36条の3の2は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書についての規定であり、第36条の3の3は、個人の住民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書についての規定であります。電子提出に係る要件の改正であります。

第53条の8は、特別徴収税額、第53条の9は、退職所得申告書についての規定であります。申告書に記載すべき事項を退職手当等の支払いをする者に対し、申告すべき人が電磁的方法により提供が可能とする改正であります。

第81条の4は、環境性能割の税率についての規定であります。地方税法の改正を受け、読替規定を追加するものであります。

続きまして、附則の改正であります。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合についての規定

であります。第3項を削除し、以降の項を繰り上げ、第24項を削除し、以降の項を繰り上げるとともに地方税法等の改正に伴う項ずれの修正であります。

附則第11条は、固定資産税にかかる特例に関する各年度分の用語の意義、附則第11条の2は、土地の価格の特例、附則第12条は、宅地等に対して課する各年度分の固定資産税の特例、附則第13条は、農地に対して課する各年度分の固定資産税の特例、附則第15条は、特別土地保有税の課税の特例についての規定であります。固定資産税の評価替えによる適用年度の改正であります。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税についての規定であります。適用期間を令和3年12月31日まで延長するものであります。

附則第15条の2の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例についての規定であり、地方税法の改正に伴う改正であります。

附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例についての規定であり、第6項から第8項を追加し、令和4年度及び令和5年度に限り、営業用の車両に係る種別割の特例を規定するものであります。

附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する規定であり、前条の改正に伴い改正するものであります。

附則第22条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等についての規定であります。適用年度を改正するものであります。

附則第26条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例についての規定であり、第2項を追加し、適用年度等を改正するものであります。

次に附則について申し上げます。

第1条は施行期日についての規定であり、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

第2条は、町民税に関する経過措置、第3条は、固定資産税に関する経過措置、第4条は、軽自動車税に関する経過措置を定めるものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。ありませんか。

9番、多賀剛君。

○多賀剛　この地方税法の一部改正というのは、毎年のように行われてきておりますけれども、今年は特に今のご説明の中にも一部ありましたけれども、コロナ禍における、いわゆる経済情勢の動向等が結構、ある程度勘案されたのかなという思いがあります。

そんな中で、この法律の文言、条例案というのは大変難しい言葉が並びますけれども、その中でいわゆる政府が進める脱判子の流れの中で、電子提出がいろんなところで可能になってきたというようなことらしいんですけども、具体的にはこの条例改正によって、一つは町民の税負担が少し軽減するようになってきているのか。あとは、いわゆるいろんな書類の提出、電子提出が可能だということで脱判子の流れの中で、具体的にこういうことは電子提出で簡単になりますよというのをお示しいただくと、町民の皆さん分かりやすくなると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 多賀議員のご質問にお答えをいたします。

まず町民の方々への税負担の軽減がされるのかなということですが、今回の税条例改正につきましては、先ほど議員がお話されましたように、コロナ禍の影響によるものも考えられます。また東日本大震災の関係で期間延長、軽減措置の延長という部分もございます。あとは大きなものとしましては、3年に1度、固定資産税の評価替えに伴って、今年度から3年間、評価替えのしたものを採用しますよというようなことで、その読替規定の改正でございます。一部町民の方への負担軽減と、継続されたことによって、期間延長されたことによって引き続き軽減措置が受けられるということが一つあげられます。

また、電磁的方法によりというような文言が入っているかと思えますけれども、これはあくまで給与等を支払う方が給与を受け取る方に対しての電子的方法ということで、そういう方法でも源泉徴収票を提出、提示することができるという方法の一部追加ということになります。ただ、あくまで、例えばメール等でやる場合についても、それを必ず打ち出しできるような書面で、打ち出しできるようになっていないと、その方法では給与等を受け取る方に提示はできませんよということにはなっております。

ですから、その事業主等の方が、今後取り組んでいただくもの、いただくものといえますか、そういう方法でやれますよというように税条例の改正を、地方税法の改正に伴って改正するものであるということをご理解いただきたいと思います。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号、西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第2、議案第2号、西会津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてから、日程第5、議案第5号、西会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてまでを一括議題といたします。なお、審議の方法は、議案の説明終了後、1議題ごとに質疑、討論、採決の順で行いますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、職員に議案を朗読いたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

(事務局長朗読)

○議長 議案第2号から議案第5号までの説明を求めます。

福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 議案第2号、西会津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、議案第3号、西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、議案第4号、西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、及び議案第5号、西会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、一括してご説明申し上げます。

今回、一部改正を行う4件の条例改正案については、町が指定するケアプランの作成等を行う居宅介護支援事業所、及びグループホームや小規模多機能型居宅介護などを提供する地域密着型サービス事業所の人員及び設備や運営に関する基準を定めた条例であり、国の基準省令が改正されたことに伴い、町条例の改正を行うものであります。

なお、本案につきましては、町長の提案理由の説明でもご説明いたしましたが、国の基準省令の改正が本年4月1日より施行されるということでありましたが、短時間で多くの作業が必要とされ、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分により調整いたしましたので、同法同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

それでは、条例案改正内容の説明の前に、介護保険制度改正に伴う議案第2号から第5号までの町条例の対応について、ご説明させていただきますので、本日お配りいたしました、議案第2号から第5号関係資料をご覧くださいと思います。

はじめに、今回の条例一部改正の趣旨であります、今ほどご説明いたしましたとおり、国の基準省令の改正により町条例の改正を行うものであります。

次に、改正の背景であります、少子高齢化に伴う課題への対応や団塊の世代が全て75歳以上となる2025年(令和7年)を見据え、介護人材の確保、地域包括ケアの推進、自立支援・重度化予防の取組みの推進と、感染症や災害への対応力強化が求められ、それに対応するための改正であります。

具体的な改正内容については、下の表でご説明させていただきます。

表の左手に今回の主な改正内容を項目としおり、中ほどから右に改正する条例をそれぞれに区分して、その改正内容に対応した条例について丸印でお示ししております。

主な改正内容の一つ目の、介護人材の確保、介護現場の業務効率化及び負担軽減では、(1)として、職場でのハラスメントの防止、(2)として、会議等におけるテレビ電話装置等の活用、(3)として、書面での記録・交付等が求められていたものを電磁的方法(電

子データ)により行うことができるよう改正するもので、四つ全ての条例において改正の対象となっております。

次に、(4) 他業務との兼務を認める人員配置基準の緩和、(5) 過疎地域等における一定条件下での利用定員の超過、(6) グループホームのユニット数を3ユニットまで認めるよう改正するもので、地域密着型サービス基準の二つの条例において改正の対象となっております。

次に二つ目の感染症や災害への対応力強化では、(1)業務継続計画の策定等の義務付け、(2) 感染症の予防、または、まん延防止措置を講じるよう義務付ける改正であり、四つ全ての条例において改正の対象となっております。(3) では、事業所における避難訓練において、地域住民の参加を得るため連携に努めるよう改正するもので、地域密着型サービス基準の二つの条例において改正の対象となっております。

次に3のケアマネジメントの質の向上と公平中立性の確保では、(1)として、ケアプランにおけるサービスごとの割合について利用者への説明の義務付け、(2)として、訪問介護等の利用割合の多い事業所の妥当性の点検・検証について、町が行えるよう改正するもので、居宅介護支援等の基準条例のみが改正の対象となっております。

次に4の利用者の人権擁護、虐待防止の推進では、利用者に対する虐待の発生や再発防止のため委員会の開催、指針の整備や研修の実施、またその実施のための担当者を定めることを義務付ける改正であり、四つ全ての条例において改正の対象となっております。

次に、5の地域包括ケアシステムの推進では、(2)として、無資格の従業者への認知症介護の基礎的な研修を義務付ける改正であり、地域密着型サービス基準の二つの条例において改正の対象となっております。

次に、6の自立支援、重度化予防の取り組みの推進では、現在は町内に事業所はありませんが、地域密着型介護老人福祉施設における栄養管理と口腔衛生管理について義務付ける改正であり、地域密着型サービスの基準条例のみが改正の対象となっております。

なお、今回の改正の施行期日は令和3年4月1日ではありますが、一部の改正内容については、令和3年9月末及び令和5年度末までの経過期間が設けられております。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。併せて条例改正案新旧対照表の16ページもご覧いただきたいと思います。

議案第2号、西会津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

まず目次は、今回の改正による条ずれによる文言の改正であります。

第3条は、第5項として、利用者の人権擁護や虐待の防止等のための体制整備と従業者への研修について、第6項として、指定居宅介護支援の提供にあたり介護保険等関連情報やその他必要な情報を活用することなど、2項を加えるものであります。

第6条は、第2項中へ、ケアマネジメントの公正中立性の確保のため、各サービスの割合、や同一事業所によって提供された割合についての説明することを加えるものであります。

第15条は、第9号中に、担当者会議においてテレビ電話装置等を活用することができることを加え、また、第21号として、ケアマネジメントの中立性の確保のため、区分限度額に占める割合や訪問介護の割合が一定水準以上であった場合、その妥当性を検討し、町に

届け出することを加えるものであります。

第19条は、第2項として、職場におけるハラスメントの防止措置について加えるものであります。

第20条は、文言の改正と、第6号として虐待防止措置に関する事項を加えるものであります。

第21条の2は、業務継続計画の策定等について定めるもので、感染症や非常災害時に利用者に対する業務継続のための計画策定、研修や定期的な訓練などについて、新たに定めるものであります。

第23条の3は、衛生管理等について定めるもので、感染症の予防及びまん延防止のための検討委員会の開催や指針の整備、研修や訓練の定期的な実施などについて、新たに定めるものであります。

第24条は、第2項として、運営規程等を記載した書面を備え付けることにより、掲示に代えることができることを加えるものであります。

第29条の2は、虐待の防止について定めるもので、虐待の発生またはその再発を防止するため、検討委員会や研修の開催、指針の整備や担当者の配置などについて、新たに定めるものであります。

第32条は、電磁的記録等について、事業者の業務負担の軽減・効率化のため、記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認めるよう、新たに定め、これまでの第32条を第33条に繰り下げ、第33条中の条ずれによる文言の改正であります。

続きまして附則であります。

第1項は本条例の施行期日でありまして、令和3年4月1日から施行するものであります。ただし、第15条第21号の居宅介護サービス等の占める割合などの妥当性の検討などについては、令和3年10月1日より施行するものであります。

第2項では虐待防止、第3項では業務継続計画の策定等、第4項では衛生管理等について、それぞれその実施に向けて経過期間として、令和6年3月31日までをその期間として定めるものであります。

続きまして、議案第3号、西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。併せて条例改正案新旧対照表の24ページもご覧いただきたいと思っております。

はじめに目次であります。第10章、雑則に、第204条を加えるものであります。

第3条は、第3項として、利用者の人権擁護や虐待の防止等のための体制整備と従業者への研修について定めており、第4項として、指定居宅介護支援の提供にあたり介護保険等関連情報やその他必要な情報を活用することなど、2項を加えるものであります。

次に、第2章にあたります定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基準についての改正であります。第6条は、従業者の員数を定めており、第5項に規定する同一敷地内の施設等について、改正により第47条第4項各号及び第65条第1項においても同じく取り扱うこととするものであります。

第8条は、第4項のみなし規定の範囲を改めるものであります。

第14条は、サービス担当者会議において、省令による基準であったものを町条例による

基準に改めるものであります。

第31条は、第8号として、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものであります。

第32条の2は、業務継続計画の策定等を定めるもので、感染症や非常災害時に利用者に対する業務継続のための計画策定、研修や定期的な訓練などについて、新たに定めるものであります。

第33条は、第3項として、感染症の予防及びまん延防止のための検討委員会の開催や指針の整備、研修や訓練の定期的な実施などについて加えるものであります。

第34条は、第2項として、運営規程等を記載した書面を備え付けることにより、掲示に代えることができることについて、加えるものであります。

第39条第1項は、協議会における、テレビ電話装置等の活用をを可能とすることなどを加えるものであります。

第40条の2は、虐待の防止について定めるもので、虐待の発生またはその再発を防止するため、検討委員会の開催や指針の整備、研修の開催や担当者の配置などについて、新たに定めるものであります。

次に、第3章にあたります夜間対応型訪問介護の基準の改正でありまして、第47条は、第1項第1号ただし書にあるオペレーターの業務規定について、第3項として項だてし、第4項ではオペレーターが兼務できる同一敷地内の施設等を定め、第5項から第7項までは訪問介護員及びオペレーターについて他業務との兼務等を可能とすることについて、新たに定めるものであります。

第49条は、第4項のみなし規定の範囲を改めるものであります。

第55条は、第8号として、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものであります。

第56条第2項は、他事業所との連携により、効果的な運営が期待できると認めた場合に他事業所等の従業員のサービス提供を可能とし、第3項では、オペレーションセンターが複数事業所との契約により、その利用者等からの通報を受けることを可能とし、第5項として、職場におけるハラスメントの防止措置を加えるものであります。

第57条は、第2項として、同一建物に居住する利用者への効率的なサービス提供の努力義務について、加えるものであります。

第59条は、今回の改正による準用規程及び読替規定を改めるものであります。

次に、第3章の2にあたる、地域密着型通所介護の基準の改正でありまして、第59条の12は、第10号として、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものであります。

第59条の13、第3項は、無資格の従業員に対する認知症介護の基礎的研修の受講について加え、第4項として、職場におけるハラスメントの防止措置について、加えるものであります。

第59条の15は、第2項として、事業所が行う避難や救助の訓練に、地域住民の参加を得るよう努力することを加えるものであります。

第59条の16第2項は、感染症の予防及びまん延防止のための検討委員会の開催や指針の整備、研修や訓練の定期的な実施などについて第1号から第3号として、新たに定める

ものであります。

第 59 条の 17 第 1 項は、文言の改正と協議会に置けるテレビ電話装置等の活用を可能とするよう、改めるものであります。

第 59 条の 20 及び第 59 条の 20 の 3 は、今回の改正による準用規程及び読替規定を改めるものであります。

次に、第 6 節にあたります指定療養通所介護の基準の改正でありまして、第 59 条の 21 は、この節において影響を受けない範囲を前節までに改めるものであります。

第 59 条の 34 は、第 9 号として、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものであります。

第 59 条の 36 第 1 項は、文言の改正と委員会においてテレビ電話装置等の活用を可能とするよう、改めるものであります。

第 59 条の 38 は、今回の改正による準用規程及び読替規定を改めるものであります。

次に、第 4 章にあたります認知症対応型通所介護の基準の改正でありまして、第 64 条は、第 66 条における用語の定義を定めるものであります。

第 66 条第 1 項は、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することを可能とするよう、改めるものであります。

第 73 条は、第 10 号として、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものであります。

第 80 条は、今回の改正による準用規程及び読替規定を改めるものであります。

次に第 5 章にあたります小規模多機能型居宅介護の基準の改正でありまして、第 82 条第 6 項は、従業者の人員に関する基準を満たした場合に、表中にある兼務できる施設及び事業所を追加及び削除するものであります。

第 83 条第 3 項は、今回の改正により生じる、項ずれによる文言の改正であります。

第 87 条は、担当者会議において、テレビ電話装置等の活用を可能とするよう、改めるものであります。

第 93 条第 2 項は、これまで省令の基準に沿っていたものを、町条例に沿うよう、改めるものであります。

第 100 条は、第 10 号として、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものであります。

第 101 条は、第 2 項として、過疎地域等におけるサービス提供に対して、登録定員及び利用定員を超えた利用が可能となる条件を加えるものであります。

第 108 条は、今回の改正による準用規程及び読替規定を改めるものであります。

次に、第 6 章にあたります認知症対応型共同生活介護の基準の改正でありまして、第 110 条第 1 項は、共同生活住居・ユニットが三つである場合、夜間及び深夜帯の介護従業者等について二つの場合以上とすることができることとし、同条第 5 項は文言の改正であり、同条第 9 項として、計画作成担当者の資格要件の緩和についての規定を加え、以後繰り下げ、同条第 11 項は、項ずれによる文言の改正を行ったところでございます。

第 111 条は、第 2 項として、サテライト型事業所の管理者について、本体事業所の管理者を兼ねることができるよう加えるものであります。

第113条は、共同生活住居・ユニット数を、これまでのただし書きの条件を削除して3ユニット以下とし、サテライト型事業所は1または2ユニットとすることに改めるものであります。

第117条第7項第1項は、委員会におけるテレビ電話装置等の活用を可能とし、第8項は、事業の質の評価を外部評価、もしくは、運営推進会議における評価によるものに改めるものであります。

第121条は、サテライト型事業所において本体事業所による提供の場合を除くこととして、改めるものであります。

第122条は、第7号として、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものであります。

第123条第3項は、無資格の従業者に対する認知症介護の基礎的研修の受講について、第4項として、職場におけるハラスメントの防止措置について、加えるものであります。

第128条は、準用について定めており、今回の改正による準用規程及び読替規定の改正であります。

次に、第7章にあたります地域密着型特定施設入居者生活介護の基準の改正でありまして、第138条第6項第1号は、検討委員会におけるテレビ電話装置等の活用を可能とするよう改めるものであります。

第145条は、第9号として虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものであります。

第146条第4項は、無資格の従業者に対する認知症介護の基礎的研修の受講について、第5項として、職場におけるハラスメントの防止措置を講じることについて、新たに加えるものであります。

第149条は、今回の改正による準用規程及び読替規定の改正であります。

次に、第8章にあたります地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の基準の改正でありまして、第151条は、第1項第4号に管理栄養士を加え、ただし書きにより他の社会福祉施設等との連携により、第4号の栄養士または管理栄養士を置かないことができるよう改めるものであります。同条第3項は、ただし書きにより除外していた条件や対象施設を削除するものであります。同条第4項は、文言の改正であります。同条第8項は、サテライト型居住施設への従業者の配置の緩和について、生活相談員、管理栄養士を加えるものであります。同条第12項及び第13項は文言の削除及び追加であります。

第157条第6項第1号は、検討委員会におけるテレビ電話装置等の活用を可能とするよう改めるものであります。

第158条第6項は、担当者会議において、テレビ電話装置等の活用を可能とするよう改めるものであります。

第163条の2は、栄養管理について、施設入所者の状態に応じた計画的な栄養管理を行うことを新たに定めるものであります。

第163条の3は、口腔衛生の管理について、施設入所者の状態に応じ計画的な口腔衛生の管理を行うことを新たに定めるものであります。

第168条は、第8号として、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものであり

ます。

第 169 条第 3 項は、無資格の従業者に対する認知症介護の基礎的研修の受講についてを、第 4 項として、職場におけるハラスメントの防止措置を講じることについて、加えるものであります。

第 171 条第 2 項第 1 号は、検討委員会におけるテレビ電話装置等の活用を可能とすることを、第 3 号として、感染症予防及びまん延防止の訓練の実施について加えるものであります。

第 175 条第 1 項第 3 号は、委員会におけるテレビ電話装置等の活用を可能とすることを、第 4 号は、事故発生の防止等のための担当者を置くことについて加えるものであります。

第 177 条は、今回の改正による準用規程及び読替規定の改正であります。

次に、第 5 節にあたりますユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基準の改正であります。第 180 条第 1 項第 1 号は、1 ユニットの入居定員を原則として 10 人以下で 15 人を超えないものとし、居室について感染症やプライバシーの確保のため、改修による緩和措置を削除するよう改めるものであります。

第 182 条第 8 項第 1 号は、検討委員会におけるテレビ電話装置等の活用を可能とするよう改めるものであります。

第 186 条は、第 9 号として虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものであります。

第 187 条第 4 項は、無資格の従業者に対する認知症介護の基礎的研修の受講について、第 5 項は、職場におけるハラスメントの防止措置を講じることについて、加えるものであります。

第 189 条及び第 202 号は、今回の改正による準用規程及び読替規定の改正であります。

第 203 条は、電磁的記録等について、事業者の業務負担の軽減・効率化のため、記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認めるよう、新たに定めるものであります。

続きまして附則であります。

第 1 項は本条例の施行期日でありまして、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものであります。

第 2 項では虐待の防止、第 3 項では業務継続計画の策定等、第 4 項では衛生管理等、第 5 項では認知症に係る基礎的な研修の受講、第 6 項ではユニットの定員、第 8 項では栄養管理、第 9 項では口腔衛生の管理、第 10 項では事故発生の防止及び発生時の対応について、それぞれの実施に向けた経過措置として、令和 3 年 9 月 30 日、令和 6 年 3 月 31 日及び当分の間として、その期間を定めるものであります。

続きまして、議案第 4 号、西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正いたします。併せて条例改正案新旧対照表の 74 ページもご覧いただきたいと思っております。

はじめに目次であります。第 5 章、雑則に、第 92 条を加えるものであります。

第 3 条は、第 3 項として利用者の人権擁護や虐待の防止等のための体制整備と従業者へ

の研修、第4項として指定居宅介護支援の提供にあたり介護保険等関連情報やその他必要な情報を活用することなど、2項を加えるものであります。

次に、第2章にあたります介護予防認知症対応型通所介護の基準の改正でありまして、第8条は、第10条における用語の定義を加えるものであります。

第10条第1項は、同一敷地内にある、他の本体事業所等の職務への従事を可能とすることを加えるものであります。

第26条は、第2項として、職場におけるハラスメントの防止措置について加えるものであります。

第27条は、第10号として、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものであります。

第28条第3項は、無資格の従業者に対する認知症介護の基礎的研修の受講について、加えるものであります。

第28条の2は、業務継続計画の策定等を定めるものであり、感染症や非常災害時に利用者に対する業務継続のための計画策定、研修や定期的な訓練などについて、新たに定めるものであります。

第30条は、第2項として、事業所が行う避難や救助の訓練の実施にあたり、地域住民の参加を得るため連携に努めることについて加えるものであります。

第31条第2項は、感染症の予防及びまん延防止のための検討委員会の開催や指針の整備、研修や訓練の定期的な実施などについて加えるものであります。

第32条は、第2項として、運営規程等を記載した書面を備え付けることにより、掲示に代えることができることを加えるものであります。

第37条の2は、虐待の防止について定めるもので、虐待の発生またはその再発を防止するため、検討委員会や研修の開催、指針の整備や担当者の配置などの措置を講じることについて、新たに定めるものであります。

第39条第1項は、テレビ電話装置等を活用した協議会の開催を可能とすることを加えるものであります。

次に、第3章にあたります介護予防小規模多機能型居宅介護の基準の改正でありまして、第44条第6項は、従業者の人員に関する基準を満たした場合に、表中にある兼務できる施設及び事業所を追加及び削除するよう改めるものであります。

第45条は、今回の改正に伴う、項ずれによる文言の改正であります。

第49条は、担当者会議において、テレビ電話装置等を活用することを可能とすることを加えるものであります。

第57条は、第10号として、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものであります。

第58条は、第2項として、過疎地域等におけるサービス提供に対して、登録定員及び利用定員を超えた利用を可能とすることを加えるものであります。

第65条は、今回の改正による準用規程及び読替規定の改正であります。

次に、第4章であります介護予防認知症対応型共同生活介護の基準の改正でありまして、第71条第1項は、事業所において、共同生活住居・ユニットが三つである場合、夜間及び

深夜帯の介護従業者等について、二つの場合以上とすることを加えるものであります。同条第5項は文言の改正であり、同条第9項として、サテライト型事業所の計画作成担当者の資格要件の緩和を加え、以後繰り下げ、同条第11項は、項ずれによる文言の改正であります。

第72条は、第2項として、サテライト型事業所の管理者の兼務を可能とするよう加えるものであります。

第74条は、共同生活住居・ユニット数を、これまでのただし書きの条件を削除して3ユニットまでとし、サテライト型事業所は1または2ユニットとすることに改めるものであります。

第78条第3項第1号は、テレビ電話装置等を活用することができることを加えるものであります。

第79条は、サテライト型事業所においては、本体事業所による提供を除くことについて加えるものであります。

第80条は、第7号として、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものであります。

第81条第3項は、無資格の従業者に対する認知症介護の基礎的研修の受講について、加えるものであります。

第86条は、今回の改正による準用規程及び読替規定の改正であります。

第87条は、事業の質の評価を、外部評価、もしくは、運営推進会議における評価とするよう改めるものであります。

第91条は、電磁的記録等について、事業者の業務負担の軽減・効率化のため、記録の保存・交付等について、原則として電磁的な記録等による対応を認めるよう、新たに定めるものであります。

続きまして附則であります。

第1項は本条例の施行期日でありまして、令和3年4月1日から施行するものであります。

第2項では虐待の防止、第3項では認知症に係る基礎的な研修の受講、第4項では業務継続計画の策定等、第5項では衛生管理等について、それぞれその実施に向けてた経過措置として、令和6年3月31日までをその期間として定めるものであります。

続きまして、議案第5号、西会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正いたします。併せて条例改正案新旧対照表の94ページもご覧いただきたいと思っております。

はじめに目次であります。第7章、雑則として第36条を追加するものであります。

第4条は、第5項として、利用者の人権擁護や虐待の防止等のための体制整備と従業者への研修、第6項として、指定居宅介護支援の提供にあたり介護保険等関連情報やその他必要な情報を活用することなどの2項を追加するものであります。

第15条第4号は、文言の改正であります。

第19条は、第2項として、職場におけるハラスメントの防止措置について加えるもので

あります。

第20条は、第6号として、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものであります。

第21条の2は、業務継続計画の策定等を定めるもので、感染症や非常災害時に利用者に対する業務継続のための計画策定、研修や定期的な訓練などについて、新たに定めるものであります。

第23条の2は、衛生管理等を定めるもので、感染症の予防及びまん延防止のための検討委員会の開催や指針の整備、研修や訓練の定期的な実施などについて、新たに定めるものであります。

第24条は、第2項として、運営規程などを記載した書面を備え付けることにより、掲示に代えることができることを加えるものであります。

第29条の2は、虐待の防止を定めるもので、虐待の発生またはその再発を防止するため、検討委員会や研修の開催、指針の整備や担当者の配置などについて、新たに定めるものであります。

第33条第9項は、担当者会議において、テレビ電話装置等の活用を可能とすることを加えるものであります。

第7章、雑則に第36条として電磁的記録等について定めるもので、事業者の業務負担の軽減・効率化を図るため、記録の保存・交付等について、利用者や家族等の同意や承諾を得ながら、原則として電磁的な記録等による対応を可能とするよう、新たに定めるものであります。

続きまして附則であります。

第1項は本条例の施行期日でありまして、令和3年4月1日から施行するものであります。

第2項では虐待の防止、第3項では業務継続計画の策定等、第4項では衛生管理等について、それぞれその実施に向けた経過措置として、令和6年3月31日までをその期間として定めるものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長 日程第2、議案第2号、西会津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての質疑を行います。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 この質疑に入る前に、この専決の方法及び総括的な質疑をしたいと思っておりますので、休議をお願いしたいんですが。

○議長 暫時休議にします。(11時01分)

○議長 再開します。(11時17分)

質疑を続けます。質疑ありませんか。

10番、青木照夫君。

○青木照夫 1点だけ質問をさせていただきたいと思っております。各2号から5号までの間の中に、テレビ電話装置という言葉が出ます。その中で、ちょっと理解できないところがあ

るんですが、ここには、事業者はサービス担当者との会議などについてテレビ電話装置する、これは分かります。それでは、15条9号の中に、2号の中に、ただし書きとして、利用者またはその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置などの活用について、当該利用者等の同意を得なければならないということの中身なんですが、これはどういう中身なんですか、面会者のことをいってらっしゃるんですか。説明をお願いします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それではご質問にお答えいたします。

具体的に申し上げますと、今現在、この対応、グループホームなどで行っております運営推進会議といった会議がございます。これは事業所側で開催する会議でございますが、その中に利用者のご家族ですとか、あと地域の方、また行政職員や地域包括支援センターなどの担当者が同席しまして会議を行うこととなっております。そういったことを想定して、そういった会議を行う際に、やはりこのコロナ禍ですとか、あと業務の効率化といったところで、リモートによるタブレットやパソコンなどを使ったテレビ電話装置等の活用をしながら、効率化を図っていくということを追加で認めると。

ただ、それを必ずしも実施するというのではなくて、できることといたしましたので、これまでの運営推進会議ですとか、そういった会議の持ち方で問題なければ、その会議の持ち方でやっていただいてもかまわないといった改正の内容となっております。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 その内容は分かりますが、私は、ただし書きのところを言っているんです。利用者またはその家族ということに対しての内容はどうなっているんですかと、そういうことなんです。参加するということは面会という解釈とは、また違う。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それではお答えいたします。

議員がおただしの面会と、家族の面会にこのテレビ電話装置を使うということではなくて、あくまでも事業者が行います会議において、そこに参加されるご家族ですとか利用者の方が、テレビ電話装置を使うということでございますので、面会時点での利用ということとは想定してございません。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第2号、西会津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第2号、西会津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第3、議案第3号、西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第3号、西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

従って、議案第3号、西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第4、議案第4号、西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第4号、西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

従って、議案第4号、西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方

法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5、議案第5号、西会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第5号、西会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

従って、議案第5号、西会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6、議案第7号、西会津町子育てコミュニティ施設条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長　議案第7号、西会津町子育てコミュニティ施設条例についてご説明申し上げます。

はじめに、本施設整備に向けては、庁内の生涯学習課、建設水道課などの関係課と連携しながら進めておりまして、本案については、主たる用途が児童福祉施設として整備することから、福祉介護課においてご説明させていただきます。

本案につきましては、西会津町総合計画（第4次）におけるプロジェクトX子育てコミュニティづくりに位置付けておりまして、屋内外の子どもの遊び場としてや保護者同士や地域との交流の場として、本年9月からの利用開始に向け所要の準備を進めております。

本条例案では、本施設の設置の目的、名称や位置、使用者の範囲や使用料などについて規定するものであります。

それでは、議案書をご覧ください。

議案第7号、西会津町子育てコミュニティ施設条例。

第1条は、設置についての規定であり、屋内外における子どもの遊び場を提供するとともに、施設利用者が子育て福祉や社会教育等を自ら学びながらコミュニティを醸成し、地域との連携や交流が図られることを目的として、西会津町子育てコミュニティ施設を設置

するものであります。

第2条は、名称及び位置についての規定であり、名称を西会津町子育てコミュニティ施設とし、位置を西会津町野沢字北松原甲1031番地3とするものであります。

第3条は、業務についての規定であり、屋内外における子どもの遊び場の提供に関することなど、5項目をあげております。

第4条は、指定管理者による管理についての規定であり、今後、子育て支援活動の様々な活用を想定し、法人やNPO等の団体が、指定管理者として管理することができるよう規定するものであります。

第5条は、第4条における指定管理者の業務の範囲についての規定であり、施設の使用許可に関することなど6項目をあげております。

第6条は、使用者の範囲を規定しており、乳幼児、おおむね小学校低学年以下の児童及びその保護者とするものでありますが、そのほか町長が適当と認めるものも対象とし、柔軟に対応できるよう規定しております。

第7条は、使用許可の規定であり、コミュニティ施設を使用しようとする者は、別に定める規則の定めるところにより、町長の許可を受けなければならないもので、許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とし、許可に条件を付することができるものでもあります。

第8条は、使用の制限についての規定であり、公の秩序または善良の風俗に反する恐れがあると認められるときなどについて、その使用を制限するものであります。

第9条は、使用許可の取消し等の規定であり、使用許可に付した条件に違反したときなど、使用許可を取消し、または使用を中止させることができるものでもあります。

第10条は、使用料についての規定であり、使用料は、無料とするものであります。

第11条は、損害賠償についての規定であります。

第12条は、規則への委任についての規定であり、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に規則で定めることとするものであります。

次に附則であります。この条例は、施設の使用を開始する予定である9月から対応できるよう、令和3年9月1日から施行するものであります。

以上で西会津町子育てコミュニティ施設条例についての説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　確か私の記憶では、この建物は生涯学習のほうで何か説明あったような記憶しているんですが、関連ですのでちょっと聞きたいと思います。そしてこの条例、施行というか、その運営といいますか、あれは福祉介護のほうでやると解釈していいのかなど。どういうわけでこれがこういうふうに変ったのかということと、今、計画そのものの進捗状況は、ついでですのでどのようになっているかお聞きします。

○議長　生涯学習課長、五十嵐博文君。

○生涯学習課長　お答えをいたします。

経緯ということでございましたけれども、まず今、福祉介護課長ご説明されましたように、この用途は児童福祉施設という分類となります。行政分類、カテゴリー的にも厚生、福祉ということで、条文見ていただければお分かりのように、執行者、町長ということで、教育委員会ではなくて町長ということで、町長部局からのご説明とさせていただいたところでございますけれども、この施設については、関係課が連携を取りながら進めてございます。この条文につきましても、今骨格の部分をご説明いたしましたが、連携を取りながらやっている部分でございます。

進捗状況ということでございますけれども、3月の全員協議会でご説明いたしましたように、現在、施設改修に向けての事務作業を進めております。今後その発注等をしながらか、9月の開所に向け準備をしているところでございますので、ご理解いただきたいと思ます。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 だからさっき聞いたように、関係課といのは、どことどこどこがあるのか、ちょっともう一回それ説明していただきたいんですが、生涯学習課が建物をつくって、運営というか、この条例は福祉介護がやるということで、じゃあ運営そのものはどこでやるんですか。その辺の、ちょっともう少し詳しく説明してください。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えをいたします。

運営という部分でございますけれども、この施設整備にあたりましては、主としてと申しますか、生涯学習課と福祉介護課のほうで協議をしながら、その後、関係課ということで、工事を依頼する建設水道課であったり、あとその財政の部分を総務課のほうと協議しながらということでやってまいりましたけれども、主としましては福祉介護、生涯学習の2課で対応してございます。

この条例の説明、今後の部分でございますけれども、お互いに連携をしながらやってはいきますが、主となる、マスターと申しますか、主となる課というのは必要だろうと考えてございます。その部分につきましても、この施設の運営上、今後、以前ご説明したように、例えばいろいろな団体、法人等への委託等も考えて、指定管理ですね、考えてございますので、その運営の部分、あとその有利かと申しますか、その補助事業との活用等を考慮して、両課で検討しながら、今後どこが主となってやっていくのかという部分は協議をしていきたいというふうに考えてございます。ただ、連携は取りながらやっていきたいということでございます。

○議長 ほかに。

3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 二つ質問させていただきます。

1点は、この第6条の利用者の問題なんですけど、これは町外の方々も可能だというふうに読めますが、それでいいのかどうか。それが1点。

もう1点は、この西会津町子育てコミュニティ施設という名称なんですけれども、愛称なんかは募集する予定はあるのかどうか。その2点、お願いいたします。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長　　お答えをいたします。

この条文の作成にあたりましては、主として両課連携を取りながら作成はしましたが、主として生涯学習のほうでつくりましたので、お答えをさせていただきたいと思います。町外利用と部分ですけれども、この部分につきまして、他自治体の例なんかも参考にしながら作成したわけですが、例えば里帰り、お子さまの、お母さんが里帰りしながらという部分がありますので、町外の利用ももちろん、町内外問わずに利用できるような施設と位置付けでございます。

それともう1点、愛称につきましては、今後公募を考えてございます。ただ、公募と申しましても、こども園等の保護者の皆さん等を主として、その公募をしながら愛称を決めていきたいなというふうに考えてございます。

○議長　　4番、秦貞継君。

○秦貞継　　2点お伺いいたします。

この設置の第1条、施設利用者が子育て福祉や、社会教育等、自ら学びながらコミュニティを醸成し、地域と連携や交流が図られることを目的とするというふうになっておりますが、この自ら学ぶというのは、どういう形を想定されているのかお聞きします。私考えるに、この自らというのは意外と怖くて、結局自分たちの都合のいいものばかり学んでいても、これは学び、教育、何だろう、子育てにおいて学びというのかなというところにちょっと私は疑問があります。だから町が考える自ら学びというのを具体的にお示してください。

それと、1点気になったんですが、安全管理という言葉がここにはどこにも出てきてないんですけど、その辺はどうなんですか、施設内で怪我があったとか、事故があった、そういうものの考え方というのはどのようにお考えなのか。その2点、お示してください。

○議長　　生涯学習課長。

○生涯学習課長　　お答えをいたします。

1条の部分において、子育て福祉等、社会教育等、自ら学びという部分がございます。これは利用される方、そのお子さん、また保護者でございますけれども、お子さんであれば遊具等を設置しますので、その運動、幼少期の身につけたい運動等を、自分がその遊具を使いながら体験、体感といいますか、しながらその運動の部分で自ら学んだり、あとその学びのコーナーといいますか、絵本等々、準備している部分もございます。そういった部分において、広い意味で保護者の皆さん、子どもが自分から積極的に遊び、学んでいくというような内容で表記させていただいた部分でございます。

施設の管理部分においての怪我等の対応でございますが、これは原則として保護者が一緒に、子どもだけじゃなくて、一緒に使っていただく施設でございますので、施設の瑕疵があった場合については、もちろん町のほうで対応することになりますけれども、子どもが遊んでいる中においての部分においては、保護者といいますか、その対応にさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長　　4番、秦貞継君。

○秦貞継　　要は、その指定管理者のところなんですよ、私この辺で、そういったさっき言った学びだとか、もしくは安全管理等をお考えなのか、そこを確認の意味で私聞いたんで

すけども、そうじゃなくて、何か本当に保護者に丸投げというんですかね、施設の管理だけはするけども、使い方はもう保護者に全部任せちゃうような感じでこれを運営されるおつもりなんですか。そこを確認します。

○議長 暫時休議にします。(11時43分)

○議長 再開します。(11時45分)

福祉介護課長。

○福祉介護課長 それではご質問にお答えいたします。なお、条例提案につきましては、福祉介護課のほうで条例提案させていただきましたので、ご質問について、主に福祉介護課のほうで対応させていただきたいと思えます。

秦議員のご質問にあります安全管理の部分でございますが、やはり公の施設として施設を整備いたしますので、その中での安全管理については、しっかりと対応していきたいというふうに考えております。なお、生涯学習課長がおっしゃいましたように、基本的には、その子どもさんの活動の中で、やはり親御さんの目を光らせていただくといったところは、施設の中での使用の際の、守っていただくべきルールとしてお示ししていきたいと考えておりますが、施設の中でもそういった安全面に対するしっかりとした対応については行っていきたいというふうに考えてございます。

なお、施設の瑕疵があった際には、町が必ず責任を取らなくてはならないといったところがございしますので、そういった点も含めて、しっかりと安全管理については対応させていただいた中で、安全に施設をご利用いただく環境を整えていきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 大変失礼いたしました。答弁漏れがございましたが、第1条の設置の中に、自ら学び、子育て福祉や社会教育活動の中で、この施設を利用する方々が自ら学びながらコミュニティを形成して、醸成していくといった文言がございまして。その中で、この施設を指定管理によって管理運営ができるようになってございしますので、これからは指定管理者を選定する際に、こういった自ら学ぶ部分についての文言が必要となれば、協定の中で、協定書の中にお示しして、相互で協定を進めていくということで考えてございます。

ただ、議員が心配していらっしゃる、自ら学ぶだけでは、なかなかその学びが深まらないといった点も確かにございしますので、様々な機会を設けて、何かその施設の設置目的に沿うような活動なども、その中の活動してできれば、さらに施設の利活用が図られるというふうに考えてございしますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 最後に確認しますが、この運営に関して、要はこのコミュニティの利用者だけに全て託すじゃなくて、町、今言ったように各課をまたぐというふうなお話でしたけれども、町もそこに入って、同じく社会教育やその福祉に関して関わっていくという認識でよろしいですか。そこだけ最終確認いたします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それではご質問にお答えいたします。

今現在、9月からオープン予定でございますが、その運営、さらにその活動内容については、今後さらに町、関係課と協議しながら深めていきたいというふうに考えてございます。その中には、間違いなく町ですとか、教育委員会、そういった機関が入りながら、公の施設として整備した施設でございますので、しっかりと対応していきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長　ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第7号、西会津町子育てコミュニティ施設条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

従って、議案第7号、西会津町子育てコミュニティ施設条例は、原案のとおり可決されました。

暫時休議にします。（11時51分）

○議長　再開します。（13時00分）

日程第7、議案第8号、西会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長　議案第8号、西会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案につきましては、福島県における18歳未満の医療費助成制度のうち、ひとり親家庭医療費助成制度と、子ども医療費助成制度の対象である児童の定義が異なることから、それぞれの対象者の整合を図るため、福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の一部が改正されたことに伴い、町関係条例の一部を改正するものであります。

それでは、議案書をご覧ください。併せまして、条例改正案新旧対照表100ページをご覧ください。

西会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を、次のように改正する。

第2条中の児童についての定義であります。第1号では、18歳未満の者及び学校教育法に規定する学校等に在籍していない者は、18歳に達した日の属する月の月末までを医療費助成の対象年齢としており、第2号では学校教育法に規定する学校等に在籍している児童については、18歳に達した日以後の最初の3月31日までを医療費助成の対象年齢としているところであります。

このようなことから、今回、児童の定義を児童手当法に準じた18歳に達する日以後最初

の3月31日までの間にある者に改正するものであります。

附則であります、この条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第8号、西会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第8号、西会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第9号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 議案第9号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例の改正内容は、町長が提案理由の中でご説明申し上げましたように、令和3年度分の国保税に係る税率の改正であります。

関係資料としてお配りしております、こちらのA3版の議案第9号関係資料、令和3年度西会津町国民健康保険税の税率改正(案)をご覧ください。

令和3年度の税率案につきましてご説明申し上げます。

国保税は、一年間に必要な額から国・県の負担金等を差し引いた額を、被保険者の所得や加入者数をもとに、世帯ごとに算定し課税されることから、税率の改定が必要となります。

はじめに、税率改正の基礎となります前年度の国民健康保険特別会計事業勘定の決算見込みと、医療費の動向などの、所要見込み額の考え方についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

これは、令和2年度国民健康保険特別会計(事業勘定)の決算見込額と令和元年度との比較表であります。令和2年度の決算見込みにおける歳入合計は7億4,561万7,167円、歳出合計は7億3,024万2,661円で、歳入歳出差引額は1,537万4,506円の黒字となりま

す。

次に右の表は、運営基金の状況であります。令和2年度末の基金残高は3,114万4,584円となります。

次に2ページをご覧ください。

国保税算定の基本となる保険給付費であります。県から示された今年度の保険給付費内示額は、5億524万3千円であり、内示額の左の表は、本町における過去の実績等であります。

次に3ページ、医療分の税率改正にかかる資料をご覧ください。

まず、下段の歳出であります。県から示された保険給付費は、5億524万3千円で、昨年度より5,724万円の減となりました。また、国民健康保険事業費納付金は、1億2,069万6,570円で、昨年度より421万3,130円の減となりました。国保運営基金積立金は、1ページでご説明いたしました、令和2年度の決算見込みの、歳入歳出差引額に利息分を加算した額1,537万9,506円を計上しました。そのほか、人件費である総務費、特定検診等事業費、診療施設勘定繰入金など、必要な額を計上し、歳出総額は6億9,524万76円となりました。

次に上段の歳入です。

国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金、国保運営基金繰入金、この繰入金の総額の内、減税財源として900万円を充当することとしてございます。その他繰越金等の見込み額を計上し、歳出総額から、これらの歳入見込み額を差引きし、不足する額が、表1行目の国保税現年課税分、7,709万1,564円が納めていただく額となり、昨年度より955万1,186円の減となったところであります。

次に4ページ、後期高齢者支援分の税率改正に係る資料をご覧ください。

後期高齢者支援分は、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療への財政支援として負担しているもので、歳出の県から示された納付金は、4,293万540円であり、この額から保険基盤安定負担金を差引きし、不足額である3,317万9,887円を国保税として納めていただくこととなります。

次に5ページ、介護分の税率改正に係る資料をご覧ください。

この介護分は、65歳以上の高齢者に係る介護保険制度を運営するために納める介護納付金の財源として、40歳から64歳までの第2号被保険者から納めていただくもので、後期高齢者支援分と同じく県から示された納付金は、1,953万7,762円であり、この額から保険基盤安定負担金を差引きし、不足額である1,470万5,030円を国保税として納めていただくこととなります。

次に、6ページから12ページまでは令和3年度の税率(案)の概要であります。

まず6ページの医療分であります。税率改正の基本方針として、①の今年度の国保税として必要な額は、7,709万1,564円であり、収納率は令和2年度実績等を勘案し、96パーセントを見込んだところであります。

②の国保税算定の基礎数値は、本年4月1日現在の世帯数、被保険者数、基準総所得金額を適正に把握するための基準日として、5月12日を設定したところであります。

③の応能応益の賦課割合は、概ね49対51となるよう調整いたしました。

④の低所得者に対する軽減措置の適用は、引き続き低所得者に対する7割・5割・2割の税負担を軽減することとし、また、後期高齢者医療制度創設に伴う激変緩和措置による軽減を引き続き行うこととなります。

以上のことを勘案して、税率を計算した結果が、2番、医療分に係る税率、賦課割合、軽減額であります。税率ですが、所得割が6.32パーセント、均等割が2万2,000円、平等割が1万5,600円となります。賦課割合は、応能割が48.89、応益割が51.11となります。低所得者層への軽減額は、均等割額2万2,000円、平等割額1万5,600円に対し、それぞれ7割・5割・2割を掛けた数字であります。軽減対象者数は、該当人数は841人で、被保険者全体の52.79パーセント、該当世帯は560世帯で、世帯全体の53.64パーセントが該当することになります。なお、この軽減される額の2分の1は国が、4分の1は県が、残りの4分の1は市町村が負担することとなっております。

次に7ページをご覧ください。医療分に係る算定基礎表であります。

まず、左側の大きな表の区分、1番、所得割課税標準額をご覧ください。これは、課税の基本となります所得金額であります。前年度と比較し、約167万円の増額となったところであり、この要因は、被保険者数52人の減となりましたが、被保険者全体の所得の増、主なものとしては営業所得等の増であります。

次に右上の表をご覧ください。

減税財源として900万円を充当し、税率改正の基本方針により積算した結果、1人当たりの税負担額は昨年度より4,432円減額の5万469円となり、1世帯あたりの税額も7,475円減額の7万7,009円となります。

次に8ページをご覧ください。

支援分ではありますが、①の税として必要な額は3,317万9,887円で、収納率の96パーセントから、④の軽減措置の適用については、医療分と同様であります。

この結果、支援分に係る税率は、所得割が2.77パーセント、均等割が9,600円、平等割が7,000円となります。賦課割合は、応能割が48.78、応益割は51.22となります。低所得者層への軽減額は、均等割額9,600円、平等割額7,000円に対し、それぞれ7割・5割・2割を掛けた数字であります。軽減該当人数は841人で、被保険者全体の52.79パーセント、軽減該当世帯は560世帯で、世帯全体の53.64パーセントが該当することになります。

次に9ページの右上の表をご覧ください。

税率改正の基本方針により積算した結果、1人当たりの税負担額は昨年度より1,675円減額の2万1,739円となり、1世帯あたりの税額も2,859円減額の3万3,171円となります。

次に10ページをご覧ください。

介護分ではありますが、①の税として必要な額は1,470万5,030円で、収納率は95パーセントを見込み、以下、②から④については、医療分と同様であります。

この結果、介護分に係る税率は、所得割が3.37パーセント、均等割が1万5,600円、平等割が8,200円となりました。賦課割合は、応能割が49.12、応益割が50.88となります。低所得者層への軽減額は、均等割額1万5,600円、平等割額8,200円に対し、それぞれ7割・5割・2割を掛けた金額であります。軽減該当人数は261人で、被保険者全体の54.95

パーセント、軽減該当世帯は 230 世帯で、世帯全体の 55.83 パーセントが該当することになります。

次に 11 ページの右上の表をご覧ください。

税率改正の基本方針により積算した結果、1 人当たりの税負担額は昨年度より 5,767 円増額の 3 万 2,624 円、1 世帯あたりの税額も 7,052 円増額の 3 万 7,613 円となります。

次に 12 ページをご覧ください。

この表は、前年度と、本年度の国保税率案の比較を示したものであります。

左の表が令和 2 年度の税率で、右の表が減税財源として基金から 900 万円を充当したうえで、応能と応益の割合を概ね 49 対 51 で積算した令和 3 年度の税率案であります。

これにより、令和 2 年度と比較しますと、医療・支援・介護の合計額は、1 人当たり 340 円減額の 10 万 4,832 円、1 世帯当たりで 3,282 円減額の 14 万 7,793 円となったところであります。

それでは、議案書に基づきまして、改正内容についてご説明を申し上げますが、併せて条例改正案新旧対照表 103 ページからご覧ください。

西会津町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第 3 条から第 5 条の 2 までは、医療分に係る税率等の改正です。

第 3 条は所得割の率を 100 分の 6.32 に改め、第 5 条は均等割額を 2 万 2,000 円に、第 5 条の 2 は、一般世帯の平等割額を 1 万 5,600 円に、同条第 2 号は特定世帯の世帯割額を 7,800 円に、同条第 3 号は特定継続世帯の世帯割額を 1 万 1,700 円に改めるものであります。

第 6 条から第 7 条の 3 までは、支援分に係る税率等の改正です。

第 6 条は所得割の率を 100 分の 2.77 に、第 7 条の 3 第 1 号は一般世帯の平等割額を 7,000 円に、同条第 2 号は特定世帯の世帯割額を 3,500 円に、同条第 3 号は特定継続世帯の世帯割額を 5,250 円に改めるものであります。

第 8 条から第 9 条の 3 までは、介護分に係る税率等の改正です。

第 8 条は所得割の率を 100 分の 3.37 に、第 9 条の 2 は均等割額を 1 万 5,600 円に、第 9 条の 3 は平等割額を 8,200 円に改めるものであります。

第 23 条は、国民健康保険税の軽減額についての改正です。

第 1 号は 7 割軽減、第 2 号は 5 割軽減、第 3 号は 2 割軽減の軽減額を定めたものであり、均等割額と平等割額について、軽減額をそれぞれ記載の金額に改正するものであります。

次に附則であります。第 1 項は施行期日、第 2 項は適用区分を定めるものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、本改正案につきましては、5 月 21 日開催の西会津町国民健康保険運営協議会において、適当と認めるとの答申をいただいております。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

3 番、小林雅弘君。

○小林雅弘　ちょっと分からないので教えていただきたいと思います。特に介護、全体としてはやや減税になっているのかなというふうに思いますが、介護分が非常に増えている

と、負担が増えているというところで、その理由についてお示しいただきたいと思います。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 それでは、介護分のご質問でございますが、まずこの介護分につきましては、40歳から64歳までの方が対象となる、いわゆる介護保険の第2号被保険者の方にご負担いただくものでございます。この介護分につきましては、全国的な介護給付費の必要額、それによりましてそれぞれの保険者、町でいいますと町の国民健康保険がその介護給付費のうち、加入者割合、そういったものに応じて負担するものになっておりますが、ご承知のとおり、近年、介護給付費につきましては全国的に大きな伸びとなっているということで、今回、町に示されました介護納付金の総額も昨年度と比較して269万4千円ほど多くなっていると、結果的に国保税もその分ご負担が多くなったということでございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 今ご説明いただいた中で、令和3年度は900万円の減税財源を投入して、総体的に保険料が安くなったというご説明でありましたけれども、一番最初の事業勘定の決算比較表の中でご説明いただきましたけれども、いわゆる支払い準備金、支払い準備金と言われているのか、国保運営基金の状況なんかこう見ますと、900万今回取り崩しても残高は減らないと、なぜならば、令和2年度の、いわゆる繰り越しというか、黒字が歳入から歳出を引いた黒字が1,500万以上があったので、それが、繰り越しがあったから基金を取り崩しても黒字、基金自体は減らないというご説明をいただいたんですが、これ見方を変えれば、いわゆる国保税、これは広域運営になってから県の示された金額をベースにして算定するようになってきているのは承知していますが、見方を変えれば、これ国保税、ちょっといただきすぎなところがあるね、これだけの黒字になってきたのかなということ。これちょうどにするということは何、なかなか難しいと思いますけれども、これももう少し、この1,500万円もの黒字出さずに、国保税の税額を少し抑えていけば、これほどの繰り越ししなくてもよかったのではないのか。これは是正する措置は何かないのかなという思いで、その点をお尋ねします。

それとあと、これ例年お尋ねしますけれども、この国保が広域運営になって、ゆくゆくは国保税が県内同じ料金になるだろうという中で、この運営基金のあり方、どうなっていくのかなというの、毎年こうお尋ねするんですが、これは当面は変わりなく、いわゆる今回のように減税財源として投入して、国保税の軽減に使っていくようにはなると思うんですが、その辺の変化はないのか、今後も。それをお尋ねします。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 それでは、1点目の、まず決算剰余金の額のご質問でございますが、当初本算定で算定します際は、当然年度中に入る歳入、支出するであろう見込みの歳出、これを可能な限り精査をして計上いたします。ただ、その中には、特に県の補助金であります、特別交付金というものがございまして、その年度にその市町村がどれほど保健事業に取り組んだか、あるいはどれほどの収納率を確保したかと、その年度に実際に取り組んだ内容によって交付される交付金がございます。当然これについては、年度当初、あくまでも堅く見込ませていただくということで、それを上回った分につきましては、このよう

な決算剰余金として出るということをございます。

また、歳入の国保税の収納率につきましても、例年の実績を見て、今年度につきましても 96 パーセントということで、先ほど町民税務課長のほうからご説明ありましたが、結果としてその見込みを上回る収納率になった場合は、これについても決算剰余金に入るということで、決算剰余金はいくまでも結果として出る見込みの額であります。この額につきましても、毎年度状況を見まして基金のほうに積み立てをいたしまして、翌年度以降の被保険者の方の負担の軽減につなげていくということで、これまで取り組んできております。

また、2点目の広域運営になって基金のあり方ということをございますが、平成 30 年度に国保広域運営になりました。現在のところ、県のほうでは令和 11 年度を県の統一保険料率に、11 年度に統一をしたいという方針が示されたところをございます。統一保険料になりますと、県内のどこの市町村にお住まいでも、同じ所得であれば同じ国保税が課税されることとなりますが、令和 6 年度から 10 年度につきましても、その移行期間ということで段階的に統一に向けて動きが進められます。その中で基金の活用につきましても、まだ確定ではございませんが、県のほうでは基金を保有する市町村については、その基金を 11 年度統一された以降も減税財源として活用しても構わないというような方針が、現在のところ示されております。

町につきましても、令和 2 年度末で 3,100 万円ほど、令和 3 年度末、今回 900 万円を取り崩したとしても、現在の見込みですが 3,700 万円ほど基金保有あるかと思いますが、それにつきましても、毎年 400 万円は定額で基金を繰り入れをするということで、現在のところ考えておまして、それ以外につきましても、今年度のような特別な事情があるような場合については、そういった基金を有効に活用していきたいと考えておますが、ただ、令和 11 年度の保険料統一のときに、どの程度の基金の残高があるかということについては、今時点でははっきり分かりませんが、基金については有効に活用してまいりたいというふうに考えております。

○議長 ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 9 号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第 9 号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 10 号、令和 3 年度西会津町一般会計補正予算(第 2 次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 10 号、令和 3 年度西会津町一般会計補正予算(第 2 次)の調製について、ご説明申し上げます。

今次補正の主な内容であります。新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費を追加計上したほか、山村地域における地域資源を活用して地域経済の活性化を目指す山村活性化対策事業に係る経費を新たに計上いたしました。

それでは予算書をご覧ください。

令和 3 年度西会津町の一般会計補正予算(第 2 次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,685 万 8 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 60 億 5,897 万 3 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第 2 条、地方債の補正は、第 2 表、地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。7 ページをご覧ください。

まず歳入であります。14 款、国庫支出金、2 項 1 目、総務費国庫補助金 694 万 1 千円の増は、採択に伴う地方創生推進交付金 508 万 1 千円及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 186 万円の追加計上であります。2 項 2 目、民生費国庫補助金 463 万 1 千円の増は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯の生活を支援するための給付金事業に係る補助金の新規計上であります。2 項 6 目、農林水産業費国庫補助金 1,000 万円の増は、山村地域における地域資源を活用して地域経済の活性化を目指すための農山漁村振興交付金・山村活性化支援交付金の新規計上であります。

18 款、繰入金、2 項 1 目、財政調整基金繰入金 825 万 5 千円の増は、今次補正において不足する財源を繰り入れるものであります。

8 ページをご覧ください。

20 款、諸収入、5 項 4 目、雑入 252 万 6 千円の増は、自治区集会所のエアコン設置に係るコミュニティ助成事業補助金の新規計上などでありあります。

21 款、町債、1 項 1 目、辺地対策事業債 110 万円の増は、町道改良舗装事業の見込みなどによるものであります。1 項 2 目、過疎対策事業債 1,340 万円の増は、林道橋りょう補修事業の新規計上などによるものであります。

9 ページをご覧ください。歳出であります。

2 款、総務費、1 項 6 目、企画費は、補助事業の関係により、協働のまちづくり推進委員会補助金を需用費と備品購入費に組み替えするものであります。1 項 8 目、自治振興費 352 万 6 千円の増は、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業補助金を財源とした自治区集会所に設置するエアコン購入費 251 万 2 千円及び屋根塗装などの集会所改修に係る町単独補助のコミュニティ育成事業補助金 100 万円の追加計上などでありあります。1 項 10 目、ふるさと振興費は、補正額はありませんが、地方創生推進交付金の追加により、財源内訳が変更になるものであります。1 項 12 目、総合交通対策費 86 万 1 千円の増

は、バス予約システム周知及びPR業務委託料の新規計上であります。2項1目、税務総務費243万2千円の減は、ふるさと応援寄附金に係る経費でありまして、10ページに記載の返礼品取扱費用に係る記念品369万6千円の減、パンフレット制作に係る事業委託料243万2千円の減、配送管理業務委託料323万4千円の増などであります。

なお、減額しましたパンフレット制作に係る事業委託料につきましては、山村活性化支援交付金を財源として、農業振興費に予算計上いたしました。

3款、民生費、1項1目、社会福祉総務費116万6千円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国民健康保険特別会計・診療施設勘定繰出金であります。

11ページをご覧ください。

2項2目、児童措置費512万4千円の増は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯の生活を支援するための給付金事業に係る電算処理業務委託料133万1千円、特別給付金325万円などの新規計上であります。

4款、衛生費、1項1目、保健衛生総務費88万円の増は、橋立水道組合のポンプ交換に係る簡易水道施設整備事業補助金であります。1項2目、予防費741万1千円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る需用費292万6千円の増、委託料238万5千円の増、12ページに行きまして、使用料及び賃借料255万1千円の増などあります。

6款、農林水産業費、1項3目、農業振興費1,487万4千円の増は、山村活性化支援交付金事業や地方創生推進交付金事業等に係る経費の計上でありまして、西会津産米をPRするためのWEB広告料132万円、米アイスや米糖化粧品、米粉パン等の新商品開発業務委託料506万1千円、パンフレット制作業務委託料336万8千円、キュウリ栽培に係るICT栽培支援業務委託料134万5千円、13ページに行きまして環境測定機器購入費80万円などあります。2項1目、林業総務費313万5千円の増は、林業研修センター玄関扉の修繕料67万3千円、捕獲した有害鳥獣の埋設用バックホー購入費143万円の新規計上、電気柵設置に係る有害鳥獣防除事業補助金100万円の追加計上などあります。2項2目、林業振興費1,200万円の増は、林道小綱木呼賀線に架かる二つの橋の補修に係る測量設計委託料350万円、工事費850万円の新規計上であります。

14ページをご覧ください。

7款、商工費、1項2目、商工振興費は補正額はありませんが、地方創生推進交付金の追加により、財源内訳が変更になるものであります。

同じく、8款、土木費、1項3目、道路新設改良費につきましても補正額はありませんが、辺地対策事業債の追加により、財源内訳が変更になるものであります。

同じく、9款、消防費、1項3目、消防施設費につきましても補正額はありませんが、小型動力ポンプの整備箇所の変更により、辺地対策事業債から過疎対策事業債に振り替えとなることから、予算書に計上するものであります。

4ページにお戻り願います。

第2表の地方債補正変更であります。まず、辺地対策事業費につきましては、町道改良舗装事業の確定見込みなどにより、限度額を1,240万円から1,350万円に変更するものであります。

次に過疎対策事業費は、林道橋りょう補修事業の新規計上などにより、限度額を2億

9,460万円から3億800万円に変更するものであります。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。ありませんか。

4番、秦貞継君。

○秦貞継　何点かお伺いいたします。

12ページ、6款1項3目、12の委託料、合計1,714万9千円あがっていますが、これ確か山村活性化支援交付金の使い途の予算だと思いましたが、これ各課にまたいで予算化されていると思いましたが、担当課それぞれのこの委託料の内訳を、詳細をお示してください。

それと、この委託先、今後選定に入ると思うんですけれども、町の考えを、どのように、どういったところに委託していきたいと思っているのかお示してください。

あと全員協議会で山村活性化支援交付金のことについて、詳細説明受けましたが、あのときちょっと議会への報告はどのようにするのかという内容が、ちょっと私、理解してなかったものですから、これ毎年ですよ、3年間、毎年1,000万円ずつ交付される交付金だと思いましたが、進捗状況、報告されるおつもりなのかお示してください。

あと、この委託先、ちょっと重複する質問になるかもしれませんが、取り組み等のチェックというのは、3年間継続されていくのかお示してください。

あと、山村活性化、その事業なんですけれども、3年間で1,000万掛ける3年で3,000万円交付されるということですが、全員協議会では計画事業費3,713万9千円となっておりますが、713万9千円は、財源はどこからくるのかお示してください。

あと、確認なんですけれども、委託先、今後、先ほどの質問でも申し上げましたが、委託先に関しての金額等というのは変更、もしくは委託先の変更、金額の変更ということはあるのか。以上の点をお示してください。

続きまして13ページ、農林水産業費、林業費の林道開設舗装改良工事でございますが、これ町内業者が入札に参加できるのか、条件等が分かりましたら、確か講習会を開いて、町内業者もまざれるようにというふうな、以前、説明があったと思いましたが、入れるのかどうかをお示してください。

以上です。

○議長　町民税務課長。

○町民税務課長　秦議員のご質問にお答えをいたします。

まず各課にわたる委託料の内訳ということで、町民税務課で担当させていただきます委託料につきましては、新商品開発業務委託料506万1千円のうち346万、これは全員協議会でもご説明しました新商品等の開発ということで考えてございます。これには米糠の化粧品、または米粉アイス、また、これから開発が進められるかどうかということで、フィージビリティ調査ということで、地ビールであるとか、あとペットボトル水などがここに含まれてございます。

あと、その次のパンフレット制作委託料ということで336万8千円。これらも先ほど総務課長の説明でもありましたように、2款からの振り替えと、併せてページ数をちょっと

増やして金額がちょっと増額になっていますけれども、振り替えと併せて充実したパンフレットをつくるために336万8千円を計上させていただいたところでございます。

ホームページの改修業務委託料につきましても27万5千円。これも町民税務課のほうで計上させていただいたものでございます。どこに委託していくのかというご質問でございしますが、ホームページ改修業務委託料につきましては、これは令和2年度のプロモーション活動において、日本の田舎、西会津町のポータルサイトの改修ということで考えてございまして、令和2年度の実績、これまで携わってきた事業者のほうに委託をしていきたいなということでは考えてございます。

そのほかの新商品開発パンフレット制作業務委託料につきましては、できれば町内業者のほうには出していきたいなということでは考えてございます。特にどの業者に出すかということではなく、今後、見積書、3社以上取って、その中で安いところが、安価なところがあればそちらのほうに委託ということで考えてございます。

ですから、予算計上した額より見積り額が安ければ、当然、額の変更、予算残という形に残ろうかと思えます。ということで、町民税務課からは以上でございます。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 山村活性化対策支援事業についてお答えいたします。

この委託料の部分につきまして、農林振興課が担当するものについては、まずこの欄の一番上、プロモーション業務委託料、それから商品デザイン等制作委託料、これについては、雪室を活用した米の商品開発、これにかかるプロモーション、宣伝、販売のそういった方法の提案。それから商品のデザイン、ネーミング、そういった作成、それを委託するものでございますが、委託先につきましては、今、町民税務課長からもありましたように、できるだけ町内事業者ということで考えておりますが、これにつきましては、事業者の選定につきましては、地方自治法財務規則、それらの法令に従って適切に選定してまいりたいと思えます。

それから、新商品開発業務委託料のうち、160万円の部分は、米粉を使った商品開発ということで、主にパンですとか、ピザですとか、そういったものの商品開発にかかる委託料でございまして、こちらにつきましても町内の事業者ということで想定してはおりますが、これも先ほど申しましたとおり、例規に従って適切に対応してまいりたいと思えます。

農林振興課からは以上でございます。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

まず議会への報告ということでございますが、こちらのほうにつきましては、一応3年間の事業取組ということでございますが、やはり単年度、単年度、国と連絡調整を行いまして予算化していくということでございますので、もし令和3年度の結果及び令和4年度の予算という場合のときには、議会にはご報告させていただきたいと、それ以後も同じく考えております。

また、計画事業費ということで、全員協議会の中で3,713万9千円が計画事業費だと申し上げました。そのうち交付金につきましては3,000万を見込んでおります。その713万9千円につきましては、一般財源の予定でございまして、ただし、令和4年度、令和5年度

につきましては、あくまでも計画事業費ということで、十分に変更はあるということでご承知おきいただければと思います。

以上でございます。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 6款2項2目、林業振興費の工事請負費、これについてお答えいたします。内容につきましては、林道橋の橋りょう補修工事でございます。町内業者は入札参加できるのかというようなご質問でございました。現在、議員おっしゃったように、橋りょうの補修工事の講習会を進めております。講習会の終了後ですけれども、町に対しまして一般土木事業の入札参加資格を有する町内業者を指名するというような方向で、現在は想定して進めてございます。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 答弁漏れがございましたので、委託料の中で、最後のICT栽培支援業務委託料につきましては、これは山村活性化対策ではございませんで、歳入に出てまいります。地方創生推進交付金事業、県との共同申請で行うものでありまして、同じ6、1、3、農業振興費の17の備品購入費に出てきます環境測定機器購入費、これと併せましてICT機器を活用して、JA、それから県農業普及所、それから町が連携して、生産者に対してそういった機器を活用して栽培指導を行うという事業でありまして、この山村活性化対策とは別の事業ということでご理解いただきたいと思います。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 委託先の変更ということですが、今、委託先は決まっております。委託額、委託額の変更は、増額はあり得ないです。減額はあり得ると思います。予算がここで決まっていますので、これ以内であれば変更はあり得るということでございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 全員協議会で説明受けたんですけど、事業の目的、取り組みについて、農家所得の向上と雇用の増大を通じ、地域経済の活性化を、という取り組み内容についての説明があったと思いますが、先ほど来、委託先に関して町内業者、町内業者というお言葉は出るんですけども、町内業者でもいろんな取り組みをされている町内業者あると思いますが、そこら辺まで、どこまでお考えなのか、一般の方をお願いするのか、それとも経験を有する方をお願いするのか、それとも、例えばチームを西会津町内で、そういったお菓子づくりや商品開発をされている方のチームをつくって、そういったものを取り組んでみたいという人たちをお願いするのか、そういった委託先の、町内というくくりは分かったんですけども、その先の考え等は今のところないんですか。そこをお伺いいたします。

もう一つ聞き忘れました。確認ですけど、町税で開発を進められると言ったのは、今、ビールと水に関しては分かったんですけど、内容はこれだけですか、ほかにもあったと思うんですけども。

その2点をお示してください。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 今後補正予算ご議決いただいた後に、具体的に事務を執行していくということになります。ですから、委託先、これから選定をして契約を結んでいくという流れ

になりますけれども、選定の段階で適正な事務の執行、また農政局と協議しながら進めてはまいりたいと考えてございます。

議員のご質問にあります、例えば個人有志と、やる気のある方、そういう方で、可能であればということでは考えられますけども、この事業、単年度事業ということで、年度内の完了ということで進めていかなくてはならないということもございます。今回、例えばパンフレットを作成にあたって、できれば完了目標を11月の新米とかを第1発送する時期にパンフレットを梱包してやりたいと、同梱してやりたいという具合に考えております。そうしますと、できる、商品開発で完了したものをある程度、そのパンフレットに載せたらいいなというような希望もあります。ですから、年度内、3月いっぱいでも完了すればいいかという、極力早く完成させていきたいなということでは考えていますけども、ちょっとそれも状況を見ながら判断していきたいなと思います。

品目でございますが、町民税務課としましては、まず商品開発として考えてございますのが、米を使ったアイスと、米糠を使用した化粧品、それと既にもう商品化されております油味噌のパッケージの商品の磨き上げ、パッケージといいますか、ラベルであるとか、そういったものの磨き上げを行ってきたいなということでもあります。

調査に関して、あと新商品の開発が可能かどうかという調査につきましては、麦を使った地ビールと、軟水を活用したペットボトル水、あと米の加工品ということでレトルトパック、レトルト米ですか、この品目になります。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 パンフレットは11月にということで、早く完成させたいというお気持ちは非常によく分かりました。ですが、それであれば、なおのこと、やっぱりそういったものをつくった経験があると、失敗した経験があるような町内業者、もしくは、お聞きしたんですけど、振興公社はこれに入れますか、それもちよっとお聞きしたいなと思ったんですけど、今回の条件に入れるかなということも確認したいと思いました。

あと、生業を持っている町内業者さんにしてみれば、やっぱりこういったチャンスを与えてあげるといことは、それこそ地域の経済活性につながると思いますので、そこら辺はぜひお考えになったほうがよろしいんじゃないでしょうか、最後にお聞きいたします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 再質問にお答えをいたします。

振興公社のほう、実施が可能かどうかについても、当然、実施であれば、可能であれば見積書をいただくというようなことでは可能でございます。

ただ、実施の段階で、こういう、こちらでの委託に関して、業務内容の仕様書というのは必ずつくらなくちゃいけないものですから、それを例えば、それをもとに実施が可能ということであれば、当然その見積書をいただく業者として考えられるところでございます。

生業をお持ちの方で、極力そういう方もということであれば、ただ、進め方としてどのようにそういう方々のお話を伺っていくか、ちょっとここではなかなかお答えできないところはございますが、その辺につきましても、今後どのような形が一番いいのか検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

- 議長　ほかに。
- （「質疑なし」の声あり）
- 議長　これで質疑を終わります。
- これから討論を行います。
- （「討論なし」の声あり）
- 議長　討論なしと認めます。
- これから議案第 10 号、令和 3 年度西会津町一般会計補正予算（第 2 次）を採決します。
- お諮りします。
- 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議長　異議なしと認めます。
- 従って、議案第 10 号、令和 3 年度西会津町一般会計補正予算（第 2 次）は、原案のとおり可決されました。
- 日程第 10、議案第 11 号、令和 3 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 次）を議題とします。
- 本案についての説明を求めます。
- 健康増進課長、小瀧武彦君。
- 健康増進課長　議案第 11 号、令和 3 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 次）の調製についてご説明申し上げます。
- 今次補正予算は、新型コロナウイルスの高齢者向けワクチン接種に係る、非常勤医師によるワクチン接種業務委託料等の所要額の調製であります。
- それでは予算書をご覧ください。
- 令和 3 年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 次）は、次に定めるところによる。
- 歳入歳出予算の補正。第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額の増減はしない。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 116 万 6 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 3 億 51 万 9 千円とする。
- 第 2 項、診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。
- 主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明をさせていただきます。
- 4 ページをご覧ください。歳入です。
- 4 款、繰入金、1 項 1 目、一般会計繰入金 116 万 6 千円の増は、今次補正予算に係る一般会計からの繰入金の増であります。
- 続いて歳出であります。
- 1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費 116 万 6 千円の増は、西会津診療所の非常勤医師に、月 2 回程度ワクチン接種業務を行っていただけることに伴う、非常勤医師の送迎、及び、ワクチン接種に伴い月曜及び金曜の群岡診療所の外来診療を当面の間、休診することに伴い、群岡診療所から西会津診療所まで送迎バスを運行することによる運転手派遣手数

料 16 万 6 千円の増と、非常勤医師のワクチン接種に係る診療業務委託料 100 万円の増であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。ありませんか。

9 番、多賀剛君。

○多賀剛　これコロナワクチンの接種にかかる補正というようなことで理解しておりますが、この金額というのは、実際その回数は月 2 回、あと月、金の午後休診にして等々の説明ありましたが、これはいつまでですか。要は高齢者接種が終わる 7 月末ぐらいを目処にした補正予算なんではないでしょうか。ちょっと確認させてください。

○議長　健康増進課長。

○健康増進課長　それでは今回の補正予算の計上にかかる、対象となる期間のご質問にお答えをいたします。

まず今回の診療所の休診の分につきましては、月曜と金曜の休診については、当面の間としておりますが、今後、64 歳以下の方の接種も段階的に始まってまいります。その時点におきまして、現在、来週、再来週から月曜日から金曜日まで毎週接種を行うこととなりますが、64 歳以下の方の接種日については、今後、診療所の先生方と調整を進めてまいりますので、今時点では、一応年度内の予算の計上とさせていただきます。

ただし、年度内までかかるとは現在のところ想定はしておりませんが、予算上は一応年度内の計上しております。

また、非常勤医師の診療応援につきましても、同じように、今後若い、64 歳以下の方の接種の計画、今後調整をしてまいります。こちらにつきましても、一応現時点で予算上は年度内の必要額ということで計上をさせていただきました。

以上です。

○議長　9 番、多賀剛君。

○多賀剛　当面はその 65 歳以上の高齢者の接種を、7 月末までには全て完了するというようなことでやっているのは承知しておりますが、ただその高齢者、64 歳以下の方も、皆さん耳にしているとおり、早く接種、ワクチン接種をしたいというような希望がありますから、単純に私ら聞かれるとね、高齢者は 6 月、7 月の 2 カ月でほぼ完了する予定だから、同じ体制で臨むなら、高齢者にやるということは、ほぼ対象の半分はやるものだと私は思っていますので、8 月、9 月、年度末なんて言わないでね、多少 10 月にかかっても、その程度で全町民対象者、接種完了するのかなという思いでございましたので、それにしてもこの補正で足りるのかなという思いでお尋ねしましたが、私の認識、ちょっと違いますでしょうか。それを確認させてください。

○議長　健康増進課長。

○健康増進課長　それでは再質問にお答えをいたします。

今回、高齢者の方については、平日を中心とした接種体制を組まさせていただきました。今後、64 歳以下の方につきましては、平日中心よりも、やはり休日を中心とした接種体制のほうが、接種を受ける方にとっては受けやすいのかなということもありますので、今後、

診療所の診療体制と併せまして、接種を受ける方がどういった曜日、日程であれば受けやすいかということも検討しながら調整をしていきたいと思えます。

なお、先ほど申し上げましたように、予算につきましては年度内ということで計上させていただきますましたが、接種については可能な限り早い段階で接種が完了できるように計画づくりを進めていきたいと考えております。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 11 号、令和 3 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第 11 号、令和 3 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 次)は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第 12、議案第 12 号、財産の取得について(除雪ドーザ)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 12 号、財産の取得について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、平成 7 年に購入した除雪ドーザが、購入から 26 年を経過し、老朽化が著しいことから更新するものであります。

それでは、議案書をご覧願います。

まず、1 の取得する財産及び数量であります、除雪ドーザ、14 トン級、1 台であります。

2 の取得の方法は売買であります。

お手元に配付いたしました入札結果のとおり、去る 6 月 1 日に、条件付一般競争入札による開札会を執行したところであり、開札の結果、コマツ福島株式会社社会津支店、支店長、宮野義和氏が 2,380 万円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額 2,618 万円を取得価格として、6 月 4 日に物品売買仮契約を締結いたしました。納入期限は、令和 3 年 11 月 20 日であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおり

りご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。
（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。
これから議案第12号、財産の取得について（除雪ドーザ）を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。
従って、議案第12号、財産の取得について（除雪ドーザ）は、原案のとおり可決されました。

日程第13、報告第5号、委任専決処分事項の報告を行います。
本件の報告説明を求めます。
総務課長、新田新也君。

○総務課長　報告第5号、委任専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。
地方自治法第180条第1項の規定により、昭和53年6月30日にご議決をいただいております町長の専決処分事項の指定に基づき、損害賠償並びに和解に関することについて、委任専決処分を行ないましたので、その内容についてご報告を申し上げます。件数は1件で、除雪車両の事故に係るものであります。

それでは、報告書をご覧ください。

まず、事件の発生日月日につきましては、令和3年1月11日であります。

その内容であります。西会津町登世島字田畑地内の町道で除雪作業中の歩道用小型除雪ロータリーが、対向車線に乗り出してから左側の歩道に侵入しようとしたところ、後続車が衝突を避けようとしてハンドルを左に切った際に左側の圧雪に接触しフロントバンパーを損傷したものであります。

損害箇所等及び事件の相手方は記載のとおりであります。和解の年月日及び賠償額につきましては、令和3年5月25日、9万717円であります。

なお、過失割合につきましては、当方60パーセント、相手方40パーセントであります。

以上をもちまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づく委任専決処分事項の報告を終了させていただきます。

○議長　ただいまの報告に対し質疑を行います。
（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。
これで報告第5号、委任専決処分事項の報告を終わります。
日程第14、議会案第1号、西会津町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。
本案の説明を求めます。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 議会案を申し上げます。なお、西会津町議会会議規則改正案、新旧対照表も併せてご覧いただきたいと思います。

議会案第1号、提出者並びに賛成者は記載のとおりでございます。

西会津町議会会議規則の一部を改正する規則。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び西会津町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

裏のページをご覧ください。

西会津町議会会議規則の一部を改正する規則。西会津町議会会議規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中、事故を、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由に改め、同条第2項中、議員を、前項の規定に関わらず、議員に。日数を定めてを、出産予定日の6週間、多胎妊娠の場合にあっては14週間前の日から、当該出産の日のち8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして改める。

第87条第1項中、請願者の住所及び氏名を、及び請願者の住所に、名称及び代表者の氏名を、所在地に、押印しなければを、請願者、法人の場合にはその名称を記載し、代表者が署名または記名押印しなければに改める。

附則につきましては、この附則は令和3年7月1日から施行する。

提出の理由、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護などの議員として活動するにあたっての諸要因に配慮するため、育児、介護など、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から、出産にかかる産前産後の欠席期間を規定するものである。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名または記名押印に改めるものである。

以上で説明を終わらせていただきますが、議員各位の賛同をお願いするものであります。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議会案第1号、西会津町議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

議会案第1号、西会津町議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決されました。

日程第 15、請願第 1 号、「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、秦貞継君。

○総務常任委員会委員長 請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 92 条第 1 項の規定により報告いたします。

受理番号、請願第 1 号。

付託年月日、令和 3 年 6 月 4 日。

件名、「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書。

審査の結果、採択すべきものと決定した。

以上であります。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、請願第 1 号、「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を採決します。

お諮りします。

請願第 1 号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、請願第 1 号、「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 16、陳情第 1 号、観光標識の案内板設置に関する陳情書を議題とします。

委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、小柴敬君。

○経済常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 93 条の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第 1 号。

付託年月日、令和 3 年 6 月 4 日。

件名、観光標識の案内板設置に関する陳情書。

委員会の意見、継続審査を要する。

以上であります。

- 議長　これから質疑を行います。
 （「質疑なし」の声あり）
- 議長　これで質疑を終わります。
 これから討論を行います。
 （「討論なし」の声あり）
- 議長　討論なしと認めます。
 これから、陳情第1号、観光標識の案内板設置に関する陳情書を採決します。
 お諮りします。
 陳情第1号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
 （「異議なし」の声あり）
- 議長　異議なしと認めます。
 従って、陳情第1号、観光標識の案内板設置に関する陳情書は、委員長報告のとおり可決されました。
 日程第17、意見書案第1号、国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書を議題とします。
 提出者の説明を求めます。
 4番、秦貞継君。
- 4番　国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書。
 提出者番、私のほか、総務常任委員会、多賀剛委員、武藤道廣委員、猪俣常三委員、上野恵美子委員であります。
 標記の意見書を会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。
 提出先、復興大臣、平沢勝栄殿。文部科学大臣、萩生田光一殿。総務大臣、武田良太殿。財務大臣、麻生太郎殿。
 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書。
 東日本大震災から10年が経過した。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、被災児童生徒就学支援等事業が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われている。令和3年度も東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、16億円が予算化されている。
 この事業を通じて、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む）、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校、各種学校の授業料免除などが実施されている。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能している。
 令和元年12月20日、復興・創生期間後における東日本大震災からの復興の基本方針が閣議決定され、復興創生期間後、令和3年度以降における方針が定められた。その中で、令和2年に第2期復興創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針が定められ、東日本大震災復興特別会計の継続が示された。子どもの就学支援についても、支援の

必要な子どもの状況と事業の進捗に応じた支援を継続するとしている。

しかし、今年度より原子力災害被災地域は、小、中、高等学校、特別支援学校、私立学校、専修学校、各種学校を対象とした就学援助、就学奨励、奨学金などの就学等支援等事業となった。

今日においても、福島県では令和2年4月1日時点で、約6,500人、自主避難を除く、もの子どもたちが県内外で避難生活を送っている。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学、修学のためには、長期的な支援がなくてはならない。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いている。事業に関わる予算措置は単年度のため、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧する。地方から必要であるとの声を中央に届けることが求められる。子どもたちの就学、修学のためには、長期的な支援がなくてはならない。福島県の復興、再生に向けて手厚い支援が実施されているが、引き続き被災児童生徒就学支援等事業による就学支援は必要である。しかし、事業に係る予算措置は単年度のため、今後、本事業が終了もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となり、被災児童生徒就学支援に格差が生じることも危惧される。令和4年度においても本事業を継続し、必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援を実施できるようにする必要がある。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出する。

一つ、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学、修学を保障するため、令和4年度においても全額国庫負担で支援する被災児童生徒就学支援等事業の継続と十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

以上です。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、意見書案第1号の、国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

従って、意見書案第1号、国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第18、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第4条の規定によって、お手元に配りま

した名簿のとおり選任したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、常任委員会委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

日程第 19、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 4 条の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり選任したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議会運営委員会委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

日程第 20、常任委員会の所管事務調査(管内)実施申出についてを議題とします。

各常任委員会より、それぞれの所管にかかる事項の現況を把握するため、9月定例会前の閉会中、3日以内において管内行政調査を実施したい旨の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会からの申し出のとおり、所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、各常任委員会からの申し出のとおり、所管事務調査を実施することに決定いたしました。

加えて申し上げます。所管事務調査の結果は、9月議会定例会にご報告をお願いいたします。

日程第 21、経済常任委員会の継続審査の申出についてを議題とします。

経済常任委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

経済常任委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、経済常任委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 22、広報広聴常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

広報広聴常任委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

広報広聴常任委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、広報広聴常任委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 23、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 24、議会活性化特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会活性化特別委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議会活性化特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、薄友喜君。

○町長 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、専決処分の承認、条例の制定及び一部改、令和 3 年度一般会計補正予算案など、町政が当面する重要な案件 12 件についてご審議をいただいところではありますが、議員各位におかれましては、特段のご精励を賜り、全議案について原案のとおりご承認いただき、厚く御礼を申し上げます。

今後は、一般質問及び議案審議の過程で、皆さまよりいただいたご意見を十分に尊重し、誠意を持って町政に反映させてまいる所存であります。

暑さに向かうおり、皆さまにはなお一層ご自愛の上、町政発展のため、特段のご理解とご協力を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長 会議を閉じるにあたり一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る6月4日以来、本日まで6日間にわたり、条例の制定、一部改正をはじめ補正予算など、町から提出された重要案件12議案及び報告事項5件についてご審議を賜りましたが、全て原案のとおり承認、可決されました。

議員各位には何かとご多忙中にもかかわらず熱心にご審議を賜りましたとこに対し、厚く御礼を申し上げます。

また、町当局におかれましても、審議の間、実に真摯な態度をもって審議に協力されたことに対し、深く敬意を表しますとともに、本会議において議員各位から述べられました意見、要望等につきましては、特に留意され、適切なる執行に十分反映されますよう切望し、町勢伸展のため一層のご努力をお願い申し上げます。

現在、新型コロナウイルスワクチン接種が始まっておりますが、安全かつ円滑な接種にご尽力され、一日も早く事業が完了することを切望するものであります。

これから梅雨や猛暑の季節を迎えますが、町当局をはじめ、議員各位におかれましてはこの上とも自愛くださいまして、町政の積極的な推進にご尽力賜らんことをお願い申し上げます、閉会の言葉といたします。

これをもって、令和3年第4回西会津町議会定例会を閉会します。（14時49分）